

平成 22 年 度  
(2010年度)

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局



平成 22 年度監査結果報告集 目次

I 監査の概要

1 監査委員	1
2 監査等実施状況	1
3 平成 22 年度練馬区監査基本計画	3

II 定期監査の監査結果

1 定期監査(1)	7
2 定期監査(2)	14
3 定期監査(3)	17
4 定期監査(4)	18
5 定期監査(5)	19
6 定期監査(6)	21
7 定期監査(7)	23
8 定期監査(8)	25
9 定期監査(9)	26
10 定期監査(10)	28
11 定期監査(11)	30
12 定期監査(12)	32

III 財政援助団体等監査の監査結果 35

IV 例月出納検査結果 43

V 決算等審査結果報告および財政健全化判断比率審査結果（概要）  
45

VI 住民監査請求に係る監査結果

練馬区立平和台保育園準備委託契約の中止等に関する措置請求監査結果  
..... 53

街頭設置消火器購入費の支出に関する措置請求監査結果  
..... 85

VII 行政監査結果

「補助金の交付事務について」 ..... 113

# I 監査の概要



## 1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

平成23年3月31日現在の監査委員および任期は、つぎのとおりである。  
識見を有する者 藤田 尚（常勤・代表）

（平成21年10月21日～平成25年10月20日）

識見を有する者 矢崎 一郎（平成19年10月19日～平成23年10月18日）

区議会議員 村上 悦栄（平成22年6月17日～平成23年5月29日）

区議会議員 薄井 民男（平成22年6月17日～平成23年5月29日）

## 2 監査等実施状況

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項・第4項）

#### ア 対象

85課130施設、工事監査12か所

#### イ 監査結果

指摘事項 2件

### (2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### ア 対象団体数 43団体

#### イ 監査結果

指摘事項 1件

### (3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2）

### (4) 決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条、第241条）

#### ア 決算 8件

#### イ 基金 2件

### (5) 財政健全化判断比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条）

### (6) 住民監査請求に基づく監査

#### ア 練馬区立平和台保育園準備委託契約の中止等に関する措置請求（棄却）

#### イ 街頭設置消火器購入費の支出に関する措置請求（棄却）

#### ウ 国保年金課職員の処分等に関する措置請求（却下）

※ 住民監査請求については監査結果等決定日の属する年度で整理した。

(7) 行政監査

「補助金の交付事務について」

3 平成 22 年度練馬区監査基本計画

3 ページ参照



平成 22 年 2 月 18 日  
練馬区監査委員決定

## 平成 22 年度練馬区監査基本計画

### 1 基本方針

平成 22 年 1 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」とし、先行きについては、「海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。」としている。

練馬区における平成 22 年度の一般会計予算案の規模は、2,231 億 4,993 万円となり前年度と比べて 4.1%、88 億 1,132 万円の増であるが、新規事業である子ども手当に係る経費を除くと、1.1%、22 億 8,148 万円の減となった。中でも特別区税および特別区財政調整交付金などは厳しい経済状況を反映して大幅な減収が見込まれ、一般財源は 47 億 2,936 万円、3.2%の減となり、今後はさらに厳しい財政運営が予想される。

このような厳しい財政状況の中、区では新たな練馬区基本構想を策定し、練馬区の将来像である「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」の実現を目指し、長期計画に位置づける施策・事業を積極的に推進していかなければならない。そのためには、社会情勢の変化や区民ニーズを鋭敏に受け止め、既存事業の見直しはもとより、区民の目線に立った効率的で効果的な事務執行に努めていくことが求められている。

監査委員としては、このような状況を踏まえ、公正かつ効果的な監査を実施し、行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが期待されている。については、平成 22 年度の監査に当たっては、つぎの方針により実施するものとする。

- (1) 基本構想の実現に向けて「選択と集中」を基本方針とした財政運営に努めるとともに、区民サービスの一層の向上を図る必要があることから、合規性はもとより、経済性、効率性および有効性の観点から事務事業および予算執行の十分な検証を行うことに加え、契約事務および財産管理事務が適正に行われているかにも重点をおいて監査を行う。
- (2) 区立施設や区の事業について、業務委託や指定管理者制度の適用が進めら

れているところから、その業務の運営や所管課の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。

特に、指定管理者制度の導入施設および運営業務委託している施設においては、その日常的な運営管理が適正に行われ、運営体制に問題はないか、またモニタリング制度による運営状況の的確な把握が行われているかについて監査を行う。

(3) 事務事業および予算の執行における違法または不適正な事項等は、指摘事項として監査結果報告書に記載し改善を求める。その後、指摘事項の改善状況を把握するため、所管部から回答を求める。

(4) 監査結果報告およびそれに基づいて措置を講じた旨の通知に係る内容を公表する。あわせてホームページなどを活用して監査結果等を区民に分かりやすく発信する。

## 2 実施方針

### (1) 定期監査

#### ア 財務等監査（学校等監査を含む）

監査の実施に当たっては、予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が、法令等の趣旨に即し適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行われているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督を行っているかを主眼として実施する。

また、施設においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を行う。

#### イ 工事監査

監査基本方針を主眼において技術面より工事の計画、設計、積算、施工について対象工事が適正に執行されているかについて監査する。

### (2) 随時監査

定期監査の結果さらに監査をする必要があると認められる場合や随時に行うことがより効果的であると判断できる場合に実施する。

### (3) 行政監査

長期計画、実施計画、各種監査の実施結果や事業の重要性等を踏まえ、時代の要請に即応した区の事務事業を取り上げて実施する。

実施に当たっては、当該事務事業について、適正かつ効率的に執行されているか、また、所期の目的が十分に達成されているかを主眼として実施する。

### (4) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているか、所管課は指導監督を適切に行っているかを主眼として実施する。

イ 指定管理者については、協定書等に基づいて業務が適正かつ効率的に執行されているか、施設の安全確保等が適切に図られているか、施設の所管課は指導監督を適切に行っているかを主眼として実施する。

(5) 例月出納検査

各会計の現金出納について、計数を確認するとともに、現金保管状況を検査する。併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を把握する。

また、支出命令書等の検査を行う。

(6) 決算審査

決算書その他決算関係書類について計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(7) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類について基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(8) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の的確性やその算定が適切に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(9) 住民監査請求による監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求があったときは、当該請求に係る要件審査を行ったうえで、監査を実施し、違法または不当な財務会計上の行為の有無について検証し、判断する。

(10) その他の監査

長の請求に基づく監査その他の監査については、必要に応じてその都度監査実施計画等を策定し実施する。

3 執行上の留意点

監査の機能を十分に発揮するため、つぎの点に留意する。

(1) 監査の実施に当たっては、事業の内容、過去の監査結果を総合的に検討し、監査対象に即した予備調査や事前調査を行う。

(2) これまでの監査の結果や区立施設の業務内容を踏まえ、実施細目に基づき、効率的、効果的な監査を実施する。

(3) 監査種別ごとに監査結果の分析、評価を的確に行うとともに、事務事業および予算の執行に問題点を発見した場合には、必要に応じてその事務を処理する権限を有する部課とも連携を深め、全庁的な改善を図ることなど

を通じて、監査をより実効あるものとする。

4 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

5 監査の日程

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む） 平成22年4月～平成23年1月

イ 工事監査 平成22年5月～平成23年2月

(2) 随時監査 必要に応じて随時

(3) 行政監査 平成22年6月～平成23年3月

(4) 財政援助団体等監査 平成22年8月～9月

(5) 例月出納検査 毎月実施

(6) 決算審査（基金運用状況審査を含む） 平成22年7月～8月

(7) 健全化判断比率審査 平成22年7月～8月

(8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時

(9) その他の監査 必要に応じて随時

## Ⅱ 定期監査の監査結果



## 平成 22 年度定期監査（1）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（1）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小川けいこ前監査委員および宮原義彦前監査委員が本監査の執行に関与し、村上悦栄監査委員および薄井民男監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 4 月 13 日から同年 5 月 14 日までの間において実日数 15 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

服務管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 健康福祉事業本部 福祉部

(ア) 経営課

- (イ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）
    - ・三原台敬老館
  - (ウ) 介護保険課
  - (エ) 障害者施策推進課（以下の施設を含む。）
    - ・福祉園 2 園 氷川台、大泉学園町
  - (オ) 障害者サービス調整担当課（以下の施設を含む。）
    - ・心身障害者福祉センター
  - (カ) 練馬総合福祉事務所
  - (キ) 光が丘総合福祉事務所
  - (ク) 大泉総合福祉事務所
- イ 健康福祉事業本部 健康部
- (ア) 健康推進課
  - (イ) 生活衛生課
  - (ウ) 保健予防課
  - (エ) 光が丘保健相談所
  - (オ) 大泉保健相談所
  - (カ) 地域医療課
- ウ 健康福祉事業本部 児童青少年部
- (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
    - ・児童館 4 館  
光が丘、上石神井、三原台、光が丘なかよし
    - ・学童クラブ 12 か所  
石神井東小、光が丘児童館、上石神井児童館、谷原小、三原台児童館、南が丘小、北原小、石神井町、早宮さくら、光が丘すずらん、光が丘すみれ、泉新小
  - (イ) 保育課（以下の施設を含む。）
    - ・保育園 12 園  
豊玉、春日町、田柄、上石神井、春日町第二、高野台、旭町、田柄第二、光が丘、光が丘第三、早宮、光が丘第七
  - (ウ) 保育計画調整課
  - (エ) 青少年課

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、課長契約に係る事務処理手続きについて不適切な事例が見られたので指導した。



○事務処理および施設管理の適正性の確保について（指摘事項）

大泉保健相談所の監査において下記の事実を確認した。

(1) 現金出納簿の不備

収納金があるにもかかわらず、歳入現金出納簿が作成されていなかった。

また、歳出現金出納簿においては、月計行の余白に、点検年月日、署名または押印がなかった。

(2) 手数料収入額の不一致

4月分の収入額が収納金月報で98,250円、納付書で112,200円となっており、13,950円合わなかった。6月分の収入額が収納金月報で60,850円、納付書で42,750円となっており、18,100円合わなかった。

(3) 施設管理上の不具合

外灯柱の錆対策、非常用通路の確保、食品サンプル棚のガラス面フィルム貼りについて、昨年度の監査で指導したにもかかわらず、対策をとっていなかった。

事務処理の適正性を確保するためには、条例、規則および手引等に基づいて執行することが必要である。加えて、会計事故防止の観点から、複数の職員でチェックを行うことも重要である。

については、条例等の遵守は無論のこと、内部牽制が十分に機能するような体制づくりを含め、事務処理の改善に向けて早急に取り組みたい。

また、区民が安全かつ快適に利用できる施設を維持していくことは、優先度の高い区の重要課題である。このことを十分に念頭に置いて、施設管理マニュアル等に基づいた適正な施設管理にも早急に取り組みたい。

（健康部）

○会計事務の適正な執行について（指摘事項）

健康部健康推進課の監査において下記の事実を確認した。

健康診査等委託料の一部について、過年度支出が行われていた。

この支出は本来、平成20年度予算で支出すべきものであったが、支払処理の遅延により、平成21年度予算から支出されたものであり、件数で9件、総額で25,426,948円であった。

健康診査等委託料は、単価契約に基づく出来高払いとなっており、実績に応じて、遅延なく支出手続を行うものである。

また、過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独

立の原則を例外的に緩和する措置である。

これらのことを十分に念頭に置いて、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まれない。

また、今回と同様、過年度に係る経費の支出が予測される場合は、予め財務上の適切な処理をとられたい。(健康部)

## 平成 22 年度定期監査（1）の監査結果に基づき講じた措置

平成 22 年度定期監査（1）の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

### 記

#### 1 指摘の内容

##### ○事務処理および施設管理の適正性の確保について

大泉保健相談所の監査において下記の事実を確認した。

##### (1) 現金出納簿の不備

収納金があるにもかかわらず、歳入現金出納簿が作成されていなかった。

また、歳出現金出納簿においては、月計行の余白に、点検年月日、署名または押印がなかった。

##### (2) 手数料収入額の不一致

4 月分の収入額が収納金月報で 98,250 円、納付書で 112,200 円となっており、13,950 円合わなかった。6 月分の収入額が収納金月報で 60,850 円、納付書で 42,750 円となっており、18,100 円合わなかった。

##### (3) 施設管理上の不具合

外灯柱の錆対策、非常用通路の確保、食品サンプル棚のガラス面フィルム貼りについて、昨年度の監査で指導したにもかかわらず、対策をとっていないかった。

事務処理の適正性を確保するためには、条例、規則および手引等に基づいて執行することが必要である。加えて、会計事故防止の観点から、複数の職員でチェックを行うことも重要である。

については、条例等の遵守は無論のこと、内部牽制が十分に機能するような体制づくりを含め、事務処理の改善に向けて早急に取り組まれない。

また、区民が安全かつ快適に利用できる施設を維持していくことは、優先度の高い区の重要課題である。このことを十分に念頭に置いて、施設管理マニュアル等に基づいた適正な施設管理にも早急に取り組まれない。

##### ○会計事務の適正な執行について

健康部健康推進課の監査において下記の事実を確認した。

健康診査等委託料の一部について、過年度支出が行われていた。

この支出は本来、平成 20 年度予算で支出すべきものであったが、支払処理の遅延により、平成 21 年度予算から支出されたものであり、件数で 9 件、総額で 25,426,948 円であった。

健康診査等委託料は、単価契約に基づく出来高払いとなっており、実績に応じて、遅延なく支出手続を行うものである。

また、過年度支出は、地方自治法第 208 条で規定されている会計年度独立の原則を例外的に緩和する措置である。

これらのことを十分に念頭に置いて、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まれない。

また、今回と同様、過年度に係る経費の支出が予測される場合は、予め財務上の適切な処理をとられたい。

## 2 講じた措置

○事務処理および施設管理の適正さの確保について（大泉保健相談所）

- (1) 現金の歳入・歳出事務についての監査指摘事項を受けて、練馬区会計事務規則等に基づく歳入・歳出現金の適正な事務処理方法について職員全員で確認したうえ、実施の徹底を図ることにした。

歳入現金出納簿については、未整備の状態で不適切な事務となっていたため、会計事務の手引き等に基づいて整備し、日々の収納金受払の記録および内容の定期的な点検を実施するよう改善した。また、歳出現金出納簿については、毎月の点検時において、月計行の余白への点検年月の記載および点検者の押印を実施するようにした。

- (2) 収納金月報作成にパソコンを利用しており、集計機能の不具合等による集計金額の誤りが発生していたが、職員の書類のチェックが不十分だったために確認できていなかった。

書類のチェック漏れ等による会計事故の発生を防ぐため、組織としてチェック態勢の見直しを図り、複数の職員によるチェックを実施することとした。

- (3) 施設の維持管理については、今回指摘された不具合事項を含め、安全・安心の観点から施設の再点検を実施し、避難通路の確保については、既に改善した。その他の不具合事項についても、再点検の結果も踏まえ、工事等により改善することとし、準備を進めており、本年中に改善する予定である。今後も、定期的な施設点検、計画的な維持補修を行いなが

ら、適正な施設管理に努めていく。

○ 会計事務の適正な執行について（健康推進課）

平成20年度の医療制度改正に伴い、保険者に40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象に特定健診・保健指導の実施が義務付けられた。

特定健診の実施に伴い、健康診査委託料（基本健診分）の費用決済を東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託することとした。この費用決済には、健診結果を電子化したうえで請求する必要がある。また、健康診査委託料（上乘せ健診分）は、区に直接請求することとした。

過年度支出となった原因は、第一に、区と国保連の両方に請求する必要があったこと、第二に、平成20年度は初年度だったため、電子化に時間を要したこと、第三に、健診実施期間を3月末までとしたことにより、各医師会が実施医療機関からの健診結果を取りまとめる日数を確保することができなかったことがあげられる。

平成21年度は、健診実施期間を3月15日までにして、各医師会から出納整理期間内に請求が可能となるように改善策を講じた。また、区と国保連の両方への請求を国保連のみで済むように変更した。さらに、平成22年度は、健診実施期間を11月末までとしたので、今後このような事態は発生しないと考えている。

なお、今回のような事態が発生しないように、受託者に注意を促すとともに請求状況を把握することとする。万が一、今回のように過年度に係る経費の支出が発生する場合には、繰越支出の方法について、関係各課と事前に協議を行うなど、迅速に対応できる体制を構築していきたいと考えている。

## 平成 22 年度定期監査（2）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（2）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小川けいこ前監査委員および宮原義彦前監査委員が本監査の執行に関与し、村上悦栄監査委員および薄井民男監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 5 月 17 日から同年 6 月 3 日までの間において実日数 12 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

服務管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 区民生活事業本部 区民部

(ア) 経営課

- (イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）
    - ・区民事務所 3 か所  
練馬、光が丘、大泉
    - ・出張所 13 か所  
桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、関、上石神井、大泉西、大泉北
  - (ウ) 税務課
  - (エ) 収納課
  - (オ) 国保年金課
  - (カ) 国保収納担当課
- イ 区民生活事業本部 産業地域振興部
- (ア) 経済課
  - (イ) 都市農業課
  - (ウ) 商工観光課
  - (エ) 地域振興課（以下の施設を含む。）
    - ・光が丘区民ホール
    - ・地区区民館 7 館  
北町、貫井、北町第二、氷川台、大泉学園、関町北、光が丘
    - ・地域集会所 12 か所  
石神井台、関町、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上石神井区民、土支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町
    - ・学童クラブ 6 か所  
貫井地区区民館、北町第二地区区民館、氷川台地区区民館、大泉学園地区区民館、大泉学園地区区民館第二、関町北地区区民館
- ウ 農業委員会事務局

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、委託業務の履行確認について不十分な事例が見られたので指導した。

## 3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

### 出張所施設の積極的活用について

区内に 13 か所ある出張所においては、出張所機能再編により平成 20 年 1 月から取扱い業務を縮小し、証明書の発行および区民税等の収納業務を行っているが、自動交付機の設置やコンビニ収納など公金の納付方法の拡大により、全出張所において窓口収納金の額が年々減少している。また、平成 22 年

6月からは、練馬区で扱う全ての税、保険料のモバイルレジによる納付が可能となったことから、費用対効果の面から施設を維持運営することが効率的とは言えない施設もあると考える。

一方、出張所に併設する地域集会所はコミュニティ機能を担い地域と密接なかかわりを持っている施設であり、青少年育成地区委員会の拠点でもある。

地域の身近な施設である出張所については、今後さらにサービス向上と事務の効率化に向けた具体的な取組が進められるところであるが、見直しに当たっては、区民のニーズを反映して多くの区民の利用に供される施設となるよう、その有効かつ積極的な活用について検討がなされることを期待するものである。(区民部)



## 平成 22 年度定期監査（3）（土木工事） 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（3）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 5 月 19 日から同年 6 月 29 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 22 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書を作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 中村橋駅周辺道路整備工事[練馬区貫井・向山一丁目地内]

イ (仮称)練馬区立北大泉公園第 1 期整備工事[練馬区大泉三丁目 23 番]

ウ 練馬区立春日町駅自転車駐車場整備工事[練馬区春日町一丁目地内]

エ 練馬区立みんなの広場公園整備工事[練馬区石神井町八丁目 41 番]

##### (5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部土木部

計画課、道路公園課、交通安全課

環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課

#### 2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 22 年度定期監査（４）（建築工事） 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（４）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 7 月 28 日から同年 9 月 3 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 22 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

更に、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 学校・夏休み工事の中で、設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書を作成および法令の手續等が適切に行われているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 練馬区立旭丘小学校校舎耐震補強工事、同電気設備工事  
[練馬区旭丘二丁目 21 番 1 号]

イ 練馬区立谷原中学校校舎耐震補強工事、同機械設備工事  
[練馬区谷原四丁目 10 番 5 号]

##### (5) 監査対象部課

総務部施設管理課

教育委員会事務局学校教育部施設給食課

#### 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、工事施工手続において一部適切でない事務処理があったので指導した。

## 平成 22 年度定期監査（5）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（5）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 10 月 18 日から同月 28 日までの間において実日数 6 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

###### ア 企画部

(ア) 企画課

(イ) 経営改革担当課

(ウ) 財政課

(エ) 公会計担当課

- (オ) 情報政策課
- イ 危機管理室
  - (ア) 防災課（以下の施設を含む）
    - ・ 関町南備蓄倉庫
    - ・ 武蔵関公園防災井戸
  - (イ) 安全・安心担当課
- ウ 総務部
  - (ア) 総務課
  - (イ) 文書法務課
  - (ウ) 文化国際課
  - (エ) 情報公開課
  - (オ) 職員課
  - (カ) 人材育成課
  - (キ) 経理用地課
  - (ク) 人権・男女共同参画課
  - (ケ) 施設管理課
- 2 監査の結果  
適正に行われていた。

## 平成 22 年度定期監査（6）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（6）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 11 月 4 日から同月 10 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 会計管理室

ウ 議会事務局

エ 選挙管理委員会事務局

オ 監査事務局

カ 石神井庁舎内各課

(ア) 総務部総務課

(イ) 区民部戸籍住民課、収納課、国保年金課

(ウ) 福祉部石神井総合福祉事務所

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、監査実施日後に収納課において、個人情報の取扱いに不適切な点が見られたため指導した。

## 平成 22 年度定期監査（7）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（7）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 11 月 11 日から同月 30 日までの間において実日数 8 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

学校配当予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理は適正か、現金および郵券等の管理は適正か、各種契約の締結、履行内容は適正か、的確な施設管理が行われているか、給食費未納者への対応が適切か、私費会計の管理は適正か等を主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

##### (4) 監査対象部課

###### ア 教育委員会

- ・ 小学校 16 校 中村西、開進第一、開進第三、練馬第三、田柄第二、向山、高松、石神井、石神井西、谷原、立野、大泉第六、大泉東、大泉西、大泉学園桜、南田中
- ・ 中学校 10 校 豊玉第二、中村、開進第一、貫井、光が丘第一、石神井東、上石神井、南が丘、三原台、大泉西
- ・ 幼稚園 光が丘さくら

###### イ 健康福祉事業本部児童青少年部

- ・ 小学校内学童クラブ 7 か所  
開進第一小、谷原小、大泉西小、大泉第六小、石神井小、開進第三小、向山小

#### 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、つぎの2点について指導した。

- (1) 簡易工事の事務手続きについて不適切な事例が見られた。
- (2) 就学援助費と教材費の管理について不十分な事例が見られた。



## 平成 22 年度定期監査（8）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（8）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施日

平成 22 年 11 月 16 日および同月 18 日

##### (2) 監査の方針

平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算執行および財産管理等が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、また、経済性、効率性、有効性においても適切に執行されているかを主眼として監査を実施した。

##### (3) 監査の視点

委託業務は仕様書に基づき適正に行われているか、利用料金等現金の管理は適正か、備品等の管理は適正か、食事提供にあたり食品の安全管理は適切に行われているか、施設は安全に配慮して有効に活用されているか等について監査を実施した。

##### (4) 監査対象部課

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

・下田少年自然の家

#### 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、食事提供業務において一部不適切な点が見られたので指導した。

## 平成 22 年度定期監査(9)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査(9)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 12 月 2 日から平成 23 年 1 月 28 日までの間において実日数 5 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 22 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

更に、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書を作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 街路新設(電線共同溝設置)工事 [練馬区石神井町二丁目地内]

イ 街路築造および整地工事(22 区画整理その 5)

[練馬区土支田二丁目地内]

ウ 練馬駅南口地区整備工事

[練馬区豊玉北五丁目地内]

エ 練馬区立大泉学園町希望が丘公園第一期整備工事、

同公園管理棟その他新築工事、同機械設備工事、同電気設備工事

[練馬区大泉学園町九丁目 1 番地内]

##### (5) 監査対象部課

ア 環境まちづくり事業本部土木部道路公園課、計画課、特定道路課、土支田中央区画整理工事担当課、土支田中央区画整理課

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課  
ウ 総務部施設管理課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 22 年度定期監査(10) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 12 月 9 日から平成 23 年 2 月 3 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 22 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

更に、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書の作成は適切に行われているか。また、環境等への配慮はされているか。

ウ 施設利用者、児童への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書にそって施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督（監理）は、適切に行われているか。

##### (4) 監査対象施設および工事

ア 練馬区立田柄特別養護老人ホーム等 [練馬区田柄四丁目 12 番 10 号]  
大規模改修工事、同電気設備工事、同機械設備工事、同工事監理業務委託

イ 練馬区立豊玉南小学校 [練馬区豊玉南二丁目 14 番 1 号]  
校舎等改築工事、同電気設備工事、同太陽光発電設備工事、同機械設備工事、同工事監理業務委託

##### (5) 監査対象部課

ア 総務部施設管理課

イ 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課

ウ 教育委員会事務局学校教育部施設給食課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 22 年度定期監査（11）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（11）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 12 月 10 日から同月 22 日までの間において実日数 8 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

服務管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。更に以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 教育委員会事務局学校教育部

(ア) 庶務課

(イ) 新しい学校づくり担当課

(ウ) 学務課

- (エ) 施設給食課
  - (オ) 教育指導課
  - (カ) 総合教育センター（以下の施設を含む。）
    - ・ 関教育相談室
- イ 教育委員会事務局生涯学習部
- (ア) 生涯学習課（以下の施設を含む。）
    - ・ 練馬公民館、春日町青少年館、南大泉青少年館、石神井公園ふるさと文化館
  - (イ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）
    - ・ 総合体育館、平和台体育館、大泉学園町体育館、北大泉野球場、光が丘体育館、大泉学園少年野球場
  - (ウ) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）
    - ・ 平和台図書館、大泉図書館、関町図書館、南大泉図書館、春日町図書館
- 2 監査の結果
- 適正に行われていた。
- なお、指定管理業務と協定内容との間に齟齬が見られたので指導した。

## 平成 22 年度定期監査（12） 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（12）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 23 年 1 月 12 日から同月 31 日までの間において実日数 9 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。更に以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 環境まちづくり事業本部環境部

(ア) 経営課

(イ) 環境課

(ウ) みどり推進課



- (エ) 清掃管理課
- (オ) 資源循環推進課
- (カ) 練馬清掃事務所
- (キ) 石神井清掃事務所（以下の施設を含む。）
  - ・谷原清掃事業所

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課（以下の施設を含む。）
  - ・第二土木出張所、春日町材料置場
  - ・第三土木出張所、石神井台7丁目材料置場
- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (キ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。

### Ⅲ 財政援助団体等監査の監査結果



## 平成 22 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 22 年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、矢崎一郎監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、練馬区観光協会の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 22 年 8 月 26 日から 9 月 15 日までの間において実日数 13 日間

##### (2) 監査の方針と視点

平成 22 年度練馬区監査基本計画に沿い、以下の方針により実施した。

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているか、所管課は指導監督を適切に行っているかを主眼として実施した。

イ 指定管理者については、協定書等に基づいて業務が適正かつ効率的に執行されているか、施設の安全確保等が適切に図られているか、施設の所管課は指導監督を適切に行っているかを主眼として実施した。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

##### ア 財政援助団体（補助団体）

##### 【団体関係】

(ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

(ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

(エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

(カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

(キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

(ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

**【所管課関係】**

- (ア) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

イ 出資団体

**【団体関係】**

- (ア) 定款（寄付行為）ならびに経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。
- (ク) 公益法人化の対応は図られているか。

**【所管課関係】**

- (ア) 出資目的および出資金額等は妥当か。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

**【団体関係】**

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか。  
(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。

- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適正になされているか。
- (ク) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

**【所管課関係】**

- (ア) 指定管理者の指定は、適正に行われているか。
- (イ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (ウ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (エ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (オ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (カ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、指示を行っているか。
- (キ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (ク) 施設管理運営のノウハウを区側も共有する仕組みを構築しているか。

(3) 監査対象団体

別表「平成 22 年度財政援助団体等監査実施団体」のとおり

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、補助金交付等に係る事務処理について不適切な事例が見られたので指導した。

○ 認証保育所運営費等補助金に係る適切な事務について（指摘事項）

(1) 実績報告書について

一部の事業者の実績報告書提出漏れを所管課が見過ごしていた。

(2) 収支明細について

実績報告書および添付書類を確認したところ、任意の添付書類として「練馬区認証保育所事業決算報告書」があったが、補助対象経費と補助対象外経費が区分された様式とはなっていなかった。また、今回監査した事業者が整備している帳簿その他証拠書類を確認したところ、この帳簿等からも補助対象経費と補助対象外経費の明確な区分ができていない事業者があった。

(3) 認証保育所Aについて

補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類として、事業者から提出された勘定元帳の写しを確認したところ、下記経費が計上されていた。

- ① 福利厚生費として新年会費
- ② 交際接待費
  - ゴルフ場利用料
  - ファミリーレストラン飲食代
- ③ 個人所有車の維持管理費
  - 車両維持費（ガソリン代、車検代等）
  - 保険料

上記経費は、練馬区認証保育所運営費等補助要綱の別表1に示された補助対象経費には該当しない。

練馬区認証保育所運営費等補助要綱第12条によれば、「事業者は、毎年度の終了後30日以内に、練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績報告書（第7号様式）につぎの各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。(1)練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績額内訳書（第8号様式）(2)その他区長が必要と認める書類」とある。更に、同要綱第16条によれば、「事業者は、この補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。」とある。

については、補助金の収支明細を確認できる添付書類の様式を新たに整備し、事業者に提示されたい。また、実績報告書の確認の徹底を図るとともに、補助金に係る収支状況を把握し、補助金が対象外経費に流用されないことがないよう、事業者への指導監督の徹底に努められたい。(児童青少年部)

平成22年度財政援助団体等監査実施団体 ※公は公の施設の指定管理者

実施日	団体名(施設名)	団体名(施設名)
8月30日 (月)	[せらび光が丘] 株式会社日本ケアリンク 【認知症高齢者グループホーム補助金】	[神石介護老人保健施設] 医療法人社団龍岡会 【介護老人保健施設整備費補助金】
	[エンゼルベア・ナーサリー上石神井] 株式会社ワコム 【運営費補助金(認証保育所経費)】	[手をつなぐ親の会幼児教室] 練馬手をつなぐ親の会 【心身障害児(者)通所訓練事業運営費補助金】
8月31日 (火)	[ビーフェアこども愛々保育園武蔵関] ビーフェア株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	[練馬区商店街連合会] 【練馬区商工業団体補助金】 【いきいき商店街支援事業補助金】 【活力ある商店街づくり補助金】
	[練馬区商店街振興組合連合会] 【練馬区商工業団体補助金(プレミアム付区内共通商品券販売補助金)】	
	[障害者施策推進課補助金事前書類監査] 《対象：心身通所訓練・精神共同作業所・民間施設補助金》	[保育課補助金事前書類監査] 《対象：認証保育所・認定こども園運営費補助金》
9月1日 (水)	[こどもくらぶ じゃんけんぼん] 特定非営利活動法人じゃんけんぼん 【放課後児童等の広場(民間学童保育補助金)】	[社団法人練馬区医師会] 【練馬区地域医療推進事業補助金】 【訪問看護ステーション事業運営費補助金】 【磁気共鳴画像診断装置設置補助金】 【マンモグラフィ機器購入費補助金】
9月6日 (月)	[さつき保育園練馬ルーム] フミ・コーポレーション株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	[石神井町福祉園] 公 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《指定管理者管理業務費》
	[やすらぎミラージュ] 社会福祉法人章佑会 【老人福祉施設等施設整備費補助金】	[あかねの会就労支援室] 社会福祉法人あかねの会 【民間施設運営費等補助金】 【通所者交通費助成】
9月7日 (火)	[しらゆり荘(知的障害者生活寮)] 公 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《指定管理者管理業務費》	[高野台デイサービスセンター] 公 社会福祉法人安心会 ※利用料金制
	[練馬区都市整備公社] 《補助金・出捐金》	[練馬区観光協会] 《補助金》
	[練馬区社会福祉協議会] 《補助金》 【喫茶コーナー運営事業補助金】 【チェアキャブ運行事業補助金】 【権利擁護センター補助金】	[練馬区社会福祉事業団] 《補助金・出捐金》
9月8日 (水)	[練馬区職員互助会] 《補助金》	[介護支援事業所 縁] (書類監査) [シニアふれあい練馬] 【難病者移送サービス】 【すずらんの会】 【通院・移送センタータンポポ】 【日本ライフアシスト協会】 【非営利地域福祉活動補助金】《補助金》
	[練馬区シルバー人材センター] 《人件費補助金、運営費補助金》 【高齢者就業・社会支援事業補助金】	
	[老人クラブ補助金] 140クラブ (書類監査) 【老人クラブ助成事業補助金】《補助金》	
	[ねりまファミリーバック] 《補助金・出捐金》	
9月9日 (木)	[おひさま保育園] 株式会社おひさま 【運営費補助金(認証保育所経費)】	[大泉学園実習ホーム] 大泉学園実習ホーム運営委員会 【心身障害児(者)通所訓練事業運営費補助金】 【通所者交通費助成】
	[第二大泉学園実習ホーム] 大泉学園実習ホーム運営委員会 【精神障害者共同作業所運営費補助金】 【通所者交通費助成】	



実施日	団体名(施設名)	団体名(施設名)
9月13日 (月)	[石神井公園区民交流センター] 公 練馬建物総合管理共同組合 《指定管理者管理業務費》	[すくすくキッズ] 有限会社ビービーエー 【運営費補助金(認証保育所経費)】
9月14日 (火)	[男女共同参画センターえーる] 公 特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構 《指定管理者管理業務費》《光熱水費》	[中村南スポーツ交流センター] 公 東京ドームグループ ※利用料金制
9月15日 (水)	[石神井障害者地域生活支援センターういんぐ] 公 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 《指定管理者管理業務費》	[文化振興協会] 財団法人練馬区文化振興協会 【出捐金】 【文化振興協会人件費補助金】 【文化振興協会運営費補助金】 【文化振興協会事業費補助金】
	[白百合福祉作業所] 公 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 《指定管理者管理業務費》	
	[マミーズハント武蔵関] 株式会社日本医療事務センター 【運営費補助金(認証保育所経費)】	

※ 公認会計士による事前調査

実施日	団体名(施設名)
9月1日 (水)	[石神井町福祉園] 公 社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
9月2日 (木)	[高野台サービスセンター] 公 社会福祉法人 安心会
9月8日 (水)	[文化振興協会] 出資団体 財団法人練馬区文化振興協会
9月9日 (木)	[認証保育所マミーズハント武蔵関] 財政援助団体 株式会社 日本医療事務センター

## 平成 22 年度財政援助団体等監査の監査結果に基づき講じた措置

平成 22 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

### 1 指摘の内容

○ 認証保育所運営費等補助金に係る適切な事務について

(1) 実績報告書について

一部の事業者の実績報告書提出漏れを所管課が見過ごしていた。

(2) 収支明細について

実績報告書および添付書類を確認したところ、任意の添付書類として「練馬区認証保育所事業決算報告書」があったが、補助対象経費と補助対象外経費が区分された様式とはなっていなかった。また、今回監査した事業者が整備している帳簿その他証拠書類を確認したところ、この帳簿等からも補助対象経費と補助対象外経費の明確な区分ができていない事業者があった。

(3) 認証保育所 A について

補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類として、事業者から提出された勘定元帳の写しを確認したところ、下記経費が計上されていた。

① 福利厚生費として新年会費

② 交際接待費

ゴルフ場利用料

ファミリーレストラン飲食代

③ 個人所有車の維持管理費

車両維持費（ガソリン代、車検代等）

保険料

上記経費は、練馬区認証保育所運営費等補助要綱の別表 1 に示された補助対象経費には該当しない。

練馬区認証保育所運営費等補助要綱第 12 条によれば、「事業者は、毎年度の終了後 30 日以内に、練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績報告書（第 7 号様式）につぎの各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。(1)練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績額内訳書（第 8 号様式）(2)その他区長が必要と認める書類」とある。更に、同要綱第 16 条に

よれば、「事業者は、この補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。」とある。

については、補助金の収支明細を確認できる添付書類の様式を新たに整備し、事業者に提示されたい。また、実績報告書の確認の徹底を図るとともに、補助金に係る収支状況を把握し、補助金が対象外経費に流用されることがないように、事業者への指導監督の徹底に努められたい。

## 2 講じた措置

### (1) 実績報告書について

今後は、提出書類のチェックリストを作成して確認を徹底いたします。

### (2) 収支明細について

補助金に係る収支状況が明確になるように、実績報告書に添付する書類を練馬区認証保育所運営費等補助要綱第12条の中で新たに規定して事業者へ提出を義務付けるとともに、事業者が整備する帳簿等からも確認できるように指導いたします。

### (3) 認証保育所Aについて

指摘されました補助金対象外経費については、事業者へ事情説明を求め、補助金から支出されたものではないことを確認いたしました。

しかしながら、補助金に係る収支状況が不明確であったことが原因であったため、上記(2)に基づき、補助金に係る収支状況を把握できるよう、実績報告書に添付する書類の様式を新たに整備いたします。また、事業者へ補助金の収支明細を明確にするよう指導いたしました。

今後、事務説明会で、補助要綱別表1に記載の補助対象経費について周知するとともに、新たに規定する添付書類の記入方法等を全事業者へ説明し、補助金が対象外経費に流用されることがないように、指導監督の徹底に努めます。

## IV 例月出納検査結果



地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

#### 1 検査年月日

- (1) 平成 22 年 5 月 24 日 (平成 22 年 4 月分)
- (2) 平成 22 年 6 月 25 日 (平成 22 年 5 月分)
- (3) 平成 22 年 7 月 23 日 (平成 22 年 6 月分)
- (4) 平成 22 年 8 月 25 日 (平成 22 年 7 月分)
- (5) 平成 22 年 9 月 22 日 (平成 22 年 8 月分)
- (6) 平成 22 年 10 月 25 日 (平成 22 年 9 月分)
- (7) 平成 22 年 11 月 25 日 (平成 22 年 10 月分)
- (8) 平成 22 年 12 月 24 日 (平成 22 年 11 月分)
- (9) 平成 23 年 1 月 24 日 (平成 22 年 12 月分)
- (10) 平成 23 年 2 月 18 日 (平成 23 年 1 月分)
- (11) 平成 23 年 3 月 24 日 (平成 23 年 2 月分)
- (12) 平成 23 年 4 月 27 日 (平成 23 年 3 月分)

#### 2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

#### 3 検査内容

現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

#### 4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合した結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

# V 決算等審査結果報告および財政 健全化判断比率審査結果（概要）





## 決算等審査結果報告および財政健全化判断比率審査結果報告（概要）

### (1) 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

#### ア 審査の結果

- (ア) 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
- (イ) 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
- (ウ) 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、適正と認められた。
- (エ) 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、適正と認められた。

#### イ 総括意見

##### 【予算執行と行政水準の確保・向上】

練馬区の平成21年度予算は、「新長期計画（平成18～22年度）」、「行政改革推進プラン（平成19～22年度）」および「中期実施計画（平成20～22年度）」を見据え、また「平成21年度重点事業」を踏まえて、中長期的な展望に立ち、区民福祉の向上が図れるよう、以下の基本的考え方に立ち編成された。

- ア) 区民や議会の要望および区の重点課題を見極め、区民生活を維持・発展させる観点から先進性や独立性にも着目した事業の展開に向けて創意工夫し、戦略的に推進していくこととする。
- イ) すべての事業について無駄を排除し、真に必要なものを見極める観点から、徹底的に検証を行い、財政規律を確保するとともに、将来を見据えた健全な財政運営の維持を進めることとする。

平成21年度予算に基づき執行された主な事業の実績であるが、「区民生活分野」では、スーパーサポート貸付やプレミアム付区内共通商品券への補助等の緊急経済対策事業、アニメ産業振興などに取り組んだ。「健康福祉分野」では、介護人材育成・研修センターへの支援、子ども家庭支援センターの整備、ねりまキッズ安心メール事業などに取り組んだ。

「環境まちづくり分野」では、みんなの広場公園等の公園新設事業や牧野記念庭園、豊玉公園等の公園改修事業、放置自転車対策事業、(仮称)資源循環推進センターの整備などに取り組んだ。「教育分野」では、石神井公園ふるさと文化館の整備、小学校適正配置推進事業などに取り組んだ。

このほか、区政運営の新しい指針となる新たな基本構想の策定、長期

計画（平成22～26年度）の策定に取り組んだ。

それぞれの事務事業は、予算編成に関する基本方針に沿い、計画的・効率的に執行され、区民サービスの一層の充実が図られたものと評価できる。今後とも限られた資源をより効果的に配分し、質の高い区政運営に努め、区民福祉の向上に取り組まれない。

#### 【財政の状況】

平成21年度の練馬区普通会計決算は、歳入2,328億464万円、歳出2,285億9,143万円となり、形式収支42億1,321万円から繰越財源を除いた実質収支は40億4,475万円の黒字となったものの、単年度収支では33億8,947万円の赤字となった。

歳入においては、生活保護費に係る国庫支出金が増加するとともに、都市計画交付金の増などにより都支出金も増加した。一方で、急激な世界同時不況の余波を受けて経済情勢が悪化するのに伴い、平成17年度から増加を続けてきた特別区税が減少に転じるとともに、特別区財政調整交付金も大幅な減となった。また、地方消費税交付金を除き、各種の税に連動する交付金も減となっている。経済情勢の飛躍的な回復は望めないことから、主要一般財源である特別区財政調整交付金や特別区税の動向を注視していく必要がある。

歳出においては、大規模な公園用地の取得により公園新設改修費など投資的経費が大幅に増加するとともに、定額給付金などによる補助費も増加した。一方で、生活保護費の増により扶助費が増加したものの公債費が大幅に減となったため、義務的経費は減となった。今後も、一般財源に及ぼす影響の大きい義務的経費の一層の縮減を図り、更なる財政の健全化に努めていく必要がある。

財政指標の面から区の財政状況を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、特別区財政調整交付金が大幅に減少したため84.6%となり、適正水準（70～80%）を超えた。しかし、同じく弾力性を示す「公債費比率」は、減税補てん債の繰上償還などにより6.6%となり、前年度と比較し改善した。また、財政運営の状況を判断する重要な指標である「実質収支比率」は2.4%となり、望ましいと言われている水準（3～5%）を下回った。

ここ数年、財政指標は良好に推移してきたが、経済情勢の悪化に伴い、「実質収支比率」においては望ましいといわれる水準を下回り、「経常収支比率」においても適正水準を超え、財政の硬直化がうかがわれる。今後とも、扶助費や施設改修・改築経費の増加など財政需要の増大が見込まれていることから、区の財政状況は厳しさを増すものと予想される。

財政の健全性を維持、向上していくため、財源の確保に努めるとともに、引き続き行財政改革を推進する中で、なお一層の効率的、効果的な財政運営に取り組まれない。

**【持続可能な区政経営を行っていくために】**

新たな基本構想においては、「区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ的確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します」としている。

持続可能な区政経営を実現するためには、区の財政力を高めることが重要となる。その判断指標である「財政力指数」は0.47と前年度を上回ったが、ここ数年で見ると、0.47前後で推移している。区を取り巻く経済情勢は不透明であり、予断を許さない状況にある。このような状況にあって、財政力を高めるためには、歳入の確保と歳出の適正配分が不可欠である。

歳入の面では、特別区財政調整交付金に次ぐ柱である特別区税の確保が重要である。コンビニ収納や嘱託収納員の導入など、これまでも収納率の向上に努めてきたところであるが、ここ2年続けて減少している。公平性の観点において区民の理解を得るためにも収納率の向上が求められており、更なる努力を期待したい。

歳出の面では、平成19年度に作成した「行政改革推進プラン（平成19～22年度）」により22年度までの3年間で職員数を329人減らし、人件費の削減に努めてきた。また、平成20年度に引き続き21年度も減税補てん債の繰上償還を行った。このように、これまでも義務的経費の削減に努めてきたところではあるが、歳出の適正配分のためにはなお一層の事務事業の見直しが必要と思われる。

今後、財政の基盤を強固にし、持続可能な区政経営を実現していくために、自主的な財源の確保に積極的に努めるとともに事務事業を見直し、効率的な執行を目指して、積極的な取組を行うことを期待する。

ウ 個別意見

**【不用額への取組について】**

平成21年度の一般会計不用額は72億557万円、特別会計不用額は35億5,093万円で、合計では107億5,650万円となり、前年度と比較し10億4,518万円、8.9%の減となった。平成18年度以降4年連続して100億円を超えるものとなっているが、予算現額に対して占める割合は3.1%であり、前年度と比較し0.3ポイント減少した。

このうち、一般会計不用額が予算現額に対して占める割合は3.0%であり、前年度と比較し0.6ポイント減少した。その構成比を事業本部等別で

みると、区民生活事業本部が28.6%、健康福祉事業本部が35.6%、環境まちづくり事業本部が17.8%、教育委員会が13.1%、事業本部に属しない部等が4.9%であった。

多額な不用額は、財源の配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や区民サービスの十分な提供を妨げる要因となりうる。今後とも、不用額の減少に努め、計画的な予算執行を図られたい。

#### 【予算の流用について】

予算の流用は、練馬区予算事務規則第27条において、「歳出予算の経費の金額は、各目の間または各節の間において相互にこれを流用してはならない。ただし、歳出予算の執行上真にやむを得ない場合に限り、これらの流用を行うことができる」と規定されている。

平成21年度の一般会計における予算の流用のうち、増加分は2億8,565万円で、予算現額に対する割合は前年度と比較し0.04ポイント減少した。

しかしながら、第2号補正予算において、減額補正後、不足額が生じたため予算流用（目間流用）を行い執行した事例については、結果として、予算の積算に問題があったものと言わざるを得ず、そうした事例は予算編成の信頼性を損ねかねない。また、補正予算の見積りにあたっては、状況等を的確に把握し、十分に精査したうえで予算計上されたい。

#### 【過年度支出について】

予算の執行については、地方自治法第208条第2項において、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と規定されている。

しかし、保健衛生費の健康推進費において、本来は平成20年度予算で支出すべきであった健康診査等委託料2,543万円が、21年度予算から支出されていたことを、22年度定期監査において確認した。

過年度支出は、会計年度独立の原則を例外的に緩和する措置であることを念頭において、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まされたい。

また、過年度に係る経費の支出が予測される場合は、予め財務上の適切な処理をとられたい。

#### 【特別会計について】

国民健康保険事業会計においては、保険料の収納率は前年度に引き続き低下し、不納欠損額は増加している。国民健康保険事業の健全な財政運営を確保するためにも、適切な債権管理と収納率の向上に努められたい。

介護保険会計においては、前年度に引き続き保険料の不納欠損額は増

加しているが、現年分の収納率は 97.5%で前年度を 0.1 ポイント上回った。今後とも適切な債権管理と収納率の一層の向上に努められたい。

後期高齢者医療会計においては、保険料の収納率は前年度と同率の 98.9%と高水準である。引き続き、適切な債権管理に努められたい。

老人医療会計、公共駐車場会計および学校給食会計については、引き続き適正な執行に努められたい。

**【財産の管理と運用について】**

財産は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されるように努められたい。

**【基金の運用状況について】**

基金については、引き続き適正な運用を行うとともに、更に有効な運用に努められたい。

(2) 財政健全化判断比率の審査結果について

ア 審査の結果

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率 (単位 %)

	平成 21 年度	平成 20 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	2.8	4.4	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(注) 1 「—」の記載は、実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。  
2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

イ 審査意見

(ア) 実質赤字比率

平成21年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため「—」表示となっている。

ちなみに、平成21年度の数値は $\Delta$ 2.44%で、前年度 $\Delta$ 4.45%を上回っているが、早期健全化基準の11.25%と比較するとなお大きく下回り、良好である。

(イ) 連結実質赤字比率

平成21年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため「—」表示となっている。

ちなみに、平成21年度の数値は $\Delta$ 2.83%で、前年度 $\Delta$ 5.07%を上回っているが、早期健全化基準の16.25%と比較するとなお大きく下回り、良好である。

(ウ) 実質公債費比率

平成21年度の実質公債費比率は、2.8%となっており、前年度より1.6ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%と比較しても大きく下回り、良好である。

(エ) 将来負担比率

平成21年度の将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能額が超過していることから「—」表示となっている。

ちなみに平成21年度の数値は $\Delta$ 71.0%で、前年度 $\Delta$ 60.7%より10.3ポ

イント改善しており、早期健全化基準の350.0%と比較しても大きく下回り、良好である。

以上のとおり、平成21年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。しかしながら、平成21年度は、主要一般財源である特別区財政調整交付金が86億円と近年にない大幅な減収となった。最近の厳しい経済情勢を踏まえると、早期に改善する見込みは困難と予想される。このような状況を踏まえ、将来的な財政負担については十分留意し、引き続き適正な財政運営に努められたい。

## VI 住民監査請求に係る監査結果





# 練馬区立平和台保育園準備委託契約 の中止等に関する措置請求監査結果

(平成 22 年 7 月)

練馬区監査委員



## 第1 請求の受付

### 1 請求人

練馬区 A

練馬区 B

練馬区 C

### 2 請求書の提出

平成 22 年 5 月 14 日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求」（別紙）による主張事実の要旨および措置請求の内容は、つぎのとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 事業者選定報告の時点において、選定委員会では重油流出事故の件が一切報告されておらず、審査基準表にある「危機管理対策」等の審査には重大な落ち度があり、この点で選定委員会による事業者ヒアリングおよび応募提案書類審査の双方に瑕疵がある。

イ 園長候補者が2度交替し、平成 22 年 4 月 1 日からの準備委託に入ることができない。このことは株式会社 X（以下「X」という。）の危機管理や人材管理の能力不足であり、こうした点を見抜けなかった選定報告にも瑕疵がある。

ウ 保護者との良好な関係づくりは準備委託に入る前の段階からであり、選定の段階から保護者が事業者および選定委員会に対し、不信と不安を表明している現状からは、到底選定委員会の本旨に則った選定がなされたとは言えない。

エ 年度を越えた継続的で一体的な評価と審査など保育園の運營業務委託に限らず予定されているところではない。

オ 二人目の園長候補者の辞退について、「事業者に責を負わせるものとは認められない」とする合理的根拠・事実関係を一切明らかにしておらず、事業者側の言い分を一方的に区民に伝えているだけである。

カ 区立園長経験者を受託業者に紹介する行為は、公務にともなって知り得た情報を契約関係も成立していない特定企業に有利なように提供する行為で、「練馬区職員倫理規程」（平成 17 年 4 月 1 日練馬区訓令第 45 号）第 3 条第 1 項等に違反する違法な行為である。

キ 区の平和台保育園委託に係る強引な姿勢は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 3 項に反する特定の住民に対する非合理的な差別的取扱いである。

ク 区は、区民、保育事業者、職員、区議会など広く約束してきたルール（引継ぎ期間一年、選定委員会へのオブザーバー参加など）を合理的理由なく踏みにじろうとしている。

(2) 措置請求

練馬区長に対し、以下の三点の措置を求める。

- ア 練馬区立平和台保育園における運營業務委託に関し、練馬区とXとの準備委託契約ならびに公金の支出の中止。
- イ 同運營業務委託に関し、準備委託期間の短縮等を前提とし、事業者再公募によらない、Xのみを対象とした事業者選定作業に係る公金の支出の中止。
- ウ 上記アないしイにつき、すでに公金の支出がある場合は、練馬区への返還。

4 要件審査

本件措置請求は、法第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

5 暫定的停止勧告に関する判断

法第 242 条第 3 項の規定による暫定的停止勧告については、本件措置請求がなされた段階で、本件契約に係る公金の支出が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、その必要はないと判断した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「練馬区とXとの準備委託契約ならびに公金の支出に違法・不当な点があるか」および「Xのみを対象とした事業者選定に係る公金の支出に違法・不当な点があるか」を監査対象事項とした。

なお、練馬区立平和台保育園運營業務委託プロポーザル募集要領（平成 21 年 7 月 21 日、以下「募集要領」という。）によると、運營業務委託契約の適用対象となる期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間であり、準備委託期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間であるが、区は事業者の公募に際して、事業者選定に係る募集要領により具体的に説明しており、なおかつ、保護者説明会等においてもその旨の説明を行っている。したがって、当該契約について

は、相当の確実さをもって行われると予想される契約と判断した。

また、主張事実の要旨のエおよびクについては、法第 242 条第 1 項で規定する財務会計上の行為には当たらないため監査の対象からは除いた。

## 2 監査対象課

健康福祉事業本部児童青少年部保育計画調整課（以下「保育計画調整課」という。）（※）、同部保育課および総務部職員課（以下「職員課」という。）を監査対象課とした。

（※平成 22 年 4 月の組織改正により、計画調整担当課が保育計画調整課に変更となった。）

## 3 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、保育計画調整課および保育課については事情聴取を行った。

## 4 請求人の証拠の提出および陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため実施しなかった。

また、平成 22 年 6 月 23 日に新たな証拠の提出があった。当該証拠による請求人の主張事実の要旨は、つぎのとおりである。

X が指定管理者となっている施設での児童の死亡事故は、緊急時の対応能力の不足・欠如や、施設長についての事業者としての考え方の甘さ、施設を受託するにあたっての事業経験の少なさなど、受託事業者としての資質を証するものである。

## 第 3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求の主張には理由がなく、措置請求は認めることはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課に対する調査の結果および判断の理由を述べる。

### 1 事実関係の確認

#### (1) 平和台保育園選定の経過について

##### ア 委託保育園の決定について

平成 19 年 6 月 8 日に、「区立保育園の運営業務の民間委託について」とする起案決定がなされ、添付された文書によるとその内容は、基本的考え方が示され、また、民間委託の概要として、運営事業者についてプロポーザル方式で指定管理者の選定基準を準用し、選定委員会を設置し、保育方針などの提案内容等を審査して決定することなどについて明記されている。

また、平成 19 年 12 月に作成された年度別の保育園委託計画において、平和台保育園の運営業務の委託開始時期は、平成 23 年 4 月となっている。

#### イ 事業者選定方針について

「練馬区立平和台保育園運営業務委託事業者選定方針」（平成 21 年 9 月 12 日決定。以下「選定方針」という。）によると、運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の位置付けと役割として、「平和台保育園の運営業務委託事業者を選定するため、区長が設置する。選定委員会の選定結果は区長に報告するものとし、区長は報告を尊重して委託事業者を決定する。」とある。また、選定方針 3(4)に、事業者選定の考え方として、「委託事業者の候補者は、審査基準表の評点結果と区立保育園の運営業務委託事業者としてふさわしいかの観点から、選定委員の合議により決定する。」とある。さらに、審査基準表については、選定方針 3(1)で「『審査基準表』は別紙を原案として選定委員会が決定する。」とある。

危機管理対策については、この審査基準表の A 提案書等による審査にあり、「過去に重大な過失（死亡・後遺症が残る事故）や何らかの事故等を起こしていないか。」「事故防止・安全対策・防災対策について、内容は適切か。」「事故防止・安全対策・防災対策について全職員に周知されている仕組みが講じられているか。」の 3 つの評価基準で構成されている。

#### ウ 選定委員会の設置

平成 21 年 5 月 11 日に、「練馬区立保育園運営業務委託事業者選定委員会設置要領」（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 練児字第 10050 号）に基づき、選定委員会が設置された。選定委員会は、学識経験者 2 名、有識者 2 名、児童青少年部長、保育課長、練馬区立保育園園長経験者 1 名の合計 7 名で構成された。

#### エ 選定の経過

平和台保育園の委託事業者の募集は、募集要領に基づいて行われた。この募集に対して 2 事業者から応募書類の提出があった。

選定委員会は、平成 21 年 8 月 25 日、26 日の二日に分けて第 1 回の会議を開催してから、事業者によるプレゼンテーション、園長候補者等に対するヒアリング、および選定委員による現地調査を経て、同年 11 月 2 日の事業者選定に至るまで計 5 回の会議を行った。その後、平成 21 年 11 月 9 日付け 21 練児字第 10321 号「練馬区立平和台保育園運営業務委託事業者選定について（報告）」により、選定委員長より区長

へ、Xを委託事業者として選定する旨の報告があった。この報告を受けて、平成21年11月18日付け決定21練児子第10323号にて区としてXを委託事業者として決定した。

オ 事業者の再評価（1回目）

平和台保育園運営業務委託予定事業者として決定しているXが運営する広島県三次市立東光保育所において平成21年1月に重油流出事故が発生していたことが判明した。区では、Xからの聴取と現地での調査を行い、事故の原因と対応について把握し、平成21年12月21日の第6回選定委員会で事故に関する報告を行った。

また、事業者からの園長候補者の辞退の報告を受けて、平成21年12月21日付け21練児子第10401号により、練馬区長から選定委員会委員長あてに、新しい園長候補者の評価の実施について依頼があり、平成22年1月9日の第7回選定委員会および同年1月16日の第8回選定委員会で新しい園長候補者の評価等を行い、平成21年11月2日に選定した運営業務委託事業者に変更なしとした。

カ 事業者の再評価（2回目）

再評価（1回目）後、園長候補者が精神的な苦痛を受け辞退したいという申し出があり、受理したことについてXから報告があり、平成22年4月1日からの準備委託は繰り延べられた。

その後、平成22年4月28日付けでXから新しい園長候補者の報告があり、平成22年4月28日付け22練児保第10013号により、区長から選定委員会委員長あてに、新しい園長候補者の評価の実施について依頼があった。選定委員会では、平成22年5月19日の第9回選定委員会で園長候補者のヒアリングを実施し、同年5月22日の第10回選定委員会で、園長候補者の評価点とそれ以外の審査項目の評価点とを総合的に評価した結果、運営業務委託事業者は変更しないという結論となった。

キ 事業者選定に係る保護者等への周知についての主な状況は以下のとおりである。

(ア) 平成21年12月7日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「運営業務受託予定事業者が運営する認可保育所における事故について」により、保護者あてに、重油流出事故についてXから状況を聴取していること、近日中に現地調査を行い、その内容を選定委員会に報告すること、その際、事業者選定における評価内容についても改めて確認することを周知した。

(イ) 平成21年12月22日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「平和台保育園運営業務受託事業者に関するお知らせ」により、重油



流出事故についての概要と、平成 21 年 12 月 18 日に一人目の園長候補者の辞退があったことを周知した。

- (ウ) 平成 22 年 1 月 12 日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「事業者選定委員会（第 7 回）の開催について（報告）」により、事故の判明に対する事業者の評価の扱いと、代替の園長候補者について報告があった。
  - (エ) 平成 22 年 1 月 14 日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「事業者選定委員会（第 7 回）の開催について（報告）（2）」により、(ウ)で報告した内容の補足があり、園長候補者のプロフィール等についての報告があった。
  - (オ) 平成 22 年 1 月 19 日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「事業者選定委員会（第 8 回）の開催について（報告）」により、平成 21 年 11 月 2 日に選定した委託事業者に変更なしという報告があった。
  - (カ) 平成 22 年 2 月 3 日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「区立平和台保育園保護者からのご質問への回答」により、保護者の不安等を解消するため、1 月 28 日までに平和台保育園の投函箱に入っていた全 50 項目の質問への回答があった。
  - (キ) 平成 22 年 2 月 23 日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「事業者選定に関する保護者アンケートについて（依頼）」により、区として最終的な結論を出すにあたり、あらかじめ、保護者のご意見を伺うための依頼があった。
  - (ク) 平成 22 年 3 月 3 日付け計画調整担当課長から保護者あての文書「保護者へのアンケートおよび個別説明会の結果について（報告）」により、まとめた結果の報告があった。
  - ク 平成 22 年 2 月 2 日に平和台保育園父母会会長から練馬区議会健康福祉委員会所属の区議会議員あてに、平和台保育園の業務委託に関する件で手紙があった。その内容としては、委託事業者決定の白紙撤回、委託先事業者の再選定を求めるもので、平和台保育園の園児の約 8 割にあたる 95 園児分の署名を集めたものであった。
  - ケ 申請番号 2009ICC0110000001038 の旅行命令申請詳細書によると、計画調整担当課長が平成 22 年 3 月 7 日に、J R タワーホテル日航札幌まで保育委託事業者との協議で出張していた。
  - コ 平成 22 年 6 月 24 日に第 9 回および第 10 回の選定委員会の委員謝礼として 8 万円の支出があった。
- (2) 練馬区立平和台保育園運營業務委託プロポーザル募集要領について

平成 21 年 7 月 21 日付けで募集要領が決定されている。

募集要領は、平成 23 年 4 月から運營業務を委託する平和台保育園の受託事業者を募集するためのものであり、経理用地課長の協議を経て決定しているものである。

募集要領の内容によると、プロポーザルの趣旨として、①平成 23 年度に委託を開始する受託事業者の募集をするものであること、②受託事業者の選定にあたっては、現行の平和台保育園の保育水準を低下することなく継承していくこと、③円滑な引継ぎが最も重要な事項であること、④保育計画および指導計画に基づき、「安全の確保」等十分検討の上での応募を望むこと等が明記されているほか、委託内容や職員配置、認可保育所運營業務事業への参加理由、現在運営している認可保育園に関する資料などについて記載されていた。

また、委託の期間について、準備委託期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで、運營業務委託期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとしている。

委託の内容については、保育園の運營業務としており、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づくことおよび当該指針の改定の動向に留意することのほか、「安全の確保」「健康の保持」および「衛生の保持」などへ細心の注意を払うこと、「練馬区立保育園の保育水準」（平成 16 年 9 月 1 日付）に準拠することが記載されている。

引継ぎ業務（準備委託）については、引継ぎ期間、引継ぎの日程および内容、引継ぎ期間中の職員配置が記載されている。

職員配置については、「練馬区職員配置基準について」による職員配置以上の配置をすること、園長は、保育士登録済みで、園長または主任保育士に準じた経験を有する者とし、保育実務経験が 12 年以上または同等の経歴、識見、能力を有する者とするなどが記載されている。そのほか、障害児保育、練馬区職員の関与、調理業務等について記載されている。

### (3) 練馬区立平和台保育園運営準備業務委託契約について

平成 22 年 5 月 28 日付けで平和台保育園運営準備業務委託契約が区長契約により締結された。

この契約は、平成 23 年 4 月からの委託開始に向けて、受託事業者が必要な職員の育成、保護者との情報交換、引継ぎ業務等について十分な準備に努めるために締結されたもので、委託期間は平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までである。

## 2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

### (1) 保育計画調整課の見解

請求者は、区立平和台保育園運営業務委託に関して、区と株式会社Xとの準備委託契約の中止を求めている。

準備委託の締結は、そのこと自体が平和台保育園の入所児童ならびにその保護者に格別の不利益を強制するものではなく、特定の営利企業に格別の便宜供与を与えるものでもない。したがって、請求者の主張は、当たらないものとする。

その理由は、以下のとおりである。

- (1) 当初、事業者からの事故の報告がなかったことで、審査基準表にある「危機管理対策」等については、審査に重大な落ち度があり、この点で、選定委員会による事業者ヒアリングならびに事業者の応募提案書類審査の双方に瑕疵があるという主張について

第一に、事業者の評価項目における「事故」については保育上の事故を想定したものである。

応募事業者からの提出書類には、「事故発生時の対応マニュアル」や「安全管理計画」を含んでいる。ただし、これらは保育を行う上で直接影響がある事故を想定しており、施設管理上の事故については含んだものではない。

なぜなら、区立保育園の施設管理者は区であることから、施設設備の取り扱いについては、区が事業者に対して指導するものであり、そこで予想される事故への対応マニュアル等は区が整備し、事業者に求めるべき事項ではないからである。

したがって、審査基準表の「危機管理対策」に関する項目については、施設管理上の事故に関するものは含まれていない。

当然、事業者へのヒアリングでも、保育上の事故の有無を確認しているが、施設管理上の事故については、特に求めているものではない。

第二に、選定委員会としては、事故の報告がなかったことを事業者評価の対象とはしなかったことである。

今回の重油流出事故では、重油がボイラー室内にあふれたため、保育室の変更や下水の使用停止などはあったが、保育運営自体に支障があったものではない。また、事故による被害が拡大した原因が設備の不備によるもの

のであり、日々の施設使用者である事業者に全ての責任があるとはいえない。さらに、事故処理全般についても、当該園の保護者や近隣住民の方々には十分ご理解を得ていることは、現地調査でも確認し、選定委員会にも報告をしている。

こうしたことから、選定委員会では、そのような状況を勘案し、報告がなかったことについては、事業者の評価の対象とはしないこととしたものである。

したがって、事業者へのヒアリングおよび事業者からの提出書類についての審査には瑕疵はなく、請求者の主張は当たらない。

- (2) 準備委託開始までの4か月足らずの間に園長候補者が二度も交替する事態に陥っており、4月1日からの準備委託に入れにくいことは、事業者の危機管理や人材管理の能力不足を表しており、こうした点を見抜けなかったことは選定報告に瑕疵があるという主張について

今回の事故への対応において、事業者内で定めているとおり、関係者への迅速な連絡、本部と現場保育園との連携など、適切に行われており、実務面でも危機管理能力については実証されている。

また、請求者が挙げている二度の園長候補者の変更は、それぞれやむを得ない理由によるものであり、事業者の努力によって避けることが困難な内容である。しかし、事業者から代替候補者の提示があったことは、事業者の人材管理能力を実証するものである。

さらに、現在、事業者が直営あるいは受託により、多くの施設を運営していることから、事業者の能力が不足しているとは言えない。

以上のように、応募の際に提出があった企画提案書や事業者プレゼンテーション等で確認しているだけでなく、実際に事業者の能力があることが認められており、事業者の能力不足を見抜けなかったことで選定に瑕疵があったという主張は当たらない。

- (3) 事業者の選定方針に「運営委託実施後においても、区ならびに保護者との良好な関係を維持し・・・」と定めていることから、準備委託に入る前から良好な関係づくりが求められており、選定の段階から保護者が事業者および選定委員会に対し、不信と不安を表明している現状からは、選定委員会の本旨に則った選定がなされているとは言えないという主張について

これまでは、事業者の再評価を行っている段階であるため、事業者から

直接保護者への働きかけは認められず、事故の報告をしなかった理由について、保護者の理解を十分に得ることができなかった。このことが、事業者が意図的に事故を隠したものと保護者が受け止め、そのような事業者を選定した選定委員会や区に対する不信感につながったものと思われる。

事業者としての変更はしない旨の決定を受け、準備委託契約による引継ぎ業務を行うに当たっては、事業者と保護者とが意見交換をする機会を設けることになり、運營業務委託の実施の際には良好な関係を築き、維持していくことが十分可能であると判断したものである。

したがって、運營業務委託後においても、区ならびに保護者との良好な関係を維持する選定を行うという委員会の本旨に則った選定がなされていないという主張は当たらない。

- (4) 選定委員会は年度内限りとして組織されており、選定委員の委嘱も年度内であることから、年度を越えた継続的で一体的な評価と審査など、本来、保育園の運營業務委託に限らず予定されていないという主張について

平和台保育園の委託事業者を選定した選定委員会は「練馬区立保育園運營業務委託事業者選定委員会設置要領」により設置しており、選定委員の委嘱もこの要領による。

二人目の園長候補者の辞退により、新年度になって選定委員会を開催し、事業者の再評価を行い、事業者の変更はしない旨の決定をした。

この選定委員会は、「練馬区立平和台保育園運營業務委託事業者選定委員会設置要領」に基づき設置したものであるが、前年度に事業者の評価を行った選定委員会と継続性を確保している。

選定委員は、人事異動によって当て職である保育課長が交替してはいるが、その他は、平和台保育園の事業者選定の終了を期限として、同じ者を改めて委嘱している。また、評価基準や評価方法は全く同じであり、選定委員会としては同一のものとみなすことが可能である。

したがって、選定委員会における事業者の選定結果について、新しい園長候補者の評価を行うことで、事業者の変更はしない旨の決定をしたことは、年度を越えた選定であっても有効であり、年度を越えた審査は予定されていないという主張は当たらない。

- (5) 二人目の園長候補者の辞退について、事業者に責を負わせるものとは認められないことから、引き続き、今回の事業者決定は有効であると判断しているが、事業者に責を負わせるものとは認められないとする合理的な根

拠を示していないという主張について

園長候補者の辞退に至った理由は、自分の経歴や能力について、自分が知らないところで、様々な形で取り扱われていることを知り、精神的に大きな衝撃を受けたためであると事業者から口頭で報告を受けている。

そのように、個人情報を経験を様々な形で取り扱われていることについては、事業者との関連は全くなく、また、事業者が、この取り扱いを管理することも不可能である。したがって、事業者に責があるとは言えないのは明らかである。

園長候補者が精神的に大きな衝撃を受けたことを聞き、区としても事実を確認した上で、園長候補者に関する区の個人情報の取扱い等についての経緯を説明するために、事業者とともに園長候補者と面談をした。その際、本人から、直接事情を聴取している。

本人からは、インターネット上のブログで自分のことが取り上げられ、また、事業者宛のメールや手紙には、「現勤務の園をたった1年で辞する予定とのことから有能無能以前に無責任さを感じられる」などと記載され、面識もない人から自分の経歴や能力について否定されていることを知って、大変傷ついたと伺った。

後日、事業者から正式に辞退の報告を受けたが、辞退の理由は、事情を聴取したものと相違ないことを確認している。

したがって、区は事業者側の言い分を一方的に区民に伝えているだけの姿勢だという主張は当たらない。

- (6) 同じ年度に委託を計画している東大泉第二保育園が事業者の募集すら行っていないことと比べると、平和台保育園の委託だけが強行されなければならない理由はまったくなく、むしろ区の強引な姿勢は、特定の住民に対する非合理的な差別的取り扱いであるという主張について

保育園運營業務委託を進めることが直ちに保護者の不利益につながるものではないことは言うまでもなく、そもそも他の園との比較で差別的な扱いということはありません。

東大泉第二保育園については、保護者説明会を開催することができないことから事業者の応募手続きに入ることができないが、平和台保育園は既に委託予定事業者を決定しており、両園の状況は全く異なるものである。

委託予定事業者が決定していることから、当該事業者との準備委託契約の締結に向けて事務を進めていかなければならないことは当然のことである。

る。

したがって、平和台保育園の保護者に対して差別的な扱いをしているという主張は当たらない。

- (7) 引継ぎ期間一年、選定委員会へのオブザーバー参加など、区と保護者、職員団体等が検証や協議を積み上げてきて、適用されたルールがあるにもかかわらず、これらのルールを合理的な理由がなく踏みにじろうとしているという主張について

基本的には、保護者との話し合いの中で作り上げたルールは、その保育園の委託事業者の選定に限ってのものである。しかし、練馬区においては、28年度までの委託計画を策定していることから、次の委託予定保育園の保護者との良好な関係作りを行っていく上で、前の園の保護者との間でいくつかのルールを設定し、今回もこれらのルールを適用していくことを、双方で確認して引継いできたという経過がある。一方、合理的な理由があれば、ルールを変更することも当然ありうるし、ルールの変更が直ちに事業者選定の公正性への信頼を損なうとは言えない。

一年間の引継ぎ期間を確保するという点については、過去の経験を踏まえ、運營業務委託後も、これまで区が直接運営していたときと同様の運営ができるよう、引き継ぐ園の一年間の事業の流れを知ることが必要であるという理由から、一年間という期間を設けたものである。

平和台保育園では、やむを得ない理由による園長候補者の辞退があり、準備委託契約の締結が遅れたということや、また、4・5月で行うべき引継ぎを6月以降に行うことで十分補うことができると判断し、10か月とするものであり、現段階では、概ね一年間という原則を変更するものではない。

また、選定委員会への保護者代表によるオブザーバー参加については、選定委員会が適切な運営を行っていることを保護者に確認していただくために、委員会です承をした上で、認めてきたものである。

しかし、一方では、選定委員会は、本来、非公開で開催されるべきものであり、他の施設での選定ではなく保育園の選定に限られた制度であることを考えると、現行のまま、オブザーバー参加を認めてよいのかと、区議会からの指摘もいただいているところである。

今回、園長候補者の個人情報が多様な形で取り扱われてしまったことが、オブザーバーとして参加した保護者によるものではないとしても、そのように疑われてしまう可能性があり、結果として、保護者の心理的な負担を背負わせてしまうことになりかねない。

したがって、平和台保育園の事業者選定過程で明らかになった課題への、取り得る対応として、事業者選定委員会を本来の運営の形である非公開に戻すことは今後の事業者選定に当たっては不可欠な取組であり、積み上げてきたルールを合理的な理由がなく踏みにじろうとしているという主張は当たらない。

- (8) 区が事業者の相談を受けて、練馬区立保育園の園長経験者を紹介あっせんしたことが、契約に至っていない特定の私企業に対する便宜供与として、区職員の倫理規範に反する恐れがあるという主張について。

事業者は11月に決定しており、準備委託契約を締結する段階にあった。しかし、園長候補者の辞退という予想できなかったことがあったために準備委託を繰り延べなければならず、保護者の不安が益々募っている状態であった。

このため、保護者の不安を少しでも解消するためには、新しい候補者は区立保育園園長の経験者が望ましいという事業者の意向は区としても首肯すべきものであると判断し、事業者と新しい園長候補者との合意という前提条件があるものの、一刻も早く、準備委託に入る環境を整えることが必要であると考え、候補者の情報を提供したものである。

その後は、あくまで事業者とご本人とが面談を行い、事業者の方針やそれぞれの保育に対する考え方が一致したので、事業者として、園長候補者とすることに決定したものである。

区としては、平和台保育園の保護者の不安の解消を第一に考えた対応であり、事業者に便宜供与を行ったという主張は当たらない。また、情報提供をした職員を採用することを義務付けたものではないことから、あっせんには当たらない。

(上記内容は平成22年6月2日付けで、(5)の下線部分と(8)については同月15日付けで追加で児童青少年部長から提出された書面であり、当該内容を原文のまま記載した。)

## (2) 職員課の見解

### ア 練馬区職員倫理規程について

「練馬区職員倫理規程」は、地方公務員法に定めのあるもののほか、練馬区職員の倫理に関し必要な事項を定めることにより、区民の区政に対する信頼の確保を図ることを目的に、平成17年4月1日に制定したものである。



このうち、第3条では倫理行動基準を定め、「職員は、練馬区職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項を倫理行動基準として遵守しなければならない。」としている。

また、同条第1項では「職務上知り得た情報について区民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、区民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。」と規定し、区民に対して公平、公正な対応をすることを求めている。

#### イ 監査請求に対する職員課の見解

平成22年5月14日付け練馬区職員措置請求書の「2請求の要旨、第2請求の理由、(6)」に対する職員課の見解は、次のとおりである。

##### (ア) 請求要旨

練馬区が紹介した区立園長経験者が、現在は退職後の一私人であり、例え本人の同意を得ての紹介であったとしても、練馬区の側の行為は公務にともなって知り得た情報を契約関係も成立していない特定企業に有利なように提供する行為であって、「練馬区職員倫理規程」第3条1項等に違反する違法な行為である。

##### (イ) 職員課の見解

平素より、住所、電話番号等の個人情報を除き、職員の氏名、所属(〇〇課等)、職層名(参事等)、職種名(事務系等)、職務名(〇〇係長等)に関する情報の提供については区の勤務歴を含め、照会元が住民か企業かあるいは被照会者の近親者や知人等とにかかわらず、原則として回答している。このことは、本区との契約関係の存否に左右されるものではない。

請求人の主張する所管課長が、本区立の保育園園長経験者をXへ紹介したことについては、公開対象の職員情報の提供であり、上記の職員情報の提供と同趣旨であると考えます。

したがって本件については、請求人の主張する「職務上知り得た情報について区民の一部に対してのみ有利な取扱い」には当たらず、「区民に対して不当な差別的取扱い」とはならないものであり、「練馬区職員倫理規程」第3条1項に違反するものとは認められない。

(上記内容は平成22年6月2日付けで総務部長から提出された書面であり、当該内容を原文のまま記載した。)

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課への事情聴取、関係書類の調査等に基づき、本件についてつぎのとおり判断する。

- (1) 本件請求は、事業者選定に係る契約や公金の支出などの財務会計行為に関して、当該財務会計行為を前提として、選定委員会での選定行為等の非財務会計行為（以下「先行行為」という。）について、その先行行為の違法性・不当性を主張することにより、当該財務会計行為の違法性を問題にしている。この場合、先行行為の性質、違法・不当事由の内容、先行行為と財務会計行為との関係等を総合的に考慮し、当該財務会計行為が財務会計の適切な執行の確保の見地から見過ごすことのできない瑕疵があるとき、または、先行行為に重大かつ明白な瑕疵がある場合について、当該財務会計行為も違法・不当性を帯び、住民監査請求の対象となると解すべきものとし、以下のとおり判断する。
- (2) 請求人は、「事業者選定報告の時点において、選定委員会では重油流出事故の件が一切報告されておらず、審査基準表にある「危機管理対策」等の審査には重大な落ち度があり、この点で選定委員会による事業者ヒアリングおよび応募提案書類の双方に瑕疵がある。」と主張しているため、この点について判断する。

選定委員会として事業者（X。以下「本件事業者」という。）を選定した平成 21 年 11 月 2 日の第 5 回選定委員会までの選定委員会の会議録を見る限りにおいては、重油流失事故の件が報告されたという事実は確認できなかった。

その後、平成 21 年 12 月 21 日の第 6 回選定委員会では、本件事業者が運営する保育所で起きた重油流失事故について、監査対象課から、三次市および本件事業者への聴取、現地調査などから判明した事故の概要、原因についての説明があった。

また、平成 22 年 1 月 9 日の第 7 回選定委員会では、重油流出事故の判明に対する本件事業者の評価の扱い等が議題とされた。そこでは本件事業者から、「危機管理マニュアルを整備するなど再発防止に努め、地元や保護者の理解もいただいていることから、事故対応としては解決済みの問題と考えていた」、「応募にあたっての報告事項とは考えていなかった」、「現在は、報告すべき事項だったと反省している」という説明があった。

さらに、平成 22 年 1 月 16 日の第 8 回選定委員会では、施設管理上の

事故は、審査基準表にないため、その部分を改めて再評価することはできないとの意見が出され、重油流出事故の判明に対しての本件事業者の評価はしないこととなった。

以上の選定過程をみると、選定委員会は選定方針3事業者選定の考え方(4)にある「委託事業者の候補者は、審査基準表の評点結果と区立保育園の運營業務委託事業者としてふさわしいかの観点から、選定委員の合議により決定する。」ことを十分に認識した上で、重油流出事故の判明についての本件事業者の評価はしないことを選定委員会として決定したものであり、その審査において瑕疵があったとは認められない。よって請求人の主張は当たらない。

なお、審査基準表の「危機管理対策」に関する項目については、施設管理上の事故に関するものは含まれないとのことだが、審査基準表からはそれが読み取り難く、審査基準の明確化が望まれる。

- (3) 請求人は、「園長候補が2度交替し、4月1日からの準備委託に入ることができない。このことはXの危機管理や人材管理の能力不足であり、こうした点を見抜けなかった選定報告にも瑕疵がある。」と主張し、平成22年6月23日に新たな証拠の提出もあった。この点について判断する。

選定報告に瑕疵があると判断するには、当該事業者の危機管理能力または人材管理能力に著しい欠如があったにもかかわらず、当該事実を看過して選定報告を決定した場合が該当すると考える。

そこで、一人目の園長候補者の辞退については、平成21年12月18日になって、園長候補者の病気が発覚し、業務を遂行できなくなった旨の報告が本件事業者から区にあったものである。

これを受けて、平成22年1月16日の第8回選定委員会では、二人目の園長候補者の評価を行い、委託事業者の変更なしと決定したところである。

その後、二人目の園長候補者について、インターネットやブログ等様々な形で取り上げられていることに本人が大変な衝撃を受けたことにより、平成22年3月18日に事業者から区に対して園長候補者辞退の報告があったとされている。

二人目の園長候補者の提示は区が指定した期限内になされており、この点において本件事業者に危機管理能力または人材管理能力が著しく欠如しているとは認めがたい。また二人目の園長候補者の辞退については、

その経緯を踏まえると、通常予測しうる危機管理の範囲を超えているものと認められる。

したがって、選定報告に著しい事実の見落としまたは錯誤があったとは認められず、当該事項に係る請求人の主張は採用できない。

なお、請求人より本件事業者の資質の証拠が追加で提出されたが、当該事故は平和台保育園準備委託契約締結後に発生したものであり、当該事故に係る刑事責任については現在捜査が行われているところである。よって、本件監査においては、事業者選定時の判断材料からは除くこととした。

- (4) 請求人は、「保護者との良好な関係づくりは準備委託に入る前の段階からであり、選定の段階から保護者が事業者および選定委員会に対し、不信と不安を表明している現状からは、到底選定委員会の本旨に則った選定がなされたとは言えない。」と主張しているので、この点について判断する。

選定委員会委員の役割は、選定方針2によると、「円滑な運營業務のため、選定趣旨を十分認識し、公正かつ適正に選定を行うもの」とあり、さらに選定趣旨として、「平和台保育園の現行の保育水準を維持・継続すること」、「運営委託実施後においても、区ならびに保護者との良好な関係を維持すること」、「保育園職員の安定的かつ継続的な雇用が図れること」とある。

また、事実関係の確認(1)キのとおり、監査対象課は保護者の不安や不信を解消するため、頻繁に保護者に働きかけており、保護者の信頼回復に努力を重ねてきたことがわかる。

一方で、事実関係の確認(1)クにあるように、保護者が本件委託に不安を抱いていることも認められるところであるが、保護者から選定委員会委員の交代の要望が出された形跡は認められなかった。

以上のことから、請求人のいうところの「到底選定委員会の本旨に則った選定がなされたとは言えない。」との主張は認められないと判断する。

- (5) つぎに、請求人は、「二人目の園長候補者の辞退について、「事業者に責を負わせるものとは認められない」とする合理的根拠・事実関係を一切明らかにしておらず、事業者側の言い分を一方的に区民に伝えているだけである。」と主張しているので、この点について判断する。

まず、請求人は事業者側の言い分を一方的に区民に伝えているだけであると主張しているが、監査対象課の説明によれば、「園長候補者が精神的に大きな衝撃を受けたことを聞き、区としても事実を確認した上で、園長候補者に関する区の個人情報取扱い等についての経緯を説明するために、本件事業者とともに園長候補者と面談をした。その際、本人から、直接事情を聴取している。」としており、事実の確認(1)ケのとおり、本件事業者と協議している事実が確認できた。また、この協議時に二人目の園長候補者も同席していたことを保育計画調整課長からの事情聴取において確認している。

したがって、本件事業者側の言い分を一方的に区民に伝えているだけという請求人の主張は認められない。

つぎに、請求人は、「事業者に責を負わせるものとは認められない」と区が判断することになった「ホームページやブログ」の記述を具体的に説明していないと主張している。そこで「ホームページやブログ」の具体的な確認の有無について監査対象課に確認したところ、「一般的に候補者が取り上げられている事実は承知しているが、本人がどの部分で衝撃を受けたのかはわからない。」との回答であり、事実関係を示す証拠書類については監査対象課からの提出はなかった。

そこで、本件主張を検討すると、前記のとおり本件事業者に責を負わせるものとは認められない事実、すなわち二人目の園長候補者に関するホームページやブログ等の内容については確認できなかったところであるが、区において本件事業者および園長候補者に対し事情聴取を行ったことは旅行命令申請詳細書等から客観的に認められるところである。そしてまた、当該事実が個人情報に関わるものであり、区においては衝撃を受けた園長候補者の様子からその心情を察して当該事実についての確認をことさら省略したことについては、十分首肯できる。その結果、区として本件事業者に責を負わせるものとは認められないとの結論に至ったことには合理性が認められるものであり、この点の請求人の主張は採用できない。

- (6) つぎに、請求人は、「公務にともなって知り得た情報を契約関係も成立していない特定企業に有利なように提供する行為で、「練馬区職員倫理規程」第3条第1項等に違反する違法な行為である。」と主張しているため、この点について判断する。

練馬区職員倫理規程は、練馬区職員の倫理に関し必要な事項を定めることにより、区民の区政に対する信頼の確保を図ることを目的とするものである。同規程第3条には職員の倫理行動基準として、「職員は、練馬区職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、つぎに掲げる事項を倫理行動基準として遵守しなければならない。」ことが規定されている。さらに、同条(3)には「職務上知り得た情報について区民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、区民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない」ことが規定されている。

職員の氏名、所属、職層名、職種名、区の勤務歴については情報公開の対象となっている項目であり、区が本件事業者に提供した情報もこれにあたるものである。

したがって、これらの情報を提供したことだけをもって、本件事業者に有利な取扱いをしているとは認められず、監査対象課の見解のとおり、請求人の主張は認められない。

- (7) つぎに、請求人は、「区の本件委託に係る強引な姿勢は、法第244条第3項に反する特定の住民に対する非合理的な差別的取り扱いである。」と主張しているので、この点について判断する。

法第244条は、公の施設の意義およびその基本的な利用関係を定めた規定であり、同条第3項は住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いを禁じた規定である。

逐条地方自治法第五次改訂版によると、同条第3項は「『不当な差別的取扱い』に該当するかどうかは、個々具体的に判断するしかないが、一般的には、公の施設の利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限しあるいは使用料を減額する等は、不当な差別的取扱いに該当する。」とされている。

ところで、本件委託にあたり平和台保育園の利用者となる保護者および園児について利用時間を制限したり、保育料を不当に引き上げたりした事実は認められず、またそのような利用に関する処分が行われた事実もなかった。したがって、請求人の本件主張は当を得ていない。

以上のことから、練馬区とXとの準備委託契約ならびに公金の支出、Xのみを対象とした事業者選定作業に係る公金の支出について、違法・不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないため、請求人の措置請求を棄却するのが相当であると判断する。

#### 4 おわりに

今回、委託事業者の選定過程において、区は平和台保育園の保護者に不安や不信を抱かせてしまった事実が認められる。保育事業は、保護者にとってかけがえのない子どもの命を預る極めて責任の重い事業である。このことは常に念頭に置かなければならない。加えて委託事業の円滑な運営には、保護者、事業者および区の三者が互いに信頼関係を築いて行うことが求められる。

以上のことを区は十分認識し、保育サービスの更なる向上、充実に向けて鋭意取り組まれるよう要望する。

(別紙)

2010年5月14日  
練馬区監査委員会御中

## 練馬区職員措置請求書

### 1. 請求の内容

練馬区長に対し、以下の三点の措置を求める。

(1) 練馬区立平和台保育園における運營業務委託に関し、練馬区と株式会社Xとの準備委託契約ならびに公金の支出の中止。

(2) 同運營業務委託に関し、準備委託期間の短縮等を前提とし、事業者再公募によらない、株式会社Xのみを対象とした事業者選定作業に係る公金の支出の中止。

(3) 上記(1)ないし(2)につき、すでに公金の支出がある場合は、練馬区への返還。

### 2. 請求の要旨

#### 第1 事実の経過

(1) 練馬区は本件請求にかかる運營業務委託事業者を平成21年7月27日(月)～平成21年8月28日(金)にプロポーザル方式により公募。応募は2事業者のみ(本件請求に係る株式会社Xと、静岡県の社会福祉法人)。

(2) 同年11月9日、「練馬区立保育園運營業務委託事業者選定委員長・健康福祉事業本部児童青少年部長 Z」名で練馬区長あてに、株式会社Xを平和台保育園運營業務委託事業者に選定した、との報告。

(3) 本件業務委託への応募資格は、「認可保育所を運営している法人」であるが、この時点で株式会社Xの運営している認可保育所は広島県三次市立東光保育所のみであり、同保育所も平成20年9月から三次市から運營業務を受託しての実績のみである。

本件委託の事業者公募開始時には、認可保育所運営実績はXとして10



ヶ月たらずであり、また練馬区立保育園全園で実施されている障害児統合保育等の実績もなかった。

(4) 同年11月19日、練馬区議会健康福祉委員会において練馬区から「練馬区立平和台保育園運営業務委託事業者の決定について」の報告がなされた。(保護者への報告は同月18日)

同報告に対する質疑が行われた同年12月1日の同委員会において、同年1月27日、東光保育所において重油流出事故があり、三次市からXに6項目の指導書が出されていること、「東光保育所で重油がボイラーから漏れるという事故の際、委託先の担当者が大阪から来たのは翌日の午後であり、危機管理の面では問題があった」等指摘されていること、この事故およびその対応等についてXからは、本件委託に係る選定委員会には一切報告がなかったことなどが明らかとなった。

これを受けて、12月8日の同委員会では、計画調整担当課長より、現地に赴き調査を行うこと、その結果を含め年内に選定委員会を開催し報告することについて、口頭での報告がなされた。

(5) 同年12月22日、練馬区より平和台保育園保護者あてに「12月18日(金)に、事業者から「園長候補者が病気のため、業務の遂行に支障があると判断される。ついでには代替の候補者を立てたい」という連絡がありました。現在、複数の候補者にあたり、近日中にも候補者を特定するとのことであります。昨日開催された事業者選定委員会にも、このことについて報告をし、代替の候補者が確定した後、1月初旬に選定委員会による候補者ヒアリングを行い、事業者の評価を改めて行うことが確認されました」との文書が配布された。

(6) 平和台保育園父母会が保護者むけアンケートを実施。回答者の8割が不安・不信。

(7) 同年12月21日、本年1月9日、16日と第六～八回の選定委員会開催。第八回の選定委員会において、2009年11月の当初選定結果について「変更なし」との結論が出される

(8) 本年2月2日、平和台保育園父母会は、区長ならびに練馬区議会あてに「今回の委託事業者決定の白紙撤回、委託先事業者の再選定を強く求めます」「委託事業者選定にまつわる一連のあり方について、平和台保育園保護者としては『公正かつ適正な選定がなされていない』と考えます」という申し入れ。95園児分、全体の約8割に当たる保護者の署名が添付。

(9) 本年3月5日、練馬区より平和台保育園保護者に対し、3月14日に受託予定事業者Xおよび園長候補者参加の説明会のお知らせ文書配布。

(10) 同3月12日、説明会の延期のお知らせ。理由は説明されず。

(11) 本年3月23日、練馬区議会健康福祉委員会において「このたび事業者から、園長候補者が辞退したい旨の申し出があったという報告を受けた。理由等を聴取したところ、やむを得ないものと判断し、区としてもこれを受け入れることとした。」「平成22年4月1日からの準備委託開始は見送ることとする。」との報告。

(12) 本年4月20日、練馬区議会健康福祉委員会において、練馬区児童青少年部長が「今回の園長候補者の辞退につきましては、事業者に責を負わせるものとは認められないことから、引き続き、今回の事業者決定は有効であると判断」「事業者におきましては、鋭意、新たな園長候補者を探しているところでございます。現在、元練馬区立保育園長にあたっており、よい感触を得ているという風に聞いております。事業者の園長候補者として、この方が確定した場合には改めて委員会にご報告を申し上げたい」と報告。

(13) 本年5月7日、平和台保育園父母会が「要望意向を伝える会」主催。練馬区から健康福祉事業本部長、児童青少年部長、保育課長、計画調整課長等参加。

事業本部長は「Xから要請を受けて、区として区立園長経験者を紹介した」旨発言。

## 第2 請求の理由

(1) 昨年11月の事業者選定報告の時点において、選定委員会では重油流出事故の件は一切報告されておらず、審査基準表にある「危機管理対策」「過去に重大な過失（死亡・後遺症が残る事故）や何らかの事故を起こしていないか」等については審査には重大な落ち度がある。この点で、選定委員会による事業者ヒアリングならびにXの応募提案書類審査の双方に瑕疵がある。

(2) 上記「選定報告」があったのち、本年4月1日より予定されていた準備委託開始までの4ヶ月足らずの間に園長候補が2度も交替する事態に陥っている。その結果、事業者募集要領にも明記され、応募の前提であつ

た本年4月1日からの準備委託に入ることができない事態に立ち至った。

このこと自体が、Xの危機管理や人材管理能の客観的な能力不足を表しており、したがって、こうした点を審査の際に見抜けず、事業者を選定した選定報告にも瑕疵がある。

(3) 本件に係る事業者選定委員会は選定方針として

『(1) 練馬区立保育園、とりわけ平和台保育園の現行の保育水準を維持・継続すること。

(2) 運営委託実施後においても、区ならびに保護者との良好な関係を維持し、

他の区立保育園と同等の保育園運営を実施すること。

(3) 保育園職員の安定的かつ継続的な雇用が図れること。』

を大前提とし、

選定委員会冒頭で確認されながら選定作業に入ったはずであるが、少なくとも上記選定方針のうち、(2)項について、保護者との良好な関係づくりは準備委託に入る前の段階からであり、委託実施後に突然形成されるわけでないことは当然であり、選定の段階から保護者が事業者および選定委員会に対し、不信と不安を表明している現状からは、到底選定委員会の本旨に則った選定がなされたとは言えない。

(4) 何より、年度をまたいで事業者選定など前例がない破格の対応であると思われる。実際に選定委員の一員である保育課長は年度代わりとともに異動しており、選定委員会の審査の連続性は失われている。

練馬区は、年度を越えてもなお昨年11月の選定結果は有効であるとし、そのうえで自らが紹介した新たな園長候補者にかぎっての「再評価」を行うとしている。こうした「再評価」の前提は、それが同一の会議体によって行われ、評価の基準、評価方法、評価委員の構成等が同一であるということである。しかし、本年4月をもって選定委員の一人である保育課長が交替しているだけでなく、区職員以外の他の委員の構成も異なったものとなっている可能性があり、選定委員の構成自体が同一性を失っている。そもそも選定委員会は年度内を限りとして組織されており、選定委員の委嘱も本年3月31日までとされていた。年度を越えた継続的で一体的な評価と審査など本来、保育園の運営業務委託に限らず予定されているところではないのである。

(5) 練馬区は、二人目の園長候補者の辞退について「事業者に責を負わせるものとは認められないことから、引き続き、今回の事業者決定は有効であると判断」との考え方を示しているが、「事業者に責を負わせるものと

は認められない」とする合理的根拠、事実関係を一切あきらかにしていない。

練馬区の担当部課長は練馬区議会において「ホームページやブログ、また事業者あてのメールや手紙などで候補者としての自分の経歴への言及、自分の能力を疑問視していると受け取られていることを知り、自分が知らないところでこのように取り扱われていることに大変衝撃を受けた」と、辞退の理由を紹介している。しかし、園長候補者の適格性や資質、経験等を特に重視することは、練馬区の区立保育園運営業務委託事業者選定における原則の大きな柱であり、区自らが公表した選定委員会報告等について、園長候補者の経歴や能力が議会も含め広く議論の俎上に乗るのは避けがたいことである。当該の園長候補者がそのことを理解していなかったとしたら、むしろそのこと自体が選定委員会において問われなければならない。そもそも、区は一貫として問題とされた「ホームページやブログ」の記述を具体的に説明しておらず、事業者側の言い分を一方的に区民に伝えているだけの姿勢で、またその内容を明示もしていない。予定された時期に契約に至らなかった責任を誰が追うべきか、それが事業者なのか区なのかは、直接に区の利益に触れる問題であるにもかかわらず、根拠も明示せず、軽々に事業者を免責する所管部課長の発言は、区ならびに区民の利益を深く損なう恐れがあると言わざるを得ない。

(6) 練馬区は、Xから相談を受けて、練馬区立保育園園長経験者を紹介あっせんした、と保護者等に対し公言してしている。しかし、いまだ契約に至っていない段階で、つまりは当該事業者が公的な権限や責務を付与されていない段階で、その事業者に人事上の支援を行うことは特定の私企業に対する便宜供与として区職員の倫理規範に反する恐れがある。

さらには、当該園長経験者がもし再任用等で区の現職職員であったとしたら、この紹介行為は、直接に区の人事管理に波及するものでもある。

また、練馬区が紹介した区立園長経験者が、現在は退職後の一私人であり、例え本人の同意を得ての紹介であったとしても、練馬区の側の行為は公務にともなって知り得た情報を契約関係も成立していない特定企業に有利なように提供する行為であって、「練馬区職員倫理規定」第3条1項等に違反する違法な行為である。

区立保育園の委託に関しては、光が丘第八保育園において本委託開始直後にY株式会社（当時）の園長が退職したため、元区立保育園園長を練馬区が仲介した前例があるが、この場合は準備委託期間を終えていわゆる本委託の契約履行に入って直後の退職が理由であり、本件のように準備委託契約も結ぶ前の特定事業者への便宜供与とは法的関係からしてまったく違

っている。

そもそも社会福祉法人等が練馬区立保育園の運営業務委託を受託した場合は、本園のリスクを承知でベテラン職員群を委託園に異動させたり、時には園長が家族ぐるみで練馬区ないし近隣に引っ越してくるなど、涙ぐましいほどの努力をしながら引継ぎにあたってきたのである。

そうした点から勘案しても、同じ委託園を受託している他の事業者の努力に比べて、Xに対してのみの不平等な扱いをしていることも明らかである。

このようなことがまかり通るのなら、選定報告後に園長候補者が辞退したり、仕様書どおりに引継ぎの期間や内容が守れなくても練馬区に泣きつけば今後はどうにでもなる、ということになってしまう。

いかなる理由であっても、約束どおりの園長候補を準備委託にさえ入らない4ヶ月たらずのうちに、しかも一度ならず二度までも辞退させたのは、その程度の人事管理能力しか持ち得ていないXの責任であり、保護者の圧倒的不信のなかで仮に委託を強行すれば、さらなる混乱を引き起こすおそれがあることは明らかであるし、平和台保育園の保育水準が維持できないことも明らかであり、一番の犠牲になるのは在園の子どもたちである。

(7) ここまで述べてきたことから得られる結論は、Xの選定を保護者の要望および適正な選定ルールに則り、一旦白紙に戻し、プロポーザル募集要領に明記されているとおり「審査の結果、適切な事業者がないときは、再募集する」ことである。

(8) また、平和台保育園を同年度委託とされていた、東大泉第二保育園については、本年4月1日からの準備委託どころか、事業者公募すらされていない。

このことについての合理的説明もまったくない。

練馬区立保育園の運営業務委託事業者選定においては、すでに光が丘第四保育園と高野台保育園について、「園長候補者のリーダーシップが確認できない」等の理由で、「受託予定事業者なし」すなわち準備委託も含む委託開始一年延期、事業者再公募・再選定という二年連続の前例がある。

平和台保育園の委託だけが強行されなければならない理由はまったくなく、むしろ練馬区の本件委託に係る強引な姿勢は、地方自治法第244条3に反する特定の住民に対する非合理的な差別的取扱いである。

(9) 引継ぎ期間一年、選定委員会へのオブザーバー参加など、第一次の区立保育園委託の様々な教訓を経て、練馬区と保育園保護者や職員団体等が検証や協議を積み重ねてきて、第二次委託に際して一律に適用されてき

たルールがある。

これは、応募する側の事業者や選定委員についても共通の了解事項であり、第二次委託計画の対象とされた区立保育園の利用者も、委託計画の公平性・事業者選定の公正性を信用してきたのである。

練馬区は、本件委託を強行しようとするあまり、委託対象園保護者をはじめとした区民や、保育事業者、練馬区職員、練馬区議会など広く約束してきたこれらのルールを合理的な理由なく踏みにじろうとしている。

(10) 以上の理由から、平和台保育園運營業務委託における株式会社 X との準備委託契約締結ならびに予算支出は、平和台保育園の入所児童ならびにその保護者に格別の不利益を強制するものであり、のみならず特定の営利企業に格別の便宜供与をあたえる違法かつ不当なものである。

しかも本件に係る事業者選定および準備委託契約は、その後の3年間に及ぶ、7億円を超えるところ料される長期継続契約の前提となることから、練馬区監査委員会の慎重かつ詳細な審査を切に希望する。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

### 3. 請求者

(代表連絡先)

住所 練馬区  
氏名 A 印

住所 練馬区  
氏名 B 印

住所 練馬区  
氏名 C 印

### 4. 陳述について

請求者が仕事を調整して平日の陳述に臨むことが難しいことから、書面での審査をお願いいたします。

### 5. 添付書類(事実の証明)

(1) 練馬区立平和台保育園運營業務委託プロポーザル募集要領 (平成 21

年 7 月 21 日)

(2) 練馬区立平和台保育園運営業務委託について(報告) (21 練児字第 10321 号・平成 21 年 11 月 9 日)

(3) 練馬区立平和台保育園運営業務委託選定方針(平成 21 年 9 月 12 日)

(4) 練馬区立平和台保育園運営業務委託選定委員会 会議要点記録(第一回～第五回)

(5) 区立平和台保育園保護者の皆様へ 運営業務委託予定事業者が運営する認可保育所における事故について(平成 21 年 12 月 7 日)

(6) 区立平和台保育園保護者の皆様へ 運営業務委託予定事業者に関するお知らせ(平成 21 年 12 月 22 日)

(7) 平和台保育園保護者の皆様へ 事業者選定委員会(第 7 回)の開催について(報告)(平成 22 年 1 月 12 日)

(8) 平和台保育園保護者の皆様へ 事業者選定委員会(第 7 回)の開催について(報告)(2)(平成 22 年 1 月 14 日)

(9) 平和台保育園保護者の皆様へ 事業者選定委員会(第 8 回)の開催について(報告)(平成 22 年 1 月 19 日)

(10) 平和台保育園保護者の皆様へ 平和台保育園保護者からのご意見への回答(平成 22 年 2 月 3 日)

(11) 練馬区立保育園運営業務委託業者選定委員会委員の選出と委嘱について(21 練児字第 10052 号)

(12) 練馬区議会健康福祉委員会 区議会議員あて 平和台保育園父母会会長名による書簡(平成 22 年 2 月 2 日)

## 2010 年 6 月 23 日付け添付資料(事実証明書)の追加

13-1 2010 年 6 月 19 日付 朝日新聞記事コピー「ボート顛覆 中一死亡」

13-2 2010 年 6 月 19 日付 読売新聞記事コピー「施設側『急変ない』判断」

13-3 2010 年 6 月 19 日付 朝日新聞記事コピー「荒天時ルール未把握」

13-4 2010 年 6 月 20 日付 朝日新聞記事コピー「ボート曳航経験なし 救助の施設長」

13-5 2010 年 6 月 20 日付 毎日新聞記事コピー「移管後えい航初めて」

13-6 2010 年 6 月 21 日付 毎日新聞記事コピー「『青年の家』を当面閉鎖」

（注1）この措置請求書は、請求人が提出した措置請求書の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。

（注2）事実証明書の添付は省略した。





# 街頭設置消火器購入費の支出 に関する措置請求監査結果

(平成 23 年 3 月)

練馬区監査委員



## 第1 請求の受付

### 1 請求人

練馬区 A

### 2 請求書の提出

平成 23 年 1 月 14 日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求の内容は、つぎのとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 練馬区において、危機管理室が支出した街頭設置消火器購入費は、実に市価の約 4 倍に相当し、1 本当たり一万円以上高額である。

イ 区内に設置されている消火器の総数は 6000 本以上であり、単純計算上約 6000 万円以上の公費が不正に支出されていることになる。

ウ 区は高額支出の理由として、常に緊急使用に備えるため保守管理を行う必要があると主張するが、保守管理費として区は別途に年間 236 万 5000 円を支出しており、主張は事実と反しており不当である。

エ さらに、何れの購入契約も入札が行われておらず、業者指定の「特命随意契約」となっており、契約手続きは地方自治法 234 条に反しており違法である。

オ 消火器購入は一般に市販されている物品の購入であり、他区に於いては、一般に競争入札によって行われている。練馬区が業者を特定し、特命随意契約を行うことには理由がない。

カ 使用された消火器等補充の緊急性を主張するが、業者との一般購入契約による保証条項で充分対処が可能である。

キ 本件危機管理室が支出した物品購入に関わる特命随意契約および購入手続きは違法、不正である。

#### (2) 措置請求

練馬区において、平成 21 年度に防災関係費として違法契約により不当に支出された街頭設置消火器購入費 20,924,360 円と法定利息を区長以下本件財務会計責任者で区に返還せよ。

## 4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、本件措置請求は、平成 23 年 1 月 14 日に行われている。したがって、本件措置請求のうち、つぎの内容については、法第 242 条第 2 項に規定する監査請求の期間(1 年間)を経過しており、かつ請求の期間徒過について正当な理由がある旨を主張していないため、監査の対象としない。

#### (1) 街頭消火器保守点検委託(支出執行日:平成 21 年 12 月 15 日)

- (2) 街頭消火器用ステッカー購入（支出執行日：平成 21 年 9 月 2 日）
- (3) 消火協力者用消火器購入（支出執行日：平成 21 年 6 月 22 日および 8 月 13 日）
- (4) 安心クッション等購入（支出執行日：平成 21 年 12 月 4 日および 17 日）

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「街頭設置消火器購入に係る特命随意契約に違法・不当な点があるか」および「街頭設置消火器の契約金額に違法・不当な点があるか」を監査対象事項とした。

なお、上記第 1・3(1)イについては、当該内容に係る財務会計上の行為が個別、具体的に摘示されていないため、監査を行わない。

### 2 監査対象課

危機管理室安全・安心担当課（以下「安全・安心担当課」という。）および総務部経理用地課（以下「経理用地課」という。）を監査対象課とした。

### 3 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、本件措置請求について安全・安心担当課および経理用地課から事情聴取を行った。

### 4 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述においてつぎのとおり事実証明書を補充し、本件措置請求の主張事実の補足を行った。また、新たな証拠の提出があった。

（陳述の要旨）

- (1) 新聞報道によると練馬区のように随意契約で消火器を購入している区が他に 5 区あるが、いずれも練馬区より安い金額で消火器を購入している。消火器は 2,500 円から販売されており、それを練馬区は 14,500 円で購入している。他区では 10,000 円を切っており、1 本当たり 5,000 円も異なる。
- (2) 法第 234 条は一般競争入札を原則としているにもかかわらず、練馬区は 36 年間にわたり特命随意契約としてきており、業者指定理由も本来は業者が提出すべきものである。消火器業者は区内にも他にたくさんおり、入札は可能だ。
- (3) 区が購入している粉末は 3.5 k g 容量のものだが、3.0 k g のもので十分であり、請求人が事実証明で提示した消火器は同程度の能力がある。
- (4) 消火器薬剤の詰替えについても必要ないのに定期的に実施しており、不必要な費用といえる。

## 第 3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件措置請求の主張には理由がなく、措置請求は認めることはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課に対する調査の結果および判断の理由を述

べる。

## 1 事実関係の確認

### (1) 街頭設置消火器について

街頭設置消火器（正式には「街頭消火器」という。以下同じ。）は、練馬区街頭消火器設置要綱（昭和 61 年 9 月 18 日練総防発第 90 号。以下「設置要綱」という。）に基づき区が設置している。その目的は、大地震発生に伴い同時に起こると予想される多発的火災に備え、もって区民の生命と財産の安全を図ることである。（設置要綱第 1 条）このことは、練馬区地域防災計画（平成 20 年修正）（以下「防災計画」という。）Ⅰ防災本編第 2 部災害予防計画第 4 章消防活動計画第 3 節初期消火にも規定されている。また、地域における通常の火災に係る延焼の拡大を防止する役割も担っている。そして、平成 21 年度には 6,008 本設置されていた。

### (2) 街頭消火器の維持管理契約等について

本件措置請求の対象となった契約は、つぎのとおりである。

ア 平成 21 年度街頭消火器の維持管理（単価契約）（以下「維持管理契約」という。）

契約の相手方：B

契約金額（消費税を含まない単価）：

粉末消火器本体 3.5KG	1 本	12,700 円
中性強化液消火器 3.0L	1 本	13,900 円
粉末消火器薬剤詰替 3.5KG	1 本	6,200 円
中性強化液消火器薬剤詰替 3.0L	1 本	5,300 円
消火協力者所有消火器薬剤詰替	1 本	5,600 円
消火器廃棄	1 本	940 円
格納箱	1 台	7,600 円
建柱ボルト組み立て式	1 台	10,500 円
建柱角柱式	1 台	14,800 円
建柱丸柱式	1 台	12,800 円
建柱撤去	1 台	3,800 円
圧力計	1 個	2,400 円
安全ピン	1 本	220 円
ホース	1 本	1,600 円
いたずら防止非常ベル	1 個	2,100 円

納入期限：平成 22 年 3 月 31 日

契約の種類：特命随意契約

イ 消火器の購入について（以下「物品購入契約」という。）

契約の相手方：B

契約金額（消費税込）：粉末消火器 3 kg 2 本 20,000 円

納入期限：平成 22 年 3 月 12 日

契約の種類：随意契約

なお、アに係る総支出金額は、18,476,892 円であった。

## 2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

### (1) 安全・安心担当課の見解

契約金額および方法に関する見解

#### I 要 旨

街頭消火器維持管理費は、主に、街頭消火器維持管理と、街頭消火器保守点検委託という二つの業務契約からなるが、いずれの契約の決定方法も、地方自治法に従い、正当な理由をもって特命随意契約としており、適法な契約である。また、契約金額も見積りを精査した結果として適正なものであり、不正な支出は存在しない。

#### II 具体的主張

##### 1 維持管理業務と保守点検業務

(1) 決算書の街頭消火器維持管理費は、主に街頭消火器維持管理と、街頭消火器保守点検委託という二つの業務契約からなる。

(2) 維持管理契約は、次のとおりである。

##### ① 目 的

街頭消火器を常に良好な状態に保つため、年間を通して随時必要な対応をとること。

##### ② 内 容

次のような作業が必要となった特定の消火器について、行った作業の件数に応じて支払う単価契約。

ア) 区民の要望による街頭消火器の新設・移設等

イ) 火災・いたずら等があった場合の本体や格納箱の交換、薬剤の詰替え等

ウ) 耐用年数の到来する街頭消火器の更新等

##### ③ 履行期間

通年

##### ④ 契約金額

消火器本体取替え、薬剤詰替え、格納箱交換など、作業内容に応じ、次ページの表のように 15 種類の単価を設定している。それぞれの単価には、納入物の代価、作業費、廃材処分などの付帯経費を含む。

(3) 保守点検委託契約は、次のとおりである。

##### ① 目 的

街頭消火器を常に良好な状態に保つため、定期的にその状態を点検すること。

② 内 容

すべての街頭消火器を有資格者が一斉に巡回点検し、異状の有無・内容を報告する契約

③ 履行期間

平成 21 年 9 月 14 日から同年 11 月 27 日まで

区全域、約 6,000 箇所の街頭消火器を巡回するため、2 ヶ月余を見込んだものである。

④ 契約金額

契約価格は、1 件につき 373 円。巡回・点検・報告に要する経費のみである。

(4) 補足するならば、火災により街頭消火器が使用された場合、および事故やいたずら等による外見で分かる異状・損傷の場合は、おおむね近隣住民等から連絡があるが、それ以外の消火器については状態を確認する機会がない。そのため、定期的なすべての街頭消火器を一斉に点検し、破損や盗難、腐食・劣化がないか確認するものである。

(5) このように、2つの業務は、両方あいまって街頭消火器の良好な維持を実現するものであるが、履行内容、時期が異なることから2つの契約とし、効率的に執行しているもので、上記(2)(3)に示したとおり内容に重複はなく、二重払いは存在しない。

維持管理契約の単価表	作業内容	単価(税抜き)
	本体取替 粉末	12,700
	中性強化液	13,900
	薬剤詰替 粉末	6,200
	中性強化液	5,300
	消火協力者薬剤詰替	5,600
	消火器廃棄	940
	格納箱	7,600
	建柱(ボルト)	10,500
	建柱(角)	14,800
	建柱(丸)	12,800
	建柱撤去	3,800
	圧力計	2,400
	安全ピン	220
	ホース	1,600
	いたずら防止ベル	2,100

2 契約決定方法について  
(経理用地課から見解を説明する。)



### 3 維持管理契約の業者指定理由について

B（以下「B」という。）と随意契約する理由について、業者指定理由書に次のように記載している。

#### 指定理由

街頭消火器は約6, 100本が区内各地に広範囲に配備されており、その消火器の補修、薬剤の詰替、本体の交換等は正確かつ迅速に行われることが、災害時の初期消火能力を維持するうえで欠くことのできない要件となっている。上記業者を指定する理由は次のとおりである。

- ① Bは消防整備士乙種第6類（消火器の点検整備）の資格を持つ区内の8業者により構成され、区全域を網羅して迅速に作業することができる。
- ② また昭和49年から練馬区の消火器の維持管理を担当しており、区内に約6, 100本ある消火器の設置位置に精通しているため、大量の業務・指示等についても他の業者より速やかで的確な作業および処理を行うことができる。

以下、一社に限定して特命随意契約を行っていることについて、より具体的に説明する。

- (1) Bは、区内7業者（平成21年1月まで8業者）で構成される事業協同組合であり、昭和58年から現在に至るまで官公需適格組合の証明を受けている。【資料2】

官公需適格組合とは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき中小企業庁が証明する組合である。官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されていること等がその証明の内容になっている。中小企業の受注機会を増大するため、国等においては、契約の相手方として活用を配慮しなくてはならず、地方公共団体は、国の施策に準じることとされている。

Bは、官公需適格組合として内部に共同受注委員会および検査員を置き、受注の公平な配分と履行体制の向上に努めている。したがって、契約の相手方として一定の信頼が置けるとともに、中小企業受注の機会確保のためにも資するものである。

- (2) 次に記すように、消火器、格納箱、建柱は市販品ではなく、特別な加工品になっている。これは、これまで区が街頭消火器に適した仕様を求めてきた結果である。Bは、指示があつてすぐに納入できるよう、練馬区仕様の消火器・格納箱・建柱を常に在庫している。一方、他の事業者が同じものを用意できないとまではいえないが、練馬区の街頭消火器の仕様に習熟し、仕入れや加工の体制を整えるには相当の日数を要すると思われる。

#### ① 消火器

練馬区の街頭消火器は、一般に市販されている物品とは異なり、盗まれ

て家庭などで使用されることを防ぐため、また、投棄された場合に区の所有物とすぐ分かるように、市販品と異なる白色の塗装を施し、「練馬区」の表示をしている。【資料3】

② 格納箱

格納箱は、市販の格納箱に、練馬区の表示および街頭消火器の説明方法を印刷したものである。

③ 建柱

建柱（丸柱、角柱）は、倒れにくい安全な仕様を指定しているが、市販品に同じものがなく、受託業者が練馬区用に製作している。

(3) Bは、以下に示すように、街頭消火器の維持管理を履行するに適した体制、実績、技術を有しており、他の業者に代えがたいものである。

① 区との連絡窓口を組合事務局に一本化し、遺漏のないようにしている一方、作業は加入各社が区内全域を地区割りにより網羅するという他業者にならない体制を構築している。【資料4】

② Bは、練馬区の街頭消火器の実務に精通している唯一の業者であり、消火器等の提供だけでなく、現地確認、作業、作業結果報告等を含んだ委託業務を確実に履行できる。

③ Bは、昭和49年から区の街頭消火器を担当し、地区割りにより地域密着で継続的に受託しているため、個々の街頭消火器の設置経緯、近隣事情、作業履歴を熟知している。そのため、位置変更など新たな住民要望があった場合も、それらをふまえて円滑・的確な対応ができる。

④ Bは、業務に精通し十分な経験があるため、区から設置予定場所の指示を受けた場合、必要に応じ住民同意を求め、苦情の出ないような位置決めをし、通行、水はけ等の支障のない据付をすることができる。【資料5】

⑤ Bは、地区割りによる迅速な対応ができるが、「迅速」とは、単に現地に早く駆けつけるだけではなく、区が詳細な施工指示書を用意しなくとも、電話の指示だけですぐに最適の現地対応ができることも含んでいる。

4 維持管理契約の金額について

(1) 履行の対象となる街頭消火器の件数は、火災や事故の発生により変動し、あらかじめ確定できないため、実績件数に応じて支払う単価契約としている。

(2) 単価は、消火器の取替え、薬剤の詰替え、格納箱の交換など、作業内容に応じ、15種類を設定している。それぞれの単価は、納入物の代価、作業費、廃材処分などの付帯経費を含む。単価表は2ページ（注：本件措置請求監査結果においては5ページ）に掲載している。

作業項目	内容説明
本体取替え ※本体 2 種	消火器の新品を据え、旧消火器を処分する。
薬剤詰替え ※本体 2 種	消火器の薬剤を補充する。
消火協力者薬剤詰替	消火協力者を訪問して消火器を回収、薬剤を補充して納入する。
消火器廃棄	放置されている使用できない消火器を処分する。
格納箱	格納箱を新設する。または損傷等により交換する。
建柱（新設・移設） ※建柱 3 種	建柱を新設または移設し、地面掘削・原状復帰・廃材処分等を行う。
建柱（撤去）	建柱を撤去し、原状復帰・廃材処分等を行う。
圧力計	老朽した圧力計の交換
安全ピン	いたずら等で失われた安全ピンの取付け
ホース	老朽したホースの交換
いたずら防止ベル	格納箱扉へのいたずら防止ベルの取付け

- (3) 上記以外の次のような対応は契約金額全体に包含される。
- ① 放置された消火器を回収し、元の設置場所に格納する場合。
  - ② 箱の扉が開いているので、異状の有無を点検し、点検済みシールを貼る場合。
  - ③ 現地確認したが異状がない。または交換を要しない程度の場合。
- (4) 同様の業務を行っている他区の消火器本体取替えの契約価格を見ると、練馬区は各区の契約価格の範囲内にある。【資料 6・7】
- ① 粉末消火器（3.5 k g）は、17 区が取り扱っており、価格は 6,510 円～15,750 円、平均値は 10,983 円。練馬区は 13,335 円である。（すべて税込み）
  - ② 中性強化液消火器（30）は、16 区が取り扱っており、価格は 5,985 円～17,325 円、平均値は 12,233 円。練馬区は 14,595 円である。
- (5) 区で現在使用している街頭消火器の品番は次のとおりである。消火器は最長 10 年間維持管理するため、管理効率上、製品をできるだけ変えないようにしている。しかし、メーカーが廃番にしたり、改良品を出す場合があるため、製品指定契約とまではしていない。

種 別	メーカー・品番	メーカー標準価格	練馬区本体取替価格
粉 末	ミヤタ CA-10EHSD	19,425 円	13,335 円
中性強化液	ミヤタ SKN-3A	19,845 円	14,595 円

(6) 区では、業者の見積書を精査して契約しており、以下の点を考慮して適正と判断している。

- ① 前年の契約単価と同じまたは微増であり、長年にわたりほぼ据え置いていること。
- ② 品代のほか、作業費、廃材処分などの付帯経費を要すること
- ③ 消火器本体、格納箱、建柱ともに市販品に加工をしたものであること
- ④ 同様の契約を行っている他区の価格の範囲内であること

#### 5 保守点検委託契約の業者指定理由について

(1) Bと随意契約する理由について、業者指定理由書に次のように記載している。

##### 業者指定理由

街頭消火器は、現在区内各地に広範囲に配備されており、その消火器の補修などための点検は正確かつ迅速に行われることが災害時の初期消火能力を維持するうえで必要な要件となっている。

このことから、上記業者を指定する理由は次のとおりである。

- ① Bは消防整備士乙種第6種（消火器の点検整備）の資格がある区内7業者により構成され、区全域を網羅して迅速に作業することができる。
- ② 昭和49年から練馬区の消火器の維持管理を担当しており、10年以上保守点検の業者指定を受けている。  
また、現在区内にある街頭消火器設置位置に精通しているうえ、大量の業務や指示なども他の業者より速やかで的確な作業と処理をすることができる。
- ③ 消火器やその格納箱の一時保管分と在庫分を上記組合が保管している。

(2) 掲げている理由は、維持管理契約とほぼ同じである。2つの契約は、両方あいまって街頭消火器の良好な維持を実現するため、維持管理契約と同一業者を指定しているものである。

#### 6 保守点検委託契約の金額について

(1) 履行の対象となる街頭消火器の件数は、新設や撤去により変動し、あらかじめ確定が難しいため、件数に応じて支払う単価契約としている。

(2) 単価は、巡回・点検・報告に要する経費として1件につき373円で契約している。

保守点検契約は19区で実施している。これについて、練馬区と同程度の大きさの街頭消火器の単価をみると1件あたり300円～950円で、平均値は609円である。【資料7】

(3) 区では、業者の見積書を精査して契約しており、以下の点を考慮して適正と判断している。

- ① 街頭に分布する消火器を1本ずつ巡回・点検し、結果報告を作成する経費

を推測すると、1件につき373円は妥当と考えられる。

② 契約単価を多年にわたり同額に据え置いていること。資料で分かる範囲では、少なくとも平成12年度から同額である。

③ 同様の契約を行っている他区の価格の範囲内であること

本件措置請求に対する反論・主張等およびその理由、根拠

## I 反論の内容

1項 市価の4倍に相当し、高額である。という主張

(1) 請求者が事実証明書にあげる「市価」とは、インターネット通販の最安値であり、標準的市価とはいえない。

(2) 請求者が事実証明書であげた販売価格は、街頭消火器の規格より小型の商品の本体のみで、送料・下取り費用・設置作業費等を含まない条件の価格である。

(3) 一方、区の街頭消火器維持管理契約は、消火器等仕入れ、設置・交換等の作業、廃材回収処分、区へ作業結果報告等を含んだものであり、条件の異なる比較をして4倍であるという主張には理由がない。

(4) 区の契約価格は、同様の業務を行っている他区の契約価格の範囲内である。

(5) 区では業者見積りを精査して契約しており価格は適正である。

2項 単純計算上6000万円の公費が不正支出されているという主張

(1) 1項で反論したとおり、単価が不当な高額ではない以上、不正な支出ではない。

(2) 請求人が調査したのは、平成21年度の消火器購入470本、約660万円にとどまる。にもかかわらず、過去6,000本の消火器すべて、合計6,000万円の不正支出があったとするのは根拠を欠くものである。

3項 区は高額支出の理由として、保守管理を行う必要があるとしているが、別に保守管理費236万5千円を支出している、という主張

(1) 「区は高額支出の理由として」というが、区が高額支出とは言っておらず、前提を誤認している。

(2) あたかも区が「保守管理」という内容を2つの契約で重複支出しているかのように請求人は記載するが、2つの契約に内容の重複はない。

(3) 「保守管理」というのは請求人の造語であり、2つの契約のどちらの書類にも登場しない。請求人は契約内容についての事実を誤認している。

4項 入札が行われていないことは地方自治法に反して違法であるという主張  
(経理用地課から回答する。)

5項 消火器購入は、一般に市販されている物品の購入であり、他区では入札で行われており、練馬区が業者指定する理由はない、という主張

(1) 区のどの業務を直営とし、または委託とするかは、効率性、職員体制等を勘案した政策的判断である。当区においては、消火器等の物品購入にとどまらず、維持管理業務全般を委託範囲としている。

- (2) 各区において入札が 15 区、随意契約が 8 区ある。随意契約を行っている区は、それぞれの判断として契約の相手方を限定しているものであり、練馬区の方法は特異なものではない。
- (3) 維持管理契約は、一般に市販されている物品の購入ではない。消火器・格納箱・建柱のいずれも市販品に加工を施した物品である。また、消火器等の納入にとどまらず、現地確認、作業、結果報告等を含んだ委託であり、それを確実に履行できる業者を選定することが必要である。
- (4) 本件契約は、防災と区民の安全・安心のため、街頭消火器を整備し良好に維持することを目的とする。その目的は、消火器を廉価に調達するだけで達せられるものではない。業務精通、迅速性、消火器設置経緯等の把握が重視されるが、これは入札による選定に適さない性質であると考え。価格競争のみで決定するのでは、最適な業者を選定できず、区民の安全・安心のために不利であると考え、業者指定を行っている。
- (5) 業者指定の理由を説明すると、以下のとおりである。
- ① B（以下「B」という。）は、昭和 58 年以降現在まで、官公需適格組合であり、契約の相手方として一定の信頼が置けるとともに、中小企業受注の機会確保のためにも資するものである
  - ② 消火器、格納箱、建柱は、これまで区が街頭消火器に適した仕様を求めてきた結果、市販品ではなく特別な加工品になっている。Bは、指示があつてすぐに納入できるよう、練馬区仕様の消火器・格納箱・建柱を常に在庫している。
  - ③ Bは、区との連絡窓口は一本化している一方、作業は各社が地区割りにより網羅するという他業者にない体制を構築している。
  - ④ Bは、昭和 49 年から区の街頭消火器を担当し、地域密着で継続的に受託しているため、個々の街頭消火器の設置経緯、近隣事情、作業履歴を熟知している。
  - ⑤ Bは、練馬区の街頭消火器の実務に精通している唯一の業者であり、委託業務を最も確実に履行できる。
  - ⑥ Bは、業務に精通し十分な経験があるため、苦情の出ないような現地調整をすることができる。
  - ⑦ Bは、電話の指示だけでもすぐに最適の現地対応ができ、迅速である。

6 項 一般購入契約における保証条項で詰替えができるという主張

- (1) 請求人は、消火器を一般購入する際には保証条項があるので、別に費用を支払わずとも、緊急時の詰替えができるかのように主張しているが、製品の欠陥以外に保証した契約は知るところではない。
- (2) 消火器の代表的なメーカーでは、一般販売において、耐用年数以内に取扱説明書に記載された保管、使用状態等で品質の不具合があつた場合に無償修理または無料交換を保証するに留まっている。

## II 反論の理由・根拠

1 項 市価の4倍に相当し、高額である。という主張

① 請求者が事実証明書1で主張する「市価」とは、インターネット通販の最安値（消費税別・送料別）のようであり、標準的な市価を示したものではない。【資料8】

② インターネット通販が、標準的な市価より安いことは周知の事実である。しかも、通販価格でも出店者によって価格差があり、最安値だけ拾って「市価」と主張するのは客観性を欠く。

③ 請求者の理論では、インターネットの最安値を上回る価格で販売する業者は、消費者に不正な高額で販売していることになるが、その主張には説得力を欠く。

④ しかも、請求者が事実証明書1であげた「ヤマト YP-10ET」（粉末3kg）は、区の街頭消火器よりも小型の規格である。これは、噴射一時停止機能を備えない廉価販売用モデルである。メーカー標準価格は15,450円、楽天市場においては3,150円～5,000円（税込み・送料別）で売られる例が多い。【資料8・9】

噴射一時停止機能とは、レバーを離すと噴射が中断する機能で、操作に不慣れな使用者が火元に接近する前に誤って薬剤を残らず噴射してしまうことを防ぐものである。この機能を備えない製品は街頭消火器には不適當である。

【資料10】

⑤ 区の街頭消火器は、次の市販用の消火器を母体としつつ、盗難防止のため本体上部を白色に塗装する等、特別加工をしたものである。【資料3】

規格・品番	メーカー標準価格	練馬区の本体取替	インターネット通販価格の例
粉末3.5kg ミヤタ CA-10EHSD	19,425円	13,335円	① 8,831～9,240円
			② 9,122～14,128円
中性強化液30 ミヤタ SKN-3A	19,845円	14,595円	① 13,083円
			② 10,657～16,546円

母体となった品番について、試みにインターネット通販価格を見ると上表のとおりで、請求人があげた商品とは異なる価格帯で販売されていることが分かる。（①は楽天市場、②は価格.コム で調査。送料等を含まない。）

【資料11】

⑥ 請求者が事実証明書1であげた販売価格は、商品本体のみで、送料・下取り費用・設置作業費等を含まない条件の価格である。【事実証明書1に記載】

一方、区の街頭消火器維持管理契約は、個々の街頭消火器に関する対応経費を、単価契約で、本体取替え、薬剤詰替え、格納箱交換などの作業分類ごとに支払価格として設定したものである。【仕様書に記載】

個々の街頭消火器に関する対応経費とは、設置・交換等の作業費、消火器

等仕入れ費用、廃材回収処分費、区へ作業結果を報告する費用であり、それらを含んだものとして見積らせている。このように、大きさの異なる商品の、条件の異なる価格をそのまま比較して 4 倍であるという主張には理由がない。

⑦ 同様の業務を行っている他区の契約価格を見ると、練馬区は各区の契約価格の範囲内にある。 【資料 6・7】

ア) 粉末消火器 (3.5 k g) は、17 区が取り扱っており、価格は 6,510 円～15,750 円、平均値は 10,983 円。練馬区は 13,335 円である。(すべて税込み)

イ) 中性強化液消火器 (30) は、16 区が取り扱っており、価格は 5,985 円～17,325 円、平均値は 12,233 円。練馬区は 14,595 円である。

⑧ 区では、業者の見積書を精査して契約しており、以下の点を考慮して適正と判断している。

ア) 契約単価は、資料で分かる範囲では少なくとも平成 13 年度以降同額で据え置いてきており、平成 21 年度に微増を行ったものであること。

イ) 品代のほか、作業費、廃材処分などの付帯経費を要すること

ウ) 消火器本体、格納箱、建柱ともに市販品に加工をしたものであること

エ) 同様の契約を行っている他区の価格の範囲内であること

2 項 単純計算上 6000 万円の公費が不正支出されているという主張

① 1 項で反論したとおり、単価が不当な高額ではない以上、不正な支出と判断する理由はない。

② 請求人は、区内に 6,000 本以上の消火器があるから、単価差 1 万円を掛けて 6,000 万円の不正な支出と結論付けている。しかし、請求人が調査したのは平成 21 年度の消火器購入のみである。過去の 6,000 本すべてについて、請求人の主張するような 1 万円の単価差があったとする根拠はなく、妥当な推論とはいえない。

3 項 区は高額支出の理由として、保守管理を行う必要があるとしているが、別に保守管理費 236 万 5 千円を支出している、という主張

① 「区は高額支出の理由として」というが、区が高額支出とは言っておらず、前提を誤認している。

② 請求人の記載は、あたかも区が「保守管理」という内容を 2 つの契約で重複させて支払っているかのように主張しているが、「保守管理」というのは、どちらの契約の書類にも登場しない、請求人の造語である。 【契約書、仕様書】

③ 請求人は、下記の点について、契約内容の事実を誤認している。

ア) 区の維持管理契約は、消火器等仕入れ費用、設置・交換等の作業費、廃材回収処分費、その他付帯する費用を含んでいる。

イ) これは、対応が発生した場合にのみ、その対応経費を支払うものであり、「常に緊急使用に備えるため」の支払い項目はない。



ウ) 「保守管理費として別途年間 236 万 5 千円を支出している」も誤りである。区は保守点検委託契約として 2,353,033 円を支出している。これは、すべての街頭消火器を 9 月ころ一斉に巡回点検するもので、年間保守契約ではない。履行期間は、区全域、約 6000 箇所の街頭消火器すべてを巡回するため、2 ヶ月余を設定している。

エ) 契約価格は、巡回・点検・報告に要する経費である。【仕様書】

オ) 火災により街頭消火器が使用された場合、および事故やいたずら等による外見で分かる異状・損傷の場合は、おおむね近隣住民等から連絡があり、維持管理契約で必要な対処をするが、それ以外の消火器については状態を確認する機会がない。そのため、保守委託契約で一斉点検することによって、破損や盗難、腐食・劣化がないか確認している。両方あいまって良好な維持を行っているものである。

このように、2 つの委託契約は、それぞれ必要なもので、内容・支払いに重複はなく、請求人の主張は誤りである。

4 項 入札が行われていないことは地方自治法に反して違法であるという主張  
(省略)

5 項 消火器購入は、一般に市販されている物品の購入であり、他区では入札で行われており、練馬区が業者指定する理由はない、という主張

- ① 区のだの業務を直営とし、または委託とするかは、効率性、職員体制等を勘案した政策的判断である。当区においては、消火器等の物品購入にとどまらず、維持管理業務全般を委託範囲としている。
- ② 「他区において一般に競争入札によっておこなわれている」という請求人の主張は正確ではなく、入札が 15 区、随意契約が 8 区ある。随意契約を行っている区は、それぞれの判断として契約の相手方を限定しているものであり、練馬区の方法が特異なものではない。【資料 1 2】
- ③ 維持管理契約は、一般に市販されている物品の購入とは異なる。消火器・格納箱・建柱のいずれも市販品と異なる加工を施している。また、消火器等の納入にとどまらず、現地確認、設置・交換等の作業、区への結果報告等を含んだ委託であり、それを確実に履行できる業者と契約する必要がある。
- ④ 本件契約は、防災と区民の安全・安心のため、街頭消火器を整備し良好に維持することを目的とする。その目的は、消火器を廉価に調達するだけで達せられるものではない。

競争入札による場合は、単に消火器の廉価販売を得意とし、維持管理・保守点検の技能の不十分な業者、区の街頭消火器の仕様や設置経緯・近隣事情に不案内な業者が加わる可能性がある。価格競争のみで決定するのでは、最適な業者を選定できず、区民の安全・安心のために不利であると考える。

また、この業務にあたり区が重視する業務精通、迅速性、消火器設置経緯・近隣事情の把握等は、入札に適さない性質であると考える。

- ⑤ そこで、区では業者指定により契約を行っている。指定理由書では、次の点にまとめて記載している。
- ア) 消火器の点検整備資格のある 7 業者で区内を網羅し、迅速に作業できる点
  - イ) 昭和 49 年以来担当し、個々の街頭消火器に精通、大量の業務指示にも速やかに的確に処理できる点。
  - ウ) 練馬区用の消火器・格納箱を在庫している点。
- ⑥ これについて、より具体的に説明すると以下のようなになる。
- ア) Bは、区内 7 業者（平成 21 年 1 月まで 8 業者）で構成される事業協同組合であり、昭和 58 年から現在まで官公需適格組合の証明を受けている。  
つまり、契約の相手方として一定の信頼が置けるとともに、中小企業受注の機会確保のためにも資するものである【資料 2】
  - イ) 消火器、格納箱、建柱は、これまで区が街頭消火器に適した仕様を求めてきた結果、市販品ではなく特別な加工品になっている。Bは、指示があつてすぐに納入できるよう、練馬区仕様の消火器・格納箱・建柱を常に在庫している。
  - ウ) Bは、区との連絡窓口は一本化している一方、作業は各社が区内全域を地区割りで網羅するという他業者にない体制を構築している。【資料 4】
  - エ) Bは、昭和 49 年から区の街頭消火器を担当し、地域密着で継続的に受託しているため、個々の街頭消火器の設置経緯、近隣事情、作業履歴を熟知している。
  - オ) Bは、練馬区の街頭消火器の実務に精通している唯一の業者であり、消火器等の提供だけでなく、現地確認、作業、作業結果報告等を含んだ委託業務を確実に履行できる。
  - カ) Bの加入社は、地区割りにより街頭消火器の位置や設置の経緯・近隣事情に精通している。そのため、位置変更など新たな住民要望があつた場合も、これらをふまえて円滑・的確な対応ができる。
  - キ) 街頭消火器については、設置に賛成の住民、反対の住民、賛成ではあるが位置・据付方法に条件のある住民がいる。Bは、業務に精通し十分な経験があるため、区から設置予定場所の指示を受けた場合、必要に応じ住民同意を求め、苦情の出ないような位置決めをし、通行、水はけ等の支障のない据付をすることができる。【資料 5】
  - ク) Bは、地区割りによる迅速な対応ができるが、「迅速」とは、単に現地に早く駆けつけるだけではなく、区が詳細な施工指示書を用意しなくとも、電話の指示ですぐに最適の現地対応ができることも含んでいる。

6 項 一般購入契約における保証条項で詰替えができるという主張

- ① 請求人は、消火器を一般購入する際には保証条項があるので、別に費用を

支払わずとも、緊急時の詰替えができるかのように主張しているが、製品の欠陥以外に保証した契約は知るところではない。

- ② 消火器の代表的なメーカーでは、一般販売において、耐用年数以内に取扱説明書に記載された保管、使用状態等で品質の不具合があった場合に無償修理または無料交換を保証するに留まっている。【資料 1 3】

(上記内容は平成 23 年 2 月 4 日付けで危機管理室長から提出された書面であり、書式を除き当該内容を原文のまま記載し、添付資料は省略した。)

## (2) 経理用地課の見解

### 1 特命随意契約の概要について

#### (1) 区における契約締結の手続き

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条第 1 項は、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結すると規定している。また、同条第 2 項では、政令で定める場合に限り、随意契約の方法により契約を締結することができる旨を定めており、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項は、法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合を定めている。

この随意契約については、一般的には、その適用理由により、特命随意契約、少額随意契約、不落随意契約の 3 種類に分類される。

特命随意契約は、特定の業者を指定して契約する方式であり、その適用理由としては、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（政令 167 条の 2 第 1 項第 2 号）、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」（同項第 5 号）、「競争入札に付することが不利と認められるとき」（同項第 6 号）を挙げている。

少額随意契約は、予定価格が少額の場合で練馬区契約事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 6 号。以下「規則」という。）第 38 条および別表第 2 に定める額を超えないものをするときにする随意契約である。（政令 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

また、不落随意契約は、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」（同項第 8 号）、「または「落札者が契約を締結しないとき」（同項第 9 号）に、最低価格での入札者との間で随意契約ができると規定されている。

なお、当区の契約に関する事務手続については、規則第 38 条の 4 は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない旨を、同第 39 条は、契約条項、その他見積に必要な事項を示して、契約の相手方から見積書を徴さなければならない旨を規定している。

## (2) 特命随意契約

法第 234 条第 1 項は、売買、賃借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものと定め、同条第 2 項で、例外的に、随意契約の方法で契約締結することができるように定めている。そして、政令第 167 条の 2 第 1 項は、このような随意契約の方法によることができる場合を限定的に列挙しており、その適用がいずれかの場合に該当していなければならない。本件街頭消火器の維持管理にかかわる特命随意契約については、その適用について同項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を根拠としている。

当該根拠である「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、最高裁判例で「地方公共団体が契約を締結するに当り競争入札の方法によることが不可能または著しく困難とはいえない場合であっても、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約の目的、内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合には、右契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものと解すべきであり、これに該当するか否かは、契約の公正及び価格の有効性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものであると解するのが相当である。」と判示している。(最高裁昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決・民集 41 卷 2 号 189 頁参照)

## 2 本件契約の手続き過程および特命随意契約により締結した理由

### (1) 本件契約の手続き過程

本件、街頭消火器の維持管理については、「平成 21 年度街頭消火器の維持管理（単価契約）」および「平成 21 年度街頭消火器保守点検委託（単価契約）」の両契約により業務履行を行っている。

「平成 21 年度街頭消火器の維持管理（単価契約）」については、平成 21 年 2 月 6 日付けで安全・安心担当課長から契約締結請求を受けたところ、業者指定理由書のとおり業者指定がなされたので、内容を検討した結果、B を指定業者とすることが妥当であると判断した。そこで、平成 21 年 3 月 12 日に指定業者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、契約締結することを決定した。なお、本件契約については、平成 21 年度予算が成立し、配当がなされたときに、効力を生ずるものとした。(別紙 1 参照)

「平成 21 年度街頭消火器保守点検委託（単価契約）」の契約については、平成 21 年 8 月 17 日付けで安全・安心担当課長から契約締結請求を受け、業者

指定理由書のとおり業者指定がなされたので、内容を検討した結果、Bを指定業者とすることが妥当であると判断した。そこで、平成21年8月27日に指定業者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、契約締結することを決定した。(別紙2参照)

(2) 特命随意契約により締結した理由

練馬区における街頭消火器は、大地震発生に伴い同時に起こると予想される多発的火災に備えるほか、地域における通常の火災において延焼の拡大を防止し、区民の生命と財産の安全を図るために整備しているものである。街頭消火器は、一般区域では100メートル四方に1本、危険地域では50メートル四方に1本、避難道路沿いでは50メートル間隔に1本ずつ設置しており、区内全域を網羅するように合計約6000本を設置している。いつ起きるとも知れない大地震発生に伴う多発的火災あるいは区内における火災に対して、どの地域でも初期消火対応が図れるよういずれの消火器も常に良好な状態を保つ必要がある。そのために、区では、「街頭消火器維持管理」と「街頭消火器保守点検委託」の二つの業務契約を行うことにより万全を期している。

「街頭消火器維持管理」では、年間を通じての維持管理として、区民要望による街頭消火器の新設・移設等への対応、また、火災、いたずら等による消火器本体・格納箱の交換、薬剤の詰替え等、随時必要な対応を図るものであり、その作業内容に応じて、単価設定を行っている。また、「街頭消火器保守点検委託」では、毎年、9月から11月にかけての2か月間の内に、区内に設置したすべての消火器の異常の有無について、一斉に巡回して点検を行うものであり、1件当たりの巡回、点検、報告の経費を合わせて契約単価としている。

このように街頭消火器の維持管理を適切に行っていくためには、消火器の設置、交換、薬剤の詰替え、格納箱等の補修などを、正確かつ迅速に行うことができる、あるいは、街頭消火器の設置状況や経過について精通している上に、区内全域を網羅して迅速な対応が可能となる体制、技術、信用、実績等を有している事業者でなければならない。

その点、Bは、消防整備士乙種6類(消火器の点検整備)の資格を持つ区内の事業者により構成され、それぞれの組合員が担当区域を持って、区内全域を網羅することにより、迅速に作業することができる。また、昭和49年から引き続き区内の街頭消火器の維持管理を担当しており、区内に設置している街頭消火器すべての設置場所、設置の経過、近隣地域の事情や作業履歴を熟知しており、大量の業務、指示等についても速やかに的確な作業を行うことができる。さらに、練馬区独自の仕様となっている消火器や格納箱について在庫として保管していることにより迅速な対応が可能となっている。

以上のことから、本件街頭消火器の維持管理を迅速かつ的確に行うことが

できる事業者は、信用のおける、また上記目的に適する体制、実績を備えた区内の同業者組合であるBにおいて他には無かったために、Bを契約の相手方として特命随意契約を締結したものである。

なお、Bは、区内の消防設備事業者の唯一の同業者組合であり、官公需の発注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行ができる体制が整備されている官公需適格組合として中小企業庁からの証明をも受けている。官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。）第3条において、「国等が、契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の発注機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」、第7条では「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の発注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。」と定められている。こうしたことから、中小零細の区内事業者で構成されたBとの本件契約は、官公需適格組合の活用を規定する同法の主旨に合致するものであり、推奨されるべきことである。

### 3 本件措置請求に対する反論・主張等

監査請求人は、本件契約内容を一般家庭用として市販されている消火器の単なる購入のみであると誤解し、競争入札を行わずに特命随意契約を行ったことを取り上げて、地方自治法に反しており違法であると主張している。

しかしながら、前述のとおり、区民の生命と財産の安全を図ることを目的として設置している街頭消火器等について、火災やいたずらなど突発的な事態が発生すれば、迅速に交換等の対応を行うなどして、街頭消火器等を常に良好な状態に保つことは、街頭消火器の設置者である区としての当然の責務であり、街頭消火器の維持管理を行う事業者の選定に当たっては、信用のおける、また業務の目的に適する体制、実績を備えた事業者であるかを判断することが必要となる。

したがって、本件街頭消火器の維持管理にかかわる契約においては、競争入札により契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、前記の最高裁判例の判示に沿うように、その業務内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定して、その者との間で契約の締結をすることが当該契約の性質に照らし、またはその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当区の利益の増進につながるものと判断し、施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約の方式により契約を締結したのである。このことに、何ら違法性は無く極めて適正に行われたものである。

（上記内容は平成23年2月4日付けで総務部長から提出された書面であり、書式を除き当該内容を原文のまま記載し、添付資料は省略した。）

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課への事情聴取、関係書類の調査等に基

づき、本件についてつぎのとおり判断する。

(1) 維持管理契約に係る随意契約の適否について

請求人は、「街頭設置消火器購入に係る契約は入札が行われておらず、業者指定の「特命随意契約」となっており、契約手続きは法第 234 条に反して違法である」と主張しているので、この点について判断する。

法第 234 条第 1 項および第 2 項は、契約の締結方法について一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、政令で定める場合に該当する場合に限り、指名競争入札、随意契約またはせり売りとする事ができる旨規定する。この一般競争入札方式の理念とするところは公正性と機会均等性である。他方、随意契約は競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項に掲げる 9 要件のいずれかに該当する場合に限られている。

そして経理用地課によると、本件措置請求の対象となっている契約のうちの維持管理契約は政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当する旨主張するので、当該規定の適否について以下述べる。

政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定中「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の解釈については経理用地課見解書にあるように、最高裁判例（昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決・民集 41 卷 2 号 189 頁）の「地方公共団体が契約を締結するに当り競争入札の方法によることが不可能または著しく困難とはいえない場合であっても、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約の目的、内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合には、右契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものと解すべきであり、これに該当するか否かは、契約の公正及び価格の有効性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものであると解するのが相当である。」との判示事項が適用されると考える。

これを前提に本件維持管理契約を見ると、街頭消火器は日常発生する火災の消火手段という役割だけでなく、大地震等により大規模かつ同時的に発生する多発的・火災に対応し、区民の生命と財産の安全を図るという重要な使命を帯び

ている。この役割に着目すると、街頭消火器は常時適切に使用可能な状態を保持することが求められ、本件維持管理契約においては単に経済性よりも迅速な対応と安全・的確な作業が重視されるべきものである。このような業務の目的、性質を踏まえると、本件維持管理契約に当たり、随意契約により技術、信用、実績等を有すると認められる事業者と契約を締結することは、合理的な裁量の範囲を著しく逸脱し、または濫用することになるとは認められず、入札を行わず随意契約によったことをもって直ちに違法または不当とはいえない。

## (2) 維持管理契約に係る業者指定理由の適否について

つぎに、本件維持管理契約の締結を随意契約の方法によって行うことが裁量の逸脱または濫用に当たらないとしても、特定の相手方と契約すること、すなわち業者指定の理由について裁量の逸脱または濫用がないことが求められるので、以下判断する。

安全・安心担当課および経理用地課は業者指定理由として、B（以下「本件事業者」という。）は①「消防整備士（正式には「消防設備士」という。以下同じ。）乙種6類（消火器の点検整備）の資格を持つ区内の事業者により構成され、それぞれの組合員が担当区域を持って、区内全域を網羅することにより、迅速に作業することができる」、②「昭和49年から引き続き区内の街頭消火器の維持管理を担当しており、区内に設置している街頭消火器すべての設置場所、設置の経過、近隣地域の事情や作業履歴を熟知しており、大量の業務、指示等についても速やかに的確な作業を行うことができる」、③「練馬区独自の仕様となっている消火器や格納箱について在庫として保管していることにより迅速な対応が可能となっている」、④「（街頭消火器の）目的に適する体制、実績を備えた区内の同業者組合は本件事業者をおいて他には無かった」ことを挙げている。加えて、本件事業者は⑤「区内の消防設備事業者の唯一の同業者組合であり、官公需の発注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行ができる体制が整備されている官公需適格組合として中小企業庁からの証明をも受けてい」て、本件事業者との本件契約は「官公需適格組合の活用を規定する同法の主旨に合致するものであり、推奨されるべきことである」としている。

上記①については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の5および消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の2第2項の規定により、防火対象物に係る消火器の点検、整備については消防設備士でなければこれを行うことはできない。本件街頭消火器は防火対象物内の設置物に当たらないが、その設置目的に照らすと、これと同等の管理・取扱いが求められると考える。したがって、当該資格を有する区内事業者により迅速な作業対応を図ることができるとする理由は、当該業務の専門性に照らし妥当であると考えられる。

②については、街頭消火器の役割を踏まえると事業者に必要な要件と認められる。とりわけ区内全域に約6,000本と大量に設置されている消火器を常時適



正に維持管理するうえでは重視される理由として妥当なものである。しかしながら、当該事項のように既存事業者の業務への熟知度を理由とすると、他者の参入が困難になるほか、既存事業者を継続させるための便法となりやすいため、慎重に取り扱う必要がある。

③から⑤までについては、本件事業者が信用、信頼できる業者であることを裏付ける側面があると認められるところであるが、本件維持管理契約において当該理由が必須とされる要件とは認めがたいところがある。なお、この点について、請求人は本件事業者がマンションの一室を事務所としていて、信用できない旨陳述している。しかしながら、どのような形態で法人を運営するかは個々の法人ごとに異なり、現に長期にわたり街頭消火器の維持管理上債務不履行がなかった本件事業者について当該請求人の主張は失当と考える。

### (3) 維持管理契約に係る消火器の契約単価の適否について

請求人は、「消火器購入費は、実に市価の約4倍に相当し、1本当り一万円以上高額である」と主張している。そして、事実証明において粉末消火器が1本2,900円で市販されており、陳述において更に安い業者では2,500円で販売していること、また機能は3.5kgのものと同様である旨の説明があった。

これに対し、安全・安心担当課からは、請求人の言う消火器は「ヤマト YP-10ET」（粉末3kg）で、区の街頭消火器「粉末型はミヤタ CA-10EHSD（粉末3.5kg）、中性強化液型はミヤタ SKN-3A（強化液3ℓ）」よりも小型の規格であること、また請求人のいう消火器には噴射一時停止機能を備えていないが、区の街頭消火器は噴射一時停止機能を備えていること、更には区の街頭消火器は前記消火器に、盗難防止のため本体上部を白色に塗装をし、区名を表示する等特別加工したものであること、設置・交換等の作業費、消火器等仕入れ費用、廃材回収処分費、区へ作業結果を報告する費用等個々の街頭消火器に関する対応経費を含んでいることの説明があった。

なお、本件監査において実際の街頭消火器を検証し、街頭消火器に安全・安心担当課のいう特別加工が施されていること、また請求人主張の消火器との機能、大きさ等の比較を行った。

以上を踏まえ、本件維持管理契約に係る消火器の契約単価について判断する。

区が現在設置している消火器のメーカー希望小売価格を調査したところ、ミヤタ粉末型 CA-10EHSD は18,500円（税別価格）、ミヤタ中性強化液型 SKN-3A は18,900円（税別価格）であった。また、請求人が主張するヤマト粉末型 YP-10ET は15,000円（税別価格）であった。

一方、これら消火器の実勢価格をインターネットで調べてみると、安全・安心担当課の説明にあるとおり、ミヤタ粉末型 CA-10EHSD は約9,000円から約14,000円（税別価格）、ミヤタ中性強化液型 SKN-3A は約10,000円から約16,500円（税別価格）であった。また、請求人が主張するヤマト粉末型 YP-10ET は約3,000円から約8,000円（税別価格）であった。

請求人は街頭消火器を区は市価の4倍で購入していると主張するが、その根拠としている消火器（粉末型）は区が採用している消火器（粉末型）とメーカー、容量、機能が異なっており、これを同一物として比較対象とする合理的理由は存在しない。請求人は容量は異なっても機能は同等との主張をするが、外形上明らかに本体の大きさが異なり、また噴射一時停止機能を備えない同器を基準として価格比較する主張は採用できないと考える。

契約単価が違法または不当と評価されるのは、当該価格の決定に当たり合理的な裁量の範囲を逸脱して、明らかに著しく不利な価格または不当な価格により契約が締結されたと認められる場合である。本件措置請求においてその判断基準の一つとしてメーカー希望小売価格を上回る価格で契約を締結していることが想定されるが、本件維持管理契約に係る契約単価はそれには該当しない。また、本件維持管理契約では消火器に特別加工を施していること、設置・交換作業費、報告書作成費等の手数料分が契約単価に含まれていることを勘案すると、本件契約単価は先の実勢価格の範囲と大きく乖離しているとは認められず、当該契約単価が違法または不当な価格であるとは認められない。

なお、本件契約に係る見積書の徴取について確認したところ、本件事業者からしかこれを徴取していなかった。練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号。以下「契約規則」という。）第39条は、なるべく2人以上の者から見積書を徴取するよう規定する。随意契約はその運用を誤ると契約の相手方が固定化し、区にとって不利な価格または不適正な価格によって契約を締結するおそれがないとはいえない。このため、随意契約においては、あらかじめ妥当な契約金額の把握に努め、相手方の提示する価格の妥当性を見極め、区にとって有利かつ適正な価格で契約を締結することが求められるものであり、契約規則第39条の規定もその趣旨と解される。この点について本件契約上契約単価を十分検討したとは必ずしも認められず、価格の妥当性については今後十分な検証を行うよう要望する。

#### (4) 維持管理契約と街頭消火器保守点検委託契約について

請求人は、維持管理契約と保守点検委託契約とは重複していることおよび維持管理契約における薬剤詰替えを定期的に行っており、不必要な詰替えである旨主張しているため、以下この点について判断する。

維持管理契約と保守点検委託契約との仕様内容を確認したところ、維持管理契約は年間通じての物品供給契約であり、保守点検に該当する項目は見当たらなかった。他方、保守点検委託契約は9月から11月にかけて行われ、当該仕様書には消火器の交換や薬剤詰替え等の記載は見当たらなかった。

また、薬剤詰替えについては、防災計画に定期詰替えの記述が見られ、安全・安心担当課からの作業指示書等関係書類の内容を確認したところ、平成21年度には130件の薬剤詰替えがあった。その内訳は、火災使用によるものが16件、いたずら等によるものが114件であり、定期詰替えという事由は見受けら

れなかった。

以上のことから維持管理契約と保守点検委託契約との間に重複する事項は見当たらず、また薬剤詰替えについても請求人主張の事実はなかった。

(5) 一般購入契約における保証条項について

請求人は、薬剤補充について一般購入契約による保証条項で十分対処可能との主張をしているので、この点について判断する。

請求人の措置請求書および陳述内容から、その趣旨はメーカー保証期間の10年経過前に薬剤詰替えを行っていることにある。この点に関しては、前記(4)で述べたように定期的な詰替えは行っていないことが判明している。したがって、本件主張については、その前提を欠いており、採用することはできない。また、火災時の使用やいたずらにより薬剤が放出された場合については保証条項の対象とはならないものと認められる。

(6) 物品購入契約の適否について

本件物品購入契約は、政令第167条の2第1項第1号ならびに契約規則第38条および別表第2に定める額を超えないものをするときにできる随意契約に該当するものである。本件物品購入契約の契約金額は課長契約の範囲内であり、契約方法および内容について違法・不当な点は見当たらなかった。

以上のことから、本件維持管理契約および物品購入契約と同契約に基づく公金の支出について、違法・不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないため、請求人の本件措置請求を棄却するのが相当であると判断する。

#### 4 おわりに

本件維持管理契約は物品購入という契約形態を取りながら、その実態は物品の単純な納品だけではなく、大地震等の緊急時において当該消火器を同時に、かつ一斉に使用できる状態に保持することにあると考えられる。このことを踏まえると現在の物品購入という契約形態が最適かという点について検討の余地がある。防火対象物に係る消火器の整備は有資格者によることが法令によって義務付けられており、街頭消火器も設置目的に照らすと同等に取り扱うことが求められるものであり、専門性を必要とする業務内容となっていることからすると監査対象課の説明には一定の合理性が認められるところである。しかしながら、仕様書には消火器の製品指定等もなされていないため、文面上消火器のメーカーや機能は問わないこととなり、これが随意契約の必要性を客観的にわかりにくくしていることにつながっていると考える。

監査対象課にあっては、法が予定する公正性と機会均等性の理念を十分念頭におきつつ、街頭消火器の設置目的を踏まえ、仕様書の内容だけでなく、契約形態を含めた見直しを行うことを要望する。そして、その見直しの中でプロポーザル方式等何らかの形での価格の有利性、競争性について確保の余地がないかを十分に検討し、街頭消火器を適正に管理することにより区民の生命と財産の安全確保に努められたい。

## 練馬区職員措置請求

区長・C危機管理室長・D経理用地課長・  
本件関係財務会計担当職員に関する措置請求書

### 1. 請求の要旨

練馬区において、平成21年度に防災関係費として違法契約により不当に支出された街頭設置消火器購入費 20,924,360円と法定利息を区長以下本件財務会計責任者で区に返還せよ。

### 2. 請求の原因

- 1) 練馬区において、危機管理室が支出した街頭設置消火器購入費は、実に市価の約4倍に相当し、1本当たり一万円以上高額である。・・・事実証明書1
- 2) 区内に設置されている消火器の総数は6000本以上であり、単純計算上約6000万円以上の公費が不正に支出されていることになる。
- 3) 区は高額支出の理由として、常に緊急使用に備えるため保守管理を行う必要があると主張するが、保守管理費として区は別途に年間236万5000円を支出しており、主張は事実と反して不当である。・・・事実証明書2
- 4) さらに、何れの購入契約も入札が行われておらず、業者指定の「特命随意契約」となっており、契約手続きは地方自治法234条に反しており違法である。
- 5) 消火器購入は一般に市販されている物品の購入であり、他区に於いては、一般に競争入札によって行われている。練馬区が業者を特定し、特命随意契約を行うことには理由がない。・・・事実証明書3
- 6) 使用された消火器等補充の緊急性を主張するが、業者との一般購入契約による保証条項で充分対処が可能である。

以上記述した理由から、請求人は本件危機管理室が支出した物品購入に関わる特命随意契約および購入手続きは、違法、不正であり嚴重なる監査措置を請求する。

平成23年1月14日

監査請求人  
東京都練馬区

A 印

練馬区監査委員会御中

(注1) この請求書は、請求人が提出した措置請求書の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。

(注2) 事実証明書の添付は、省略した。



## VII 行政監查結果



平成 22 年度  
(2010年度)

## 行政監査結果報告

「補助金の交付事務について」

平成 23 年 4 月  
練馬区監査委員





## 目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査の目的	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	補助金の定義等	
(1)	補助金の定義	1
(2)	補助金の支出根拠	2
(3)	補助金の支出制限	2
(4)	補助金交付事務の流れ	3
5	これまでの補助金の見直し状況について	3
6	監査対象および範囲	4
7	監査方法	
(1)	課題等説明	8
(2)	アンケート調査	8
8	監査実施期間	8
9	監査の視点	8
第2	監査結果	9
1	財源構成	9
2	交付対象	10
3	審査基準の有無	10
4	成果の有無	11
5	成果指標の有無	11
6	効率性	12
7	交付額の多寡	12
8	必要性	13
9	申請者向けの手引き（マニュアル）の有無	14
10	交付対象経費	14
11	交付対象経費の具体的記載の有無	15
12	変更規定の有無	15
13	履行確認チェックリストの有無	16

14	実績報告書の提出時期	16
15	実績報告書の提出期限	17
16	実績報告書の確認内容	18
17	添付書類の有無	18
18	実地調査の有無	19
19	現地での書類確認の有無	20
20	交付回数	20
21	支払い方法	21
22	違約等加算金の有無	21
23	周知方法	22

### 第3 監査委員意見 22

1	補助金交付に係る適正な事務処理の確保について	22
2	補助金の公益性および必要性について	23

### 部別補助金一覧表

1	危機管理室	表-1
2	総務部	表-2
3	区民部	表-2
4	産業地域振興部	表-3
5	福祉部	表-10
6	健康部	表-21
7	地域医療担当部	表-22
8	児童青少年部	表-23
9	環境部	表-28
10	都市整備部	表-31
11	土木部	表-33
12	学校教育部	表-34
13	生涯学習部	表-38

## 第1 監査の概要

### 1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、一定の事務や事業を取り上げて、全般的な観点からその運営が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

### 2 監査テーマ

「補助金の交付事務について」

### 3 選定趣旨

補助金については、「補助金の見直しについて」（平成14年2月6日付け練企財発第120号）により、定期的な見直しが行われており、一定の成果が認められるところである。

しかしながら、定期監査や財政援助団体等監査において、所管課の審査が不十分なもの、補助対象経費が不明確なものなど未だ不適切な事例があり、監査での指摘事項等にもなっている。また、原資を税金とする補助金を交付しているにもかかわらず、その効果を十分に検証していない部署もあった。

そこで、今回、公益性という補助金本来の趣旨に沿って、事業実績の確認や効果の検証が適正に行われているか、全庁を横断的に検証する。

### 4 補助金の定義等

#### (1) 補助金の定義

補助金の定義は法令上必ずしも明確ではないため、今回の行政監査においては、「特定の事務事業に対し、公共的見地から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」と定義する。

監査対象とする補助金は、平成22年度一般会計歳出予算の「19節 負

担金補助及び交付金」の中から、補助金という名称で用いられているものを原則として対象とした。

また、補助金の分類に当たっては、補助要綱が同一のものは1つの補助金として取り扱った。

なお、区の外郭団体への人件費・運営費補助金については、財政援助団体等監査において監査を行っているため、行政監査の対象からは外した。

## (2) 補助金の支出根拠

法第 232 条の 2 によると、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

また、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」（昭和 28 年 6 月 29 日行政実例）とある。

## (3) 補助金の支出制限

法令等の規定等によって、つぎの事例に該当する場合には補助金の交付が認められていない。

### ア 宗教上の組織等

日本国憲法（昭和 21 年。以下「憲法」という）第 89 条によると、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されている。

### イ 国等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）附則第 5 条によると、地方公共団体は、原則として、国、政令で定める独立行政法人若しくは国立大学法人等に対して寄附金等を支出することが禁じられている旨規定されている。

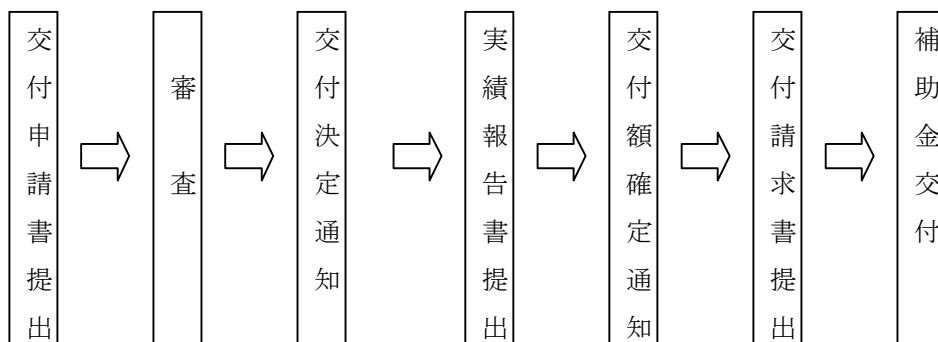
### ウ その他

判例では、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、地方公共団体相互間の経費負担区分を乱す行為や憲法第 14 条の平等原則に違反するものは許されないとされている。

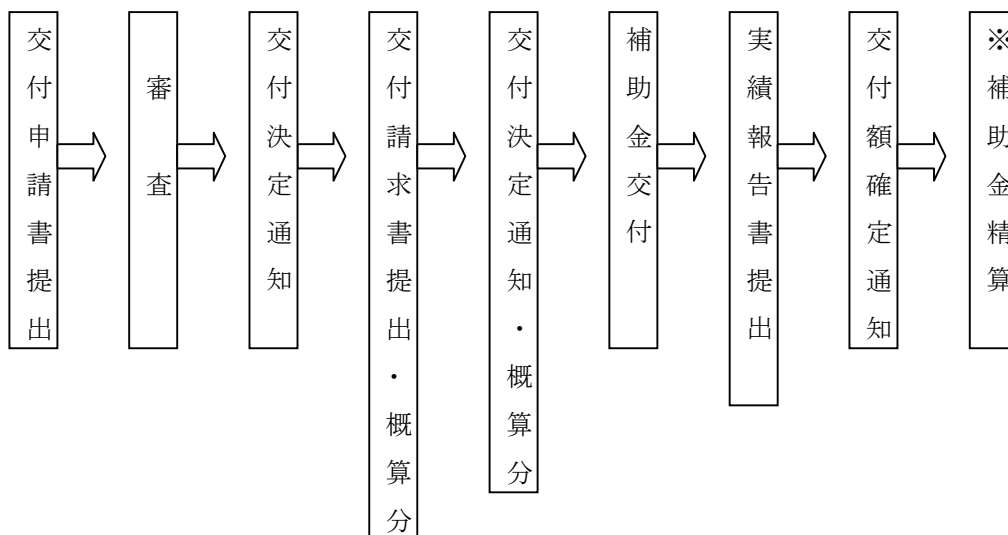
(4) 補助金交付事務の流れ

基本的な手順としてはつぎのとおりである。

ア 確定払いの場合



イ 概算払いの場合（※は該当する場合のみ）



5 これまでの補助金の見直し状況について

現在、区の補助金については、平成 14 年 2 月に決定した、「補助金の見直しについて」に基づき、3 年ごとに全庁的な見直しを実施している。

平成 20 年度に実施した見直しにおいて、この「補助金の見直しについて」の一部が、平成 20 年 10 月 16 日付け区長決定により変更となっている。

具体的には以下のとおりである。

ア 全庁的かつ定期的な見直しの修正

「一定期間(3年)を経過した後に必ず見直すことを原則とするため、補助要綱等において事業実施期間(3年)を明示する」を削除した。

イ 事業全体の総経費の上限設定の削除

「補助事業の総経費の増加率は区税収入の増加率を上限として設定することを原則とする」旨の内容を削除した。

なお、次回の全庁的な見直しは平成 23 年度に行う予定である。

6 監査対象および範囲

今回の行政監査の対象とした補助金は 155 件で、区の組織順に並べると次表のとおりとなる。

【表 1】 監査対象補助金および所管部課

※所管部課の名称は、平成 22 年度の組織名を用いた。

NO	補助金名	所管部課(※)	
1	区民防災組織に対する訓練等助成金	危機管理室	防災課
2	災害時における飲料水確保に関する協定に伴う助成金		安全・安心担当課
3	防犯設備整備費補助金		
4	地域防犯防火連携組織運営費補助金		
5	防犯協会補助金		
6	防火防災協会補助金		
7	消防団補助金		
8	原水爆禁止運動推進団体補助金	総務部	総務課
9	自己啓発助成金		人材育成課
10	納税貯蓄組合連合会補助金	区民部	収納課
11	公衆浴場季節事業等補助金	産業地域振興部	経済課
12	公衆浴場施設設備改善事業補助金		
13	燃料費助成金		
14	トライアル雇用充実助成金		
15	ホームページ作成補助金		
16	見本市等出展支援事業補助金		
17	ISO 認証取得支援事業補助金		
18	経営者・後継者育成研修補助金		
19	練馬漬物物産展事業補助金		
20	異業種交流補助金		
21	生鮮食料品共同販売事業補助金		
22	創業支援貸付利子補給金		
23	優良種子助成金		
24	土壌改良・病害防止助成金		
25	練馬大根伝来種保存事業施設整備費等補助金		
26	金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金		
27	生産緑地保全整備事業補助金		
28	都市型農業経営支援事業補助金		
29	農業体験農園管理運営費補助金		
30	農業体験農園施設整備費補助金		

31	商工業団体振興補助金	産 業 地 域 振 興 部	商工観光課
32	いきいき商店街支援事業補助金		
33	商店街共同施設維持管理費補助金		
34	にぎわい商店街支援事業補助金		
35	商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金		
36	商店街振興組合事業運営補助金		
37	活力ある商店街づくり補助金		
38	商店街空き店舗入居促進補助金		
39	練馬アニメーション協議会事業補助金		
40	練馬まつり補助金		
41	照姫まつり補助金		
42	地区祭補助金		地域振興課
43	町会・自治会掲示板設置等補助金		
44	自治活動推進協力費		
45	施設利用補助金		
46	指定葬儀場使用料助成金		
47	町会・自治会施設建設等補助金		経営課
48	保護司会補助金		
49	後見人等謝礼補助金		
50	権利擁護センター運営補助金		
51	中国残留邦人等地域生活支援事業補助金		
52	相談情報ひろば事業助成金		
53	非営利地域福祉活動補助金		
54	地域福祉普及啓発活動補助金		
55	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金		
56	練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金	高齡社会対策課	
57	介護人材育成・研修センター運営費補助金		
58	高齢者就業・社会参加支援事業補助金		
59	家賃等補助金		
60	介護老人福祉施設等施設整備費補助金		
61	地域密着型サービス拠点等整備費補助金		
62	認知症高齢者グループホーム整備費補助金		
63	夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金		
64	夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の開所初年に係る設備整備費補助金		
65	施設開設準備経費補助金		
66	介護老人保健施設施設整備費補助金		
67	老人クラブ連合会補助金		
68	老人クラブ補助金		
69	高齢者サークル助成金		
70	介護支援専門員資格更新研修費補助金	介護保険課	
71	福祉サービス第三者評価受審費用助成金	福祉部介護保険課・障害者サービス調整担当課、児童青少年部保育課	



72	生計困難者に対する利用者負担軽減助成費(社会福祉法人等)	福祉部	介護保険課		
73	生計困難者に対する利用者負担軽減助成費(介護保険サービス提供事業者)		福祉部	障害者施策推進課	
74	福祉団体運営費補助金				
75	精神障害回復途上者通所訓練事業運営費補助金				
76	精神障害回復途上者通所訓練事業に係る通所者交通費助成金				
77	障害者グループホーム整備費補助金				
78	障害者グループホーム等防火設備整備費補助金				
79	新体系移行支援事業運営費補助金				
80	新体系移行支援事業に係る通所者交通費補助金				
81	障害者短期入所(ショートステイ)事業所整備費補助金				
82	グループホーム等運営費助成金				
83	自己所有電話基本料金等助成費				
84	障害者施設整備費補助金				
85	高齢者等世帯家具転倒防止器具等設置費補助金				
86	マンモグラフィ機器購入費補助金				健康部
87	飼い猫の去勢・不妊手術費助成金	健康部			
88	地域猫去勢・不妊手術費助成金				
89	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会事業助成金				
90	ねずみ防除工事費用助成金				
91	練馬区医師会訪問看護ステーション事業運営費補助金	地域医療 担当部	地域医療課		
92	地域医療推進事業補助金				
93	(財)東京都医療保健協会施設整備資金利子補給金				
94	磁気共鳴画像診断装置設置補助金				
95	事務所賃借補助金(日本大学医学部付属練馬光が丘病院対策費)				
96	母子寡婦福祉連合会に対する補助金	児童 青 少 年 部	子育て支援課		
97	放課後児童等の広場(民間学童保育)事業運営費補助金				
98	子育て支援情報提供事業補助金				
99	民設子育てのひろば事業補助金				
100	私立保育園協会補助金				
101	一時預かり事業補助金		児童 青 少 年 部	保育課	
102	私立保育所年末保育事業補助金				
103	私立保育所施設整備資金利子補給金				
104	私立保育所施設整備費補助金				
105	私立保育所設置促進事業補助金				
106	施設補助金(保育室)				
107	認証保育所運営費補助金				
108	認証保育所開設準備等経費補助金				
109	認証保育所学校 110 番設置経費補助金				
110	認証保育所保育料補助金				
111	研修費補助金、施設補助金、共済掛金補助金(家庭福祉員)				
112	研修費補助金、施設補助金、共済掛金補助金(駅型)				
113	短期特例保育補助金				
114	私立幼稚園預かり保育事業費補助金				
115	認定こども園運営費等補助金				

116	研修費補助金	児童青少年部	青少年課
117	民間遊び場運営費等補助金		
118	民間遊び場管理委員会委員ボランティア保険補助金		
119	民間遊び場損害賠償責任保険補助金		
120	地球温暖化対策小規模事業者用設備設置補助金	環境部	環境課
121	地球温暖化対策住宅用設備設置補助金		
122	吹付けアスベスト等除去工事助成金		
123	事業所建築物のアスベスト調査経費の助成金		
124	建築物アスベスト調査経費の助成金		みどり推進課
125	保護樹木・樹林補助金		
126	みどりの街並みづくり助成金		
127	在宅医療廃棄物回収事業補助金		
128	家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金		
129	土地区画整理事業助成金	都市整備部	まちづくり推進調整課
130	都市防災不燃化促進助成金		東部地域まちづくり課
131	密集住宅市街地整備促進事業助成金		大江戸線延伸推進課
132	大江戸線延伸促進期成同盟に対する補助金		建築課
133	戸建住宅耐震改修工事等助成金		
134	民間建築物耐震改修工事等助成金		
135	木造戸建住宅簡易補強工事助成金		
136	耐震シェルター等設置助成金		
137	道路拡幅整備等助成金		
138	福祉のまちづくり整備助成金		
139	私道整備助成金	土木部	計画課
140	雨水浸透施設整備助成金		交通安全課
141	交通安全協会補助金		
142	幼児2人同乗用自転車レンタル事業補助金		
143	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金	学校教育部	庶務課
144	学校教育関係団体補助金		庶務課・学務課
145	私立幼稚園等就園奨励費補助金		学務課
146	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金		
147	私立幼稚園等入園児保護者補助金		
148	私立幼稚園施設整備資金利子補給費		
149	私立幼稚園行事費等助成金		
150	私立幼稚園教職員教育研修会補助金		
151	私立幼稚園教育環境整備費補助金		
152	私立幼稚園学級補助員配置助成費		
153	文化財保護事業に関する奨励金および補助金	生涯学習部	生涯学習課
154	公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金		スポーツ振興課
155	練馬区釣魚連合会に対する交付金		

## 7 監査方法

### (1) 課題等説明

監査委員は、平成 22 年 8 月 20 日、同月 23 日に、補助金交付の必要性、補助事業の有効性および補助金に関する事務処理等について、財政課長および所管補助金数の多い課長から、つぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

ア 補助金の必要性、補助事業の有効性等についての現状および課題  
財政課長

イ 補助金の必要性、補助事業の有効性および補助金に関する事務処理等についての所管課の現状および課題

経済課長、商工観光課長、高齢社会対策課長、障害者施策推進課長、保育課長、みどり推進課長、学務課長

### (2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して補助金交付に係る事務処理等についてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。また、現状の把握については、これまでに実施した定期監査、財政援助団体等監査などで把握した状況も活用した。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

## 8 監査実施期間

平成 22 年 6 月 28 日(月)から平成 23 年 4 月 27 日(水)まで

## 9 監査の視点

合規性に加えて、行政監査の目的とする「経済性」、「効率性」、「有効性」を踏まえ、以下の視点に重きを置いた検証を行った。

### (1) 補助金交付についての事務処理に課題はないか。

ア 交付対象経費は明確になっているか。

イ 実績報告書等の提出期限は守られているか。

ウ 実績報告書等の内容を十分に確認しているか。

エ 事務処理は効率的に行われているか。

### (2) 補助金交付の公益性（必要性）についての課題はないか。

ア 具体的な成果は上がっているか。

- イ 成果指標等の客観的根拠により成果測定を行っているか。
- ウ 公益性（必要性）を定期的に検証しているか。
- エ 区民ニーズに的確に応えたものとなっているか。

## 第2 監査結果

公益性という補助金本来の趣旨に沿って、事業実績の確認や効果の検証が適正に行われているかについて検証した。

その結果、補助事業は補助要綱に基づいて実施されており、実績報告書等の書類、あるいは実地調査などによって事業実績を確認していた。また、多くの補助事業が目的とする成果を上げており、費用対効果の観点からの効率性も確保できていることが確認できた。

これらのことから、個別項目において検討を要する事項はあったものの、補助金の交付事務は適正に行われていると認められる。

監査の視点に基づく、アンケート調査の項目別監査結果は下記のとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、補助金が更に有効に機能するための課題と捉え、改善に向けて取り組まれない。

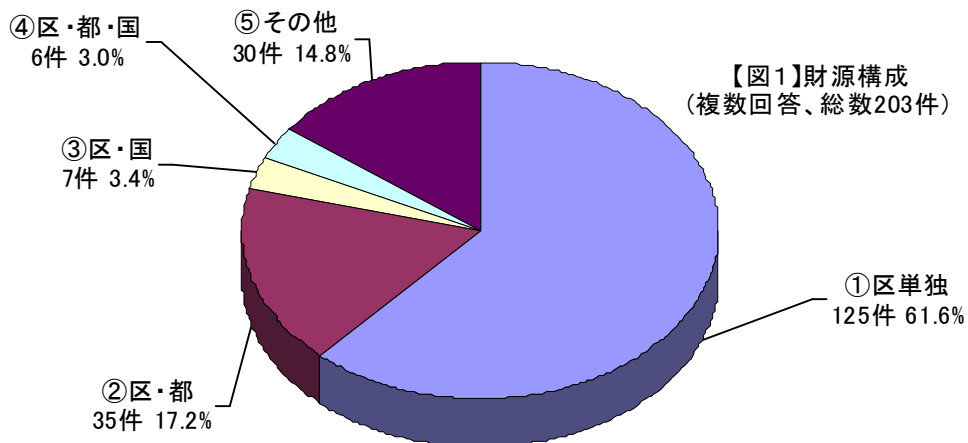
※監査対象補助金数は 155 件だが、交付対象経費毎に調査を行ったものもあるので、アンケート総数としては 192 件となる。

※調査項目によって該当の有無があるため、各項目間の総数は一致しないことがある。

### 1 財源構成【図1】

補助金を構成する財源としては、①区単独が 125 件(61.6%)と一番多く、次に②区・都が 35 件(17.2%)となっている。⑤その他と回答した補助金は 30 件(14.8%)で、この中には国や都が単独で補助するものが含まれており、今後も国や都の動向を注視し、財源確保に積極的に取り組む必要がある。

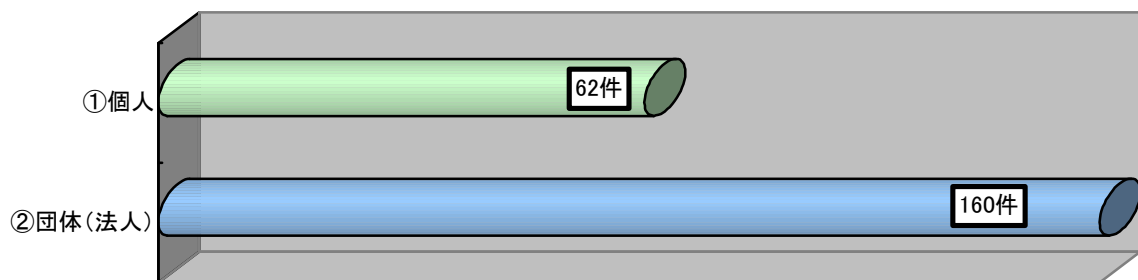
なお、国や都の財源を活用する際、対象経費の算定に当たっては、その範囲や計数を十分に確認し、遺漏のないように事務処理を行われたい。



## 2 交付対象【図2】

補助金の交付対象については、①個人を対象とする補助金が62件、②団体（法人）を対象とする補助金が160件であった。

【図2】交付対象(複数回答、総数222件)

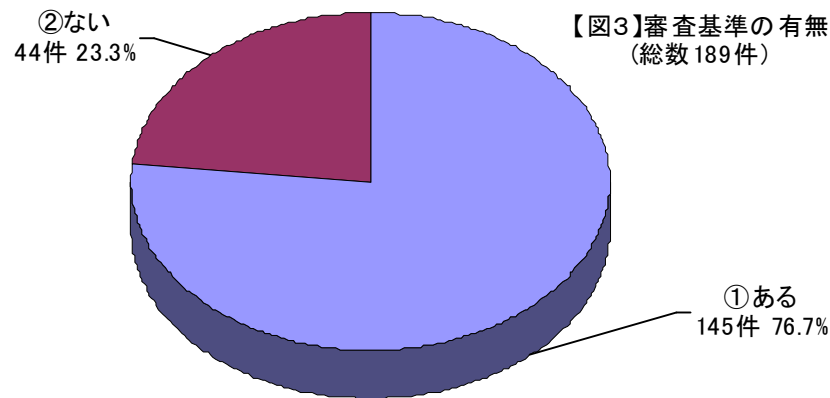


## 3 審査基準の有無【図3】

補助金の交付決定に際し、具体的な審査基準が①あると回答した補助金は145件(76.7%)であった。②ないと回答した補助金は44件(23.3%)であったが、その理由として、実績報告書で確認できるためという回答が多かった。

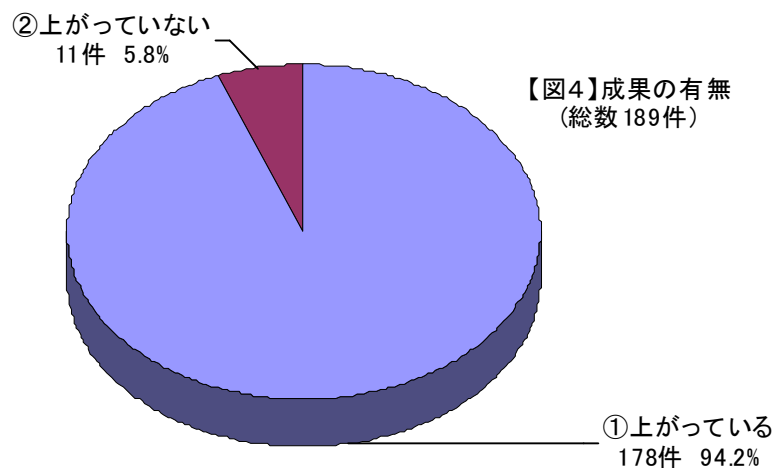
審査基準は、補助金の交付が法令および予算で定めるところに違反しないか、補助事業の目的および内容が適正か、金額の算定に誤りがないか等の拠り所となるべきもので、確実な判断を行うためにも必要と考える。

なお、「障害者施設整備費補助金（福祉部障害者サービス調整担当課）」において、審査手続に不適切な事例があった。



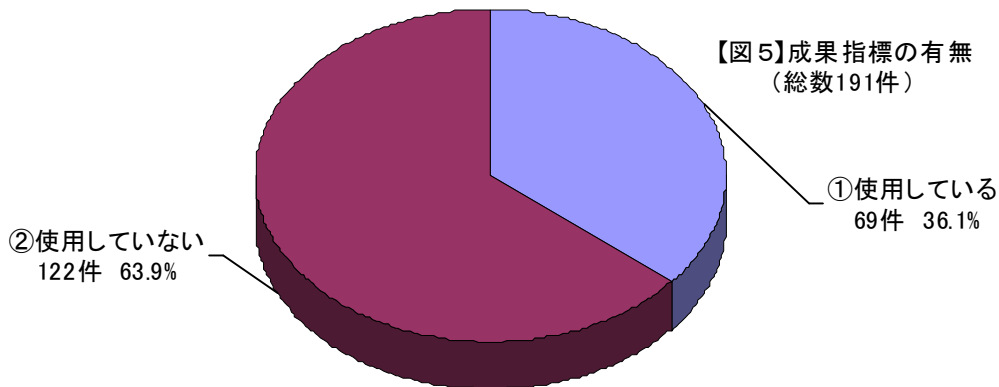
#### 4 成果の有無【図4】

補助金の成果の有無は、補助要綱等の交付目的と照らし合わせて判断することが求められるが、成果が①上がっていると回答した補助金は178件(94.2%)であった。②上がっていないと回答した補助金は11件(5.8%)であるが、その理由として、実績がない、あるいは実績が少ないためという回答が多かった。



#### 5 成果指標の有無【図5】

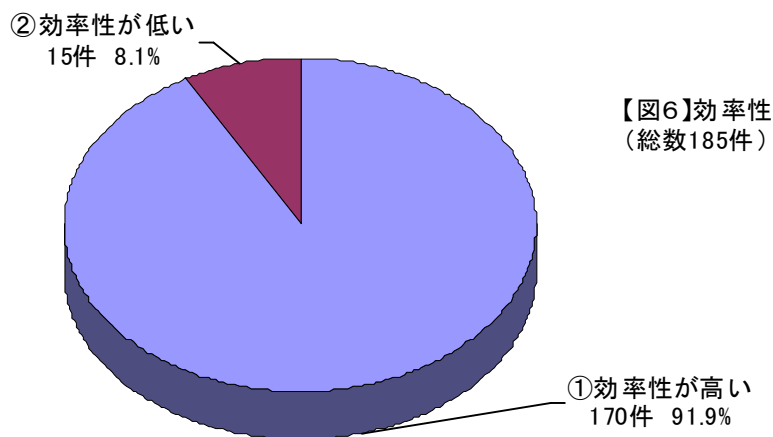
補助金の成果測定に際し成果指標を①使用していると回答した補助金は69件(36.1%)、②使用していないと回答した補助金は122件(63.9%)であった。4で成果が上がっていると回答した補助金は9割を超えたが、成果指標を使用している補助金は4割に満たず、その判断根拠が不明確である。また、成果指標を使用していない理由として、指標化が困難、指標化がそぐわないといった回答があった。区民に対する説明責任の観点から、補助事業を客観的に判断できる指標による成果測定を行うことが望ましい。



## 6 効率性【図6】

補助金の効率性については、①高いと回答した補助金が170件(91.9%)であった。②低いと回答した補助金は15件(8.1%)で、その理由として、実績がないことや処理が二課にまたがるなどの回答があった。

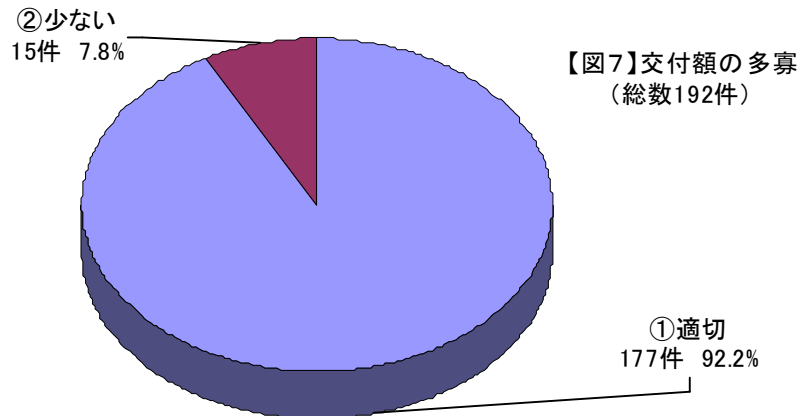
原資が貴重な税金である以上、補助金においても、最少の経費で最大の効果を実現することが求められる。効率性が低いと回答した補助金については、創意工夫のもと、効率性の向上に向けて補助条件の見直しや事務処理の改善に取り組まれない。



## 7 交付額の多寡【図7】

補助金の交付額については、①適切だと回答した補助金が177件(92.2%)、②少ないと回答した補助金が15件(7.8%)であった。

必要以上に多すぎる補助金は補助事業者等の自立を結果的に損なってしまうという側面がある。このことに十分留意して、交付額についても決算状況を踏まえて精査することが重要である。

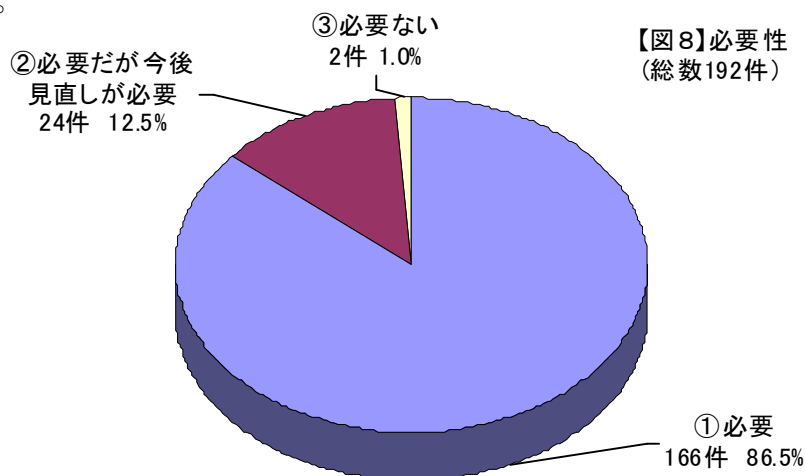


## 8 必要性【図8】

補助金の必要性については、①必要と回答した補助金が166件(86.5%)であった。②必要だが今後見直しが必要と回答した補助金は24件(12.5%)で、成果や実績が上がっていないためという回答が多かった。③必要ないと回答した補助金は2件(1.0%)で、「経営者・後継者育成研修補助金」および「幼児2人同乗自転車レンタル事業補助金」であった。

前者の「経営者・後継者育成研修補助金」は、平成22年8月に実施された事務事業見直しにおいて「必要性が低い」と評価されたものである。当該補助金の所管課は、平成23年度は新たな後継者等の育成事業を実施する予定であるとしているが、区内事業者のニーズを的確に捉えた効果的な事業を実施するよう図られたい。

また、後者の「幼児2人同乗自転車レンタル事業補助金」については、区の補助事業としては平成22年度をもって終了したが、引き続き、財団法人練馬区都市整備公社がレンタサイクル事業として実施している。





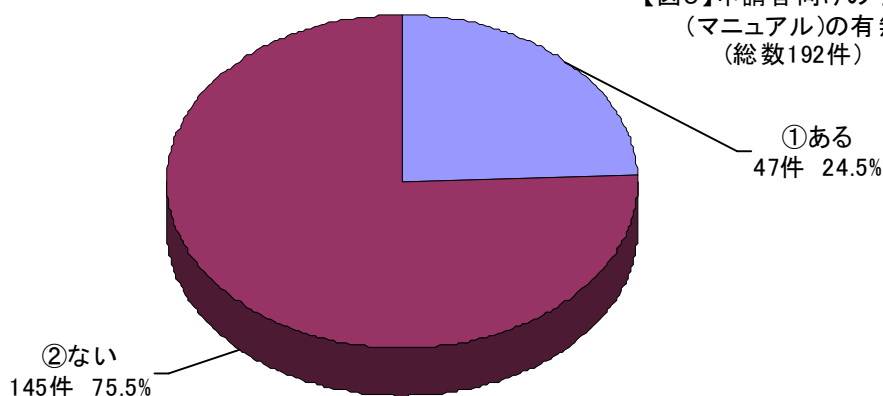
### 9 申請者向けの手引き（マニュアル）の有無【図9】

補助金の申請に際し申請者向けの手引き（マニュアル）が①あると回答した補助金は47件(24.5%)で、個人向けの補助金が多かった。②ないと回答した補助金は145件(75.5%)で、その理由として、特定の団体への補助金なので必要ないなどの回答があった。

区民がより利用しやすく、また申請時の記載もれや誤りを防止するという観点から、申請者向けの手引き（マニュアル）を整備することは重要である。また、申請書等の正確性を担保することで、事務処理の効率化につながることも期待できる。

なお、手引き（マニュアル）を作成する際は、区民の視点に立ち、分りやすく作成することが肝要である。

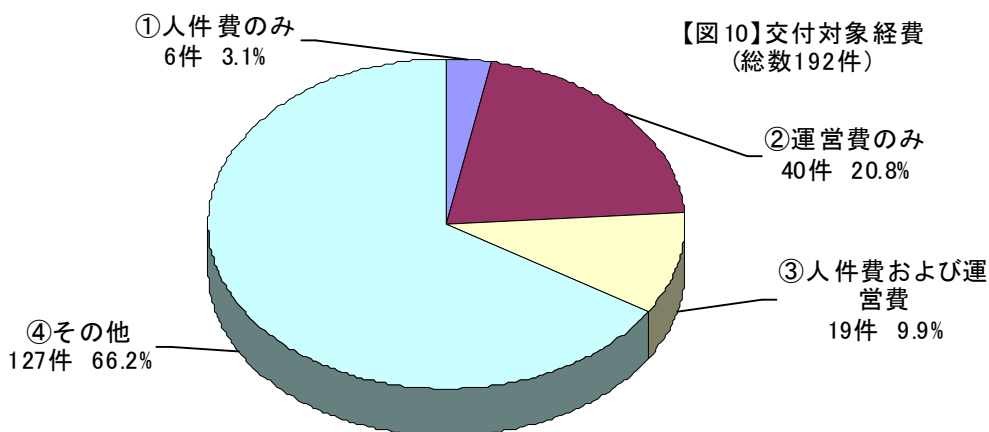
【図9】申請者向けの手引き（マニュアル）の有無（総数192件）



### 10 交付対象経費【図10】

補助金の交付対象経費については、①人件費のみと回答した補助金が6件(3.1%)、②運営費のみと回答した補助金が40件(20.8%)、③人件費および運営費と回答した補助金が19件(9.9%)であった。④その他と回答した補助金が127件(66.2%)と一番多かったが、その内容は施設整備費や個別・具体的な経費（改修経費等）などであった。

【図10】交付対象経費（総数192件）



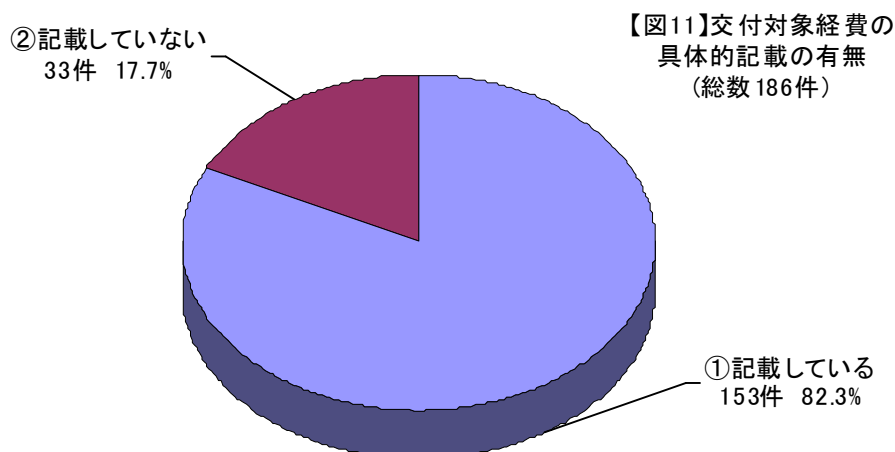
なお、補助要綱上で「区長が特に認める」旨の規定があるにもかかわらず、文書で明確に定めていない補助金が見受けられた。

また、交付対象経費の中に弁当代が含まれる補助金が見受けられたが、公益性が求められる補助金の使途として相応しいものか検討が必要である。

#### 11 交付対象経費の具体的記載の有無【図 11】

10 で交付対象経費が、運営費のみ、人件費および運営費、その他と回答した場合、交付対象経費を補助要綱等に具体的に①記載していると回答した補助金は 153 件(82.3%)であった。②記載していないと回答した補助金は 33 件(17.7%)であったが、その理由として、実績で確認するといった回答が多かった。

補助金は対象となる経費に対してのみ支出されるべきものであるため、事後的な審査の結果返還されるとしても、一旦対象外経費に対して支出してしまうことは望ましいことではない。また、返還手続等が発生することで、区および補助事業者等双方の事務処理が煩雑になることも否めない。交付対象経費については、補助事業者等が判断しやすいよう、対象内経費あるいは対象外経費について具体的に記載することが重要である。

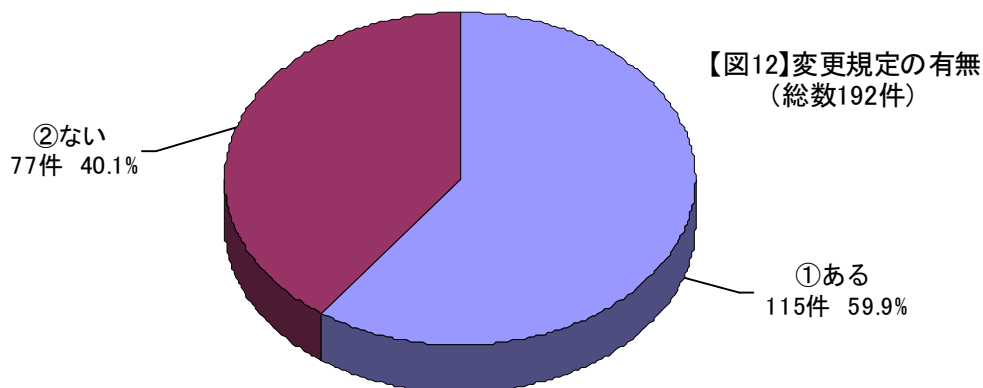


#### 12 変更規定の有無【図 12】

補助金の交付決定後に申請内容に変更があった場合の規定が補助要綱に①あると回答した補助金が 115 件(59.9%)であった。②ないと回答した補助金が 77 件(40.1%)であったが、その理由として、想定していないためという回答が多かった。

変更規定があると回答した補助金においても、定期監査や財政援助

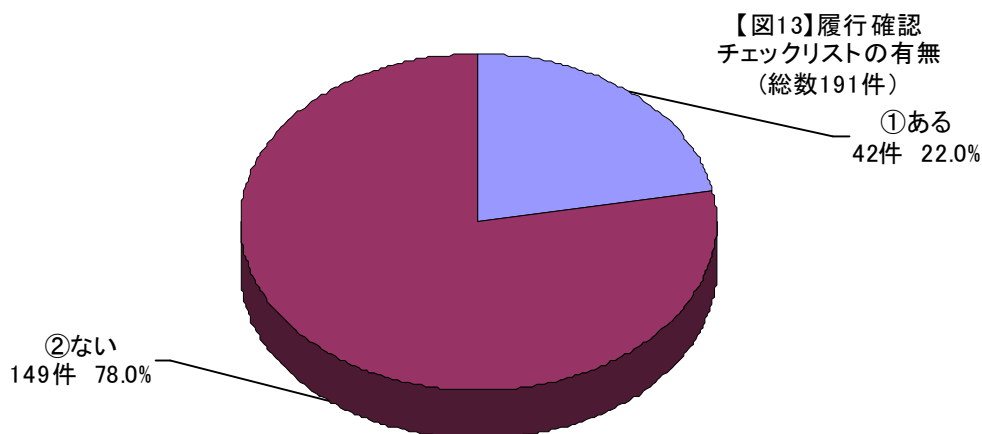
団体等監査で変更規定の履行が不十分な事例が見受けられるので、手続の遵守を徹底されたい。



### 13 履行確認チェックリストの有無【図13】

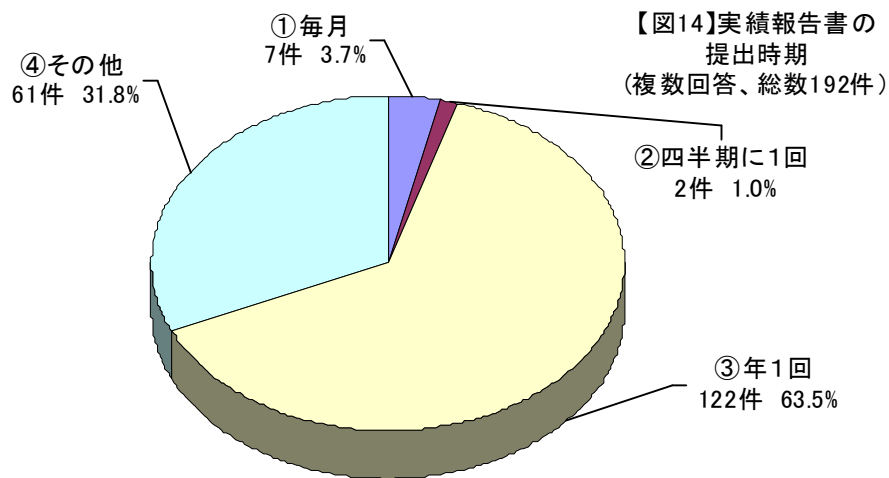
補助金の履行内容を確認するためのチェックリストが①あると回答した補助金が42件(22.0%)、②ないと回答した補助金が149件(78.0%)であった。

定期監査や財政援助団体等監査での状況をみると、所管課の履行確認が不十分なまま、交付対象外と疑われかねない経費に対して交付確定している事例があった。履行確認者による判断のばらつきや確認漏れを防ぎ、効率的な確認を行うためには、点検ポイント等を記したチェックリストを作成・使用することが望ましい。



### 14 実績報告書の提出時期【図14】

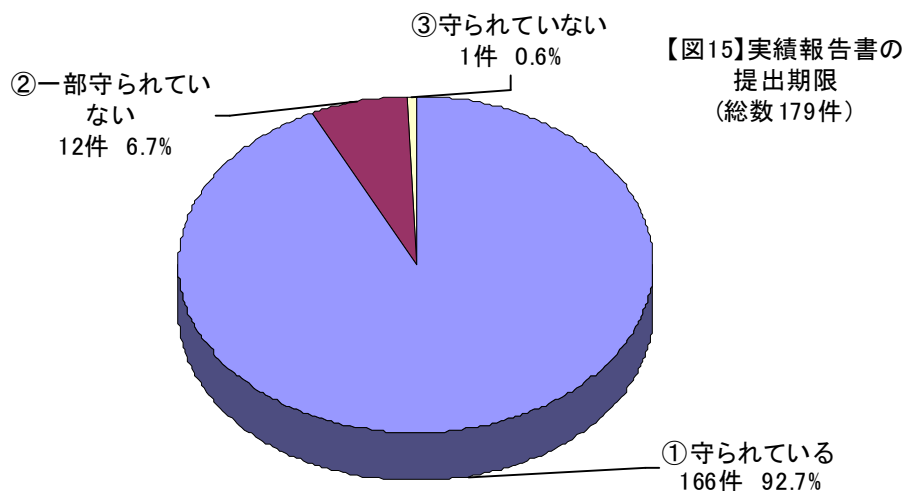
補助事業者等が実績報告書を提出する時期(回数)は、③年1回と回答した補助金が122件(63.5%)と一番多かった。①毎月と回答した補助金が7件(3.7%)、②四半期に1回と回答した補助金が2件(1.0%)であった。④その他と回答した補助金は61件(31.8%)であったが、事業完了・終了時や工事終了後という回答が多かった。



15 実績報告書の提出期限【図15】

実績報告書の提出期限が①守られていると回答した補助金が166件(92.7%)、②一部守られていないと回答した補助金が12件(6.7%)であった。③守られていないと回答した補助金は1件(0.6%)で、その理由として、提出時期が年度末の忙しい時期なのでと回答している。

提出書類の期限を遵守させることは、補助事業を円滑に進めるために不可欠なことである。所管課においては、提出期限を遵守するよう補助事業者等に対する指導を徹底されたい。なお、提出書類において、報告日等が漏れている事例が多数見受けられた。報告日等の漏れについても併せて指導されたい。



## 16 実績報告書の確認内容【図16】

①総額のみを確認すると回答した補助金は13件(7.4%)、②総額および内訳を確認すると回答した補助金は162件(92.6%)であった。

実績報告書においては、対象経費として支出した補助金が最終的にどのように使われたのか、明確に確認できることが重要である。①総額のみを確認するといった補助金については、内訳を確認する必要性が本当に無いのか、また②総額および内訳を確認すると回答した補助金は、その内容で補助対象経費の使途が明確に確認できるのか、実績報告書の様式を含めた検証をすることが求められる。

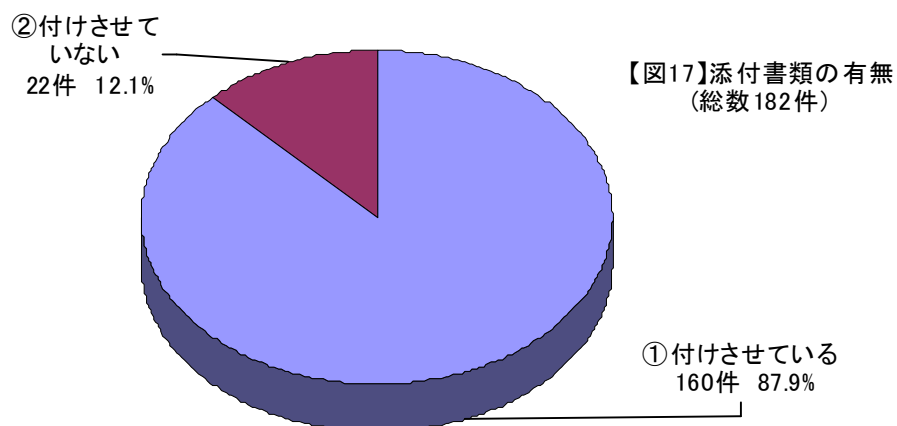


## 17 添付書類の有無【図17】

実績報告書に添付書類を①付けさせていると回答した補助金は160件(87.9%)、②付けさせていないと回答した補助金は22件(12.1%)であった。添付書類としては、収支計算書、領収書、貸借対照表等があった。

今回、補助額には影響がなかったものの、実績報告書と添付書類の照合が不十分と思われる事例が散見された。添付書類は実績報告書の記載内容を裏付ける重要な証拠書類であることを十分に踏まえた審査を行われたい。

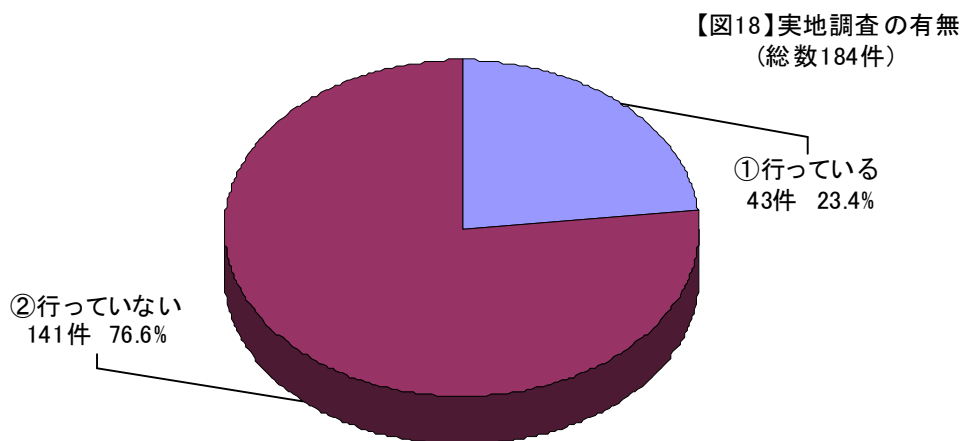
なお、不必要と思われる添付書類を提出させている補助金もあった。所管課、補助事業者等双方の負担軽減の観点から、実績報告書の内容確認のために必要な書類を精査することが必要である。



#### 18 実地調査の有無【図18】

実地調査を①行っている回答した補助金は43件(23.4%)、②行っていないと回答した補助金は141件(76.6%)であった。

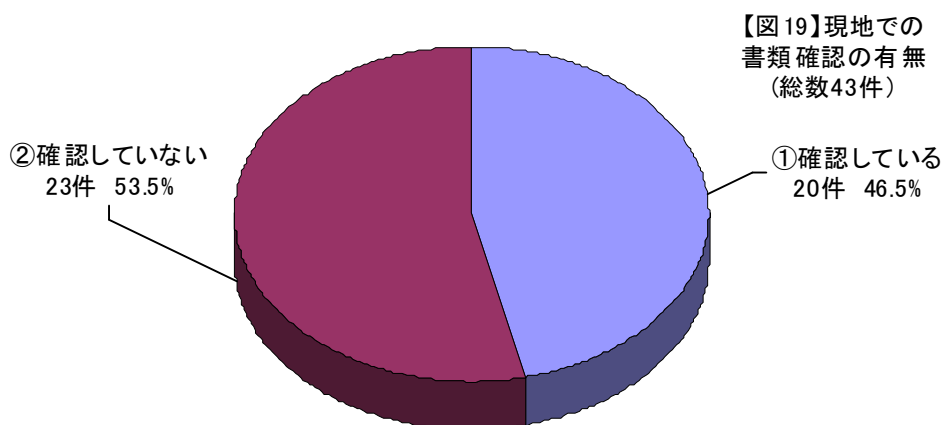
実績報告書の記載内容を確認する際、勘定元帳、領収書等現地で保管している書類の確認や現物確認などが必要となる場合がある。十分な確認ができるよう、必要に応じて実地調査も視野に入れた確認を行われたい。



なお、「保護樹木・樹林補助金(環境部みどり推進課)」の保護樹林に対する補助金について、実態調査を行っていなかった。区のみどりを保全することは、みどり30推進計画にもあるとおり、区の最重要課題のひとつである。今後は実態調査を定期的に行うよう検討されたい。

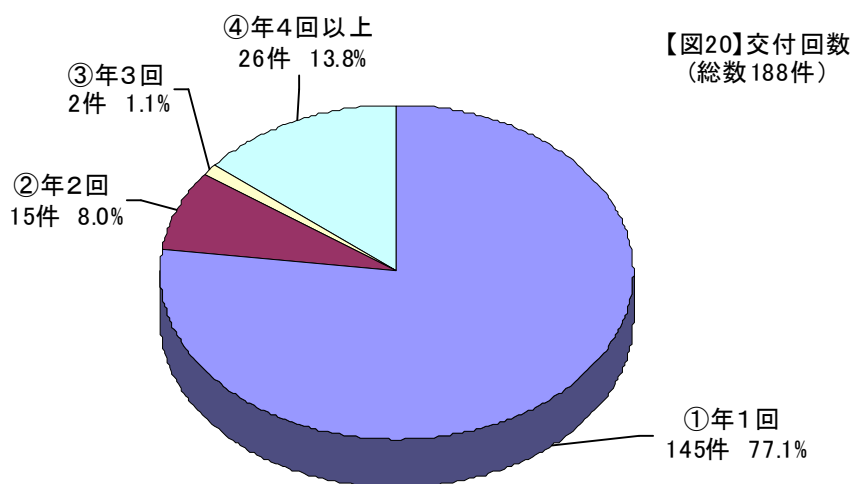
### 19 現地での書類確認の有無【図19】

18で実地調査を行っている場合、現地で書類を①確認していると回答した補助金は20件(46.5%)であった。②確認していないと回答した補助金は23件(53.5%)であった。



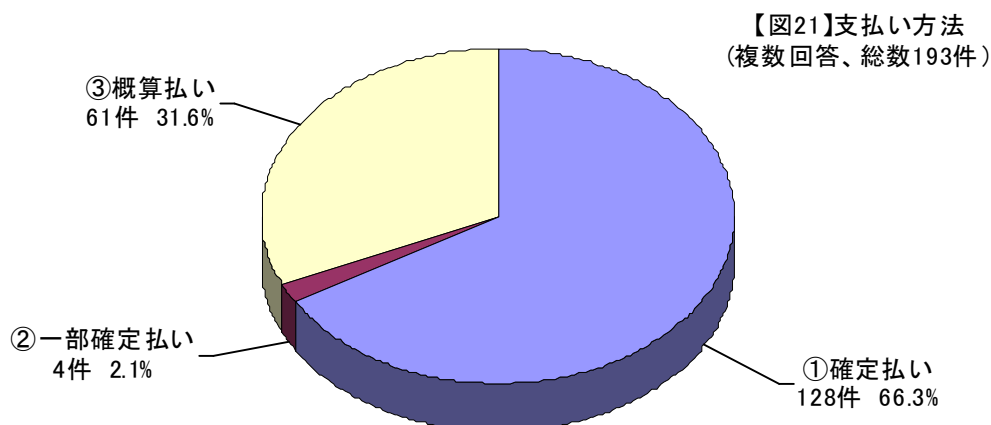
### 20 交付回数【図20】

補助金の交付回数については、①年1回と回答した補助金が145件(77.1%)、②年2回と回答した補助金が15件(8.0%)、③年3回と回答した補助金が2件(1.1%)であった。④年4回以上と回答した補助金は26件(13.8%)で、毎月交付するものや随時交付するものなどが該当している。



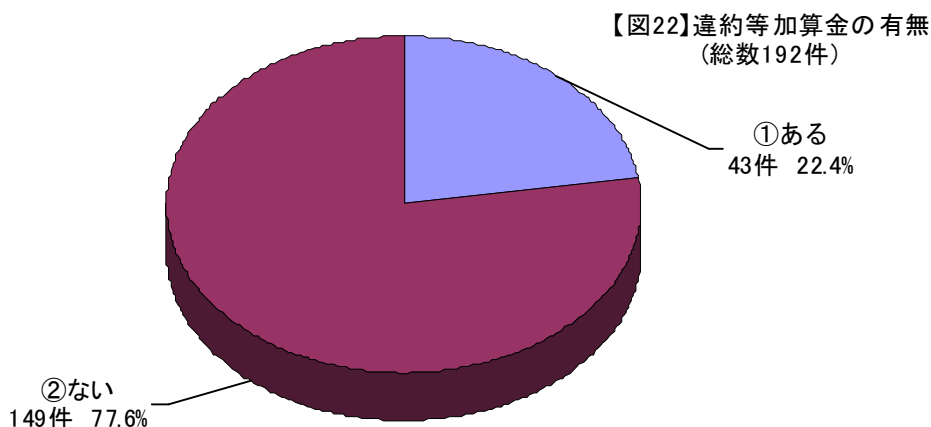
## 21 支払い方法【図 21】

補助金の支払い方法については、①確定払いと回答した補助金が 128 件(66.3%)で、③概算払いと回答した補助金が 61 件(31.6%)であった。②一部確定払いと回答した補助金は 4 件(2.1%)あったが、運営費のみ概算払いでそれ以外の経費が確定払いというものなどであった。



## 22 違約等加算金の有無【図 22】

交付決定取消等の事由で補助金を返還させる場合、違約等加算金が①あると回答した補助金は 43 件(22.4%)、②ないと回答した補助金は 149 件(77.6%)であった。違約等加算する場合の加算率としては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 19 条第 2 項にある加算率の 10.95%で規定している補助金がほとんどであった。その他の加算率としては、特別区民税・都民税の延滞にかかる割合である 14.6%で規定しているものがあった。



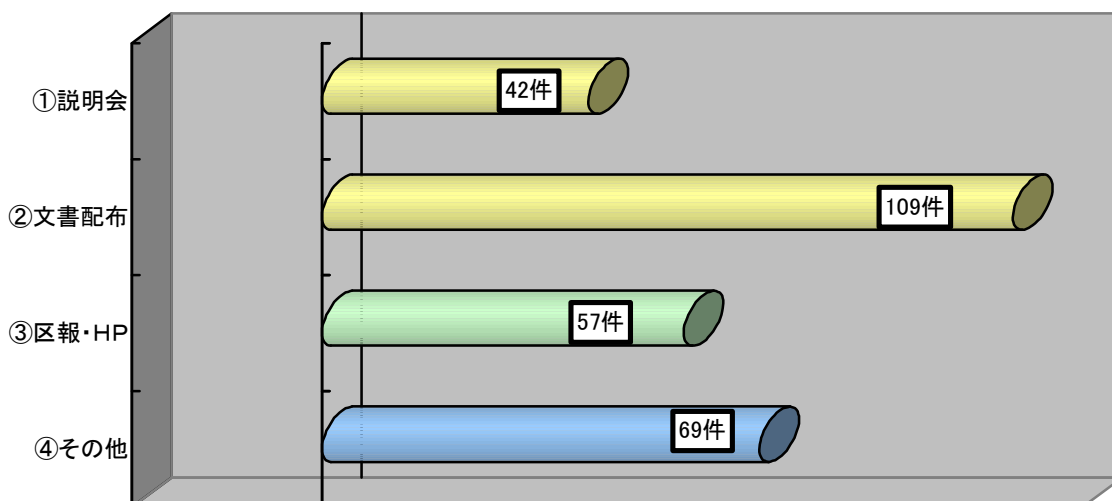


### 23 周知方法【図 23】

補助金の周知方法については、②文書配布が109件と一番多く、次いで③区報・HPが57件、①説明会が42件であった。④その他として69件の回答があったが、特定の補助事業者等を対象としているので周知は行っていないという回答が多かった。

なお、財政援助団体等監査において、補助要綱等の変更内容が補助事業者等に十分に伝わっていない事例があった。補助事業者等の理解を得られるよう、さまざまな機会を捉えて周知されたい。

【図23】周知方法(複数回答、総数277件)



## 第3 監査委員意見

### 1 補助金交付に係る適正な事務処理の確保について

補助金は、区民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるもので、公正かつ効率的に執行することが求められる。そのためには、交付申請から始まり補助金の確定・精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行うことが必要である。特に、交付目的や補助基準に照らし、交付対象経費の使途が適正であったか、実績報告書やその添付書類で十分に審査することは重要である。

アンケート調査では、実績報告書の総額のみならず内訳まで確認している補助金が9割を超え、更にその8割以上が実績報告書に添付書類を付けさせていると回答している。一方で履行内容を確認するためのチェックリ

ストの有無を調査したところ、あると回答した補助金は2割に過ぎなかった。チェックリストは、確認漏れによる誤謬や担当者による判断の差異を防ぐ有効な手段で、これを使用していないことは実質的な確認が不十分になってしまう一因ともなり得る。事実、今回、所管課から提出された補助金関係書類を検証すると、補助額には影響がなかったものの実績報告書の記載事項誤りや添付書類の漏れ・間違いが散見された。また、定期監査や財政援助団体等監査においても、履行確認が不十分なため指摘事項や要請事項となる事例が毎年度のように発生している。

今後は、補助金交付に係る適正な事務処理を確保するため、実績報告書とその証拠書類である添付書類の審査を慎重に行われたい。

また、補助金について、交付申請、決定、補助金の返還など、補助金執行に関する共通的・基本的事項を規定することで、補助金に係る執行の更なる効率化に努められたい。

なお、補助事業者等の会計方式は、公益法人会計によるもの、企業会計によるもの等さまざまなので、当該団体の会計方式に即応した確認方法についても検討されたい。

## 2 補助金の公益性および必要性について

補助金支出の法的根拠として法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあることから、補助金には公益性が必要とされる。この公益性を認定するのは長および議会ではあるが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。

また、法第 2 条第 14 項によると、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とある。更に、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条第 1 項によると、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の経費の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。このように、行政が行う事務事業執行においては高い費用対効果が求められており、法の目的から言っても客観的な効果測定が必要であると言える。

アンケート調査では必要性が高いと判断されている補助金がほとんどであったが、成果指標が作成されていない補助金も多く、その根拠が不明確である。補助金の透明性を確保し、区民への説明責任を果たす観点から、客観性のある成果指標を整備して必要性の判断を行うことが望ましい。

また、社会経済状況が変化する中、交付目的をすでに達成しているもの、

役割が薄れているもの、整理・統合すべきもの等ないか、補助金の必要性について、P D C Aサイクルに則った不断の検証が必要である。そのためには、補助要綱等へ終期を設定するサンセット方式により、補助事業を定期的に検証することが望まれる。

なお、補助金交付の適否や補助制度の運用を公平・公正に判断するためには、客観的な評価や意見を受けることも必要である。については、行政評価委員会等の活用についても検討されたい。

これからの時代、区は地域における多様な活動主体と役割分担しながら、協働により効果的・効率的に公共サービスを提供していくための環境整備が求められている。その手法のひとつとして補助金が果たす役割は大きい。

区においては平成23年度から、町会・自治会や特定非営利活動法人など地域活動団体から提案された協働事業が実施されている。これは公募型補助金に位置づけられるもので、公開プレゼンテーション等で審査過程が一定程度明らかにされているものであり、補助金の公平性・透明性を確保するためには有用な制度と考える。

既存の補助事業のスクラップアンドビルドを徹底的に行うことで財源を確保した上で、区民との協働を進める観点からこの公募型補助制度について拡充を図るなど新たな補助制度の構築に向け期待するものである。

## 部別補助金一覧表

(※この表は、アンケート調査項目中、主要項目を一覧にしたものである。)



交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				

1 危機管理室（補助金数7件）

【No. 1 区民防災組織に対する訓練等助成金】																							
練馬区区民防災組織が大地震等の災害に備えて実施する防災訓練およびその他の防災活動への助成	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (防災訓練等経費)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
【No. 2 災害時における飲料水確保に関する協定に伴う助成金】																							
災害時における飲料水確保のため	区単独	個人団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	その他
【No. 3 防犯設備整備費補助金】																							
練馬区民の安全と安心を推進する条例第8条第1項の規定に基づき、同条例第16条に定める安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区における防犯対策の向上を図ること	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (機器購入等経費)	有	有	無	その他 (補助事業終了時)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布
【No. 4 地域防犯防火連携組織運営費補助金】																							
区民等が地域で行う防犯防火にかかる活動を行うため、地域防犯防火連携組織を設置した際に、その運営に係る経費に対する補助金を交付することで、安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	年1回	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会
【No. 5 防犯協会補助金】																							
補助金を交付することにより、区の防犯に資するため	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	無	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布

表-1

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 6 防火防災協会補助金】</b>																							
補助金を交付することにより、防火防災協会活動の推進を図り、もって練馬区の防火防災思想の普及および高揚に資する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 7 消防団補助金】</b>																							
消防団活動の推進を図り、もって練馬区の消防に資する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>2 総務部（補助金数2件）</b>																							
<b>【No. 8 原水爆禁止運動推進団体補助金】</b>																							
各団体の原水爆禁止世界大会広島大会および長崎大会への派遣事業について、「非核都市練馬区宣言」の趣旨にのっとり、核兵器の廃絶と軍縮にむけた区民活動を補助し、区民の平和意識高揚に寄与するため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (旅費)	有	無	無	その他 (事業 終了後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (周知無)
<b>【No. 9 自己啓発助成金】</b>																							
職員の自己啓発意欲を喚起するとともに、人材育成を図り、もって勤務能率の向上に寄与する。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (研修 受講料)	有	無	無	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (職員支援 サイトへ の掲載)
<b>3 区民部（補助金数1件）</b>																							
<b>【No. 10 納税貯蓄組合連合会補助金】</b>																							
練馬区内の納税貯蓄組合連合会の納税推進に関する事業に対する補助として。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	運営費	無	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	その他 (団体へ 連絡)

表-2

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				

4 産業地域振興部（補助金数37件）

【No. 11 公衆浴場季節事業等補助金】																							
練馬区内の公衆浴場業者が行う伝統的風習行事等である季節事業に対し、区がその費用の一部を補助し、区がその費用の一部を補助し、公衆浴場利用の喚起を図るとともに、地域住民のコミュニティ形成の促進に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(営業経費)	無	無	無	その他(請求時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回以上	確定	無	その他(団体へ直接説明)
【No. 12 公衆浴場施設設備改善事業補助金】																							
自家風呂設置者の増加による公衆浴場経営に及ぼす影響を考慮し、公衆浴場施設設備の改善、近代化に必要な費用の一部を助成することにより、公衆浴場の経営の安定と振興を図り、もって区内の公衆衛生を確保し、増進することを目的とする。	その他	個人団体	有	上がっている	有	高い	少ない	必要	無	その他(工事費用)	有	無	無	その他(請求時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他(支部長に説明)
【No. 13 燃料費助成金】																							
練馬区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費の一部を助成することにより、経営の安定化に資するとともに、公衆浴場の転廃業を防止し、区民の利便性と保健衛生の向上に寄与することを目的としている。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(燃料費)	有	無	無	その他(年2回)	守られている	総額と内訳	無	無	—	年2回	確定	無	その他(支部長に案内)
【No. 14 トライアル雇用充実助成金】																							
国のトライアル雇用事業を行う区内事業所に対し、当該トライアル雇用に係る負担の一部を助成することにより、若年者や中高年齢者等の正規就労を促進する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	無	無	その他(申請時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回以上	確定	無	文書配布 区報・HP その他 (出張相談等)
【No. 15 ホームページ作成補助金】																							
区内の中小企業、商工会等が、ホームページを作成する場合に、その経費の一部を補助することによりインターネットを活用した情報化を積極的に支援し、地域産業の振興に寄与すること	区単独	個人団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他(HP作成委託費)	有	有	無	その他(随時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (練馬産業情報に掲載)

表-3



交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 16 見本市等出展支援事業補助金】</b>																							
区内の製造業者およびその団体に対し、見本市等に出展する経費の一部を補助することにより、見本市等の出展を通じて区内製造業者の販路拡大および自立的発展を図る。	区単独	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (会場 使用料等)	有	有	無	その他 (随時)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載)
<b>【No. 17 ISO認証取得支援事業補助金】</b>																							
国際標準化機構（ISO）が定めた規格の認証取得を予定している練馬区内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助することにより、区内事業所による認証取得への取組を促進し、区内中小企業者の競争力および経営基盤の強化を図る。	区単独	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (コンサル 派遣経費等)	有	有	無	その他 (随時)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載)
<b>【No. 18 経営者・後継者育成研修補助金】</b>																							
区内の中小企業の経営者または後継者等が、経営の向上に資する研修を受講する場合に、その経費の一部を補助することにより、意欲のある次世代経営者の育成を図り、もって区内の中小企業の振興に寄与すること	区単独	個人 団体	有	上がっていない	無	高い	適切	必要 ない	有	その他 (入学金、 受講料、 教材費)	有	有	無	その他 (随時)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (チラシ)
<b>【No. 19 練馬漬物産物産展事業補助金】</b>																							
練馬の伝統的産物である漬物の展示・即売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産物の振興を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (会場 設営費等)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年1回	概算	無	その他 (対象団体 にのみ 周知)
<b>【No. 20 異業種交流補助金】</b>																							
新製品・新技術の開発を目的として、区内中小企業が個々の保有する技術・情報・人材などを相互活用する企業間交流活動に対して、練馬区が支援することにより中小企業の活性化を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (謝金、 委託費等)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年1回	概算	無	区報・HP その他 (チラシ)

表-4

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 21 生鮮食料品共同販売事業補助金】</b>																							
生鮮食料品取扱店が加盟する各小売店商業団体が自主的に行う生鮮食料品共同販売事業に対し区が支援を行い、その組織化および協業化を促進し、健全な経営基盤の発展に寄与することを図り、区民により良い生鮮食料品を提供する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(仕入費、消耗品費)	有	有	無	その他(事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年4回以上	確定	無	その他(対象団体のみに周知)
<b>【No. 22 創業支援貸付利子補給金】</b>																							
事業資金の融資あっせんを金融機関に行うことにより、区内中小企業者の経営の安定と維持改善を図り、もって練馬区の産業の振興発展に寄与する。	区単独	個人団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他(設備資金等の利息の一部)	有	有	無	毎月その他(随時)	守られている	総額と内訳	無	無	—	年4回以上	確定	無	区報・HPその他(取扱金融機関を通して)
<b>【No. 23 優良種子助成金】</b>																							
優良種子の導入を援助することにより、優良品種の普及および品種、規格の統一を促進し、区内野菜生産者の生産意欲の向上および農業経営の安定を図るとともに、質のよい練馬区産農産物を区内消費者に還元する。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	少ない	必要だが見直し要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会文書配布
<b>【No. 24 土壌改良・病害防止助成金】</b>																							
連作等により病害にかかりやすく、やせた農地の土壌を回復し、病害を防止するためにかかった経費の一部を助成することにより、区内野菜生産者の生産意欲の向上と農業経営の安定を図るとともに、質のよい農産物を区内消費者に確保する。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	少ない	必要だが見直し要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会文書配布
<b>【No. 25 練馬大根伝来種保存事業施設整備費等補助金】</b>																							
区の代表的な地場農産物である練馬大根の伝来種の保存事業において、農作業施設の整備等に要する経費を補助することにより、伝来種を安定的に増産し、伝来種で生産した練馬大根および当該大根を加工した沢庵漬けを広く消費者に還元し、もって地場農産物の育成およびブランド化を図る。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(施設整備費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会文書配布

表-5

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 26 金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金】</b>																							
東京あおば農業協同組合が実施する国産ビール麦「金子ゴールデン」を使用した地ビールの製品化に係る事業に対し、その経費の一部を助成することにより、高付加価値の地場農産物加工品を区内消費者に還元し、もって地場農産物の育成およびブランド化を図る。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要だが見直し要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 27 生産緑地保全整備事業補助金】</b>																							
生産緑地の保全整備を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、農業経営の安定および都市と調和のとれた農業の確立を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 28 都市型農業経営支援事業補助金】</b>																							
練馬区において多様化する区民ニーズに応えながら、都市にある農地の機能を最大限に発揮した創意工夫のある農業経営を支援することにより、都市農業の担い手を育成し、区民と農業者にとって魅力ある都市農業経営の実現を図る。	その他	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 29 農業体験農園管理運営費補助金】</b>																							
区民が余暇活動としての農作業等を行うための農業体験農園を整備し、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図る。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布
<b>【No. 30 農業体験農園施設整備費補助金】</b>																							
区民が余暇活動としての農作業等を行うための農業体験農園を整備し、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図る。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	説明会 文書配布

表-6

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法	
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査					現地書類確認
<b>【No. 31 商工業団体振興補助金】</b>																							
練馬区商店街連合会が行う事業を支援することにより、区内商店会活動の充実を図り、区内商業の振興発展に寄与する。	区単独	団体	—	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (運営費・事業費)	無	有	無	その他 (事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年4回以上	確定	無	文書配布
<b>【No. 31-2 商工業団体振興補助金】</b>																							
(社)練馬産業連合会が行う事業に対し、その経費の一部補助することにより、事業活動の充実を図り、区内産業の振興発展に寄与する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (団体ニュースの発行)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (直接団体へ案内)
<b>【No. 31-3 商工業団体振興補助金】</b>																							
練馬区商店街振興組合連合会が行う事業に対して、その経費の一部を補助することにより、商店会活動の充実を図り、区内商業の振興発展に寄与する。	区単独	団体	—	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	無	有	無	その他 (事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年4回以上	確定	無	文書配布
<b>【No. 32 いきいき商店街支援事業補助金】</b>																							
商店会が実施する工夫とアイデアが活かされた事業を支援することにより、活気ある魅力的な商店街づくりを促進する。	区単独 区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	有	その他 (事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	文書配布
<b>【No. 33 商店街共同施設維持管理費補助金】</b>																							
商店街が保有する共同施設の維持管理に係る経費について、区が経費の一部を補助することにより、快適な商店街環境の維持につとめ、もって商店街通行者の安全確保と区内商業の活性化に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (電気料、修繕・維持管理費用)	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布

表-7

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 34 にぎわい商店街支援事業補助金】</b>																							
練馬区内の商店会が主体となって実施する各種の催事、朝市、夕市、青空市および売出しを支援することにより、近隣住民を中心とする消費者との交流や商業活動の活性化を促進し、もって区内商業の健全な発展に資する。	区単独 区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	無	その他 (事業終了後)	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	文書配布
<b>【No. 35 商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金】</b>																							
区内の商店街が実施する、商店街にある空き店舗を活用して産地直送による販売等を行う事業を支援することにより、近隣住民を中心とする消費者との交流や、にぎわいと活気のある魅力的な商店街づくりを促進し、もって区内商店街の活性化に寄与する。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	無	その他 (事業終了後)	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	文書配布
<b>【No. 36 商店街振興組合事業運営補助金】</b>																							
商店街振興組合の事業運営に要する経費を支援することにより、振興組合の健全な発展を図る。	区単独	団体	—	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	その他 (報告書無)	—	—	—	—	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 37 活力ある商店街づくり補助金】</b>																							
練馬区商店街連合会に支援することにより、にぎわいと活力ある魅力的な商店街づくりを促進し、区内商店街の活性化に寄与する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 38 商店街空き店舗入居促進補助金】</b>																							
新規起業家や商店街に不足する業種などの出店を促進し、商店街に発生した空き店舗の解消を図り、商業集積である商店街の賑わいを回復する。	区単独	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (改修費、賃借料)	有	有	無	その他 (工事終了後・賃借支払後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配布 区報・HP

表-8

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 39 練馬アニメーション協議会事業補助金】</b>																							
練馬区内のアニメーション関連企業が組織する練馬アニメーション協議会が実施する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、練馬区のアニメーション産業の振興を図るとともに、「アニメのまち 練馬区」を区内、さらに国内外に広くPRし、新しいビジネスモデルの構築と国際的レベルでの販路拡大などアニメーション協議会の事業活動の促進に資することを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (出展料等)	有	有	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	年2回	概算	無	文書配布
<b>【No. 40 練馬まつり補助金】</b>																							
まつり事業（練馬まつり事業および照姫まつり事業をいう。）を主催する練馬まつり実行委員会および照姫まつり実行委員会（以下「対象団体」という。）に対し、練馬区（以下「区」という。）が補助金の交付等の補助を行うことにより、まつり事業の継続的開催を支援し、当該事業を通じた地域住民の相互交流の促進、地域のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 41 照姫まつり補助金】</b>																							
まつり事業（練馬まつり事業および照姫まつり事業をいう。）を主催する練馬まつり実行委員会および照姫まつり実行委員会（以下「対象団体」という。）に対し、練馬区（以下「区」という。）が補助金の交付等の補助を行うことにより、まつり事業の継続的開催を支援し、当該事業を通じた地域住民の相互交流の促進、地域のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 42 地区祭補助金】</b>																							
地区祭実行委員会（青少年育成地区委員会、町会および自治会等が中心となり構成される）が開催する地区祭に対し必要な補助を行うことにより、地域の活性化、ふるさと意識の醸成を図る。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (事業費)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会
<b>【No. 43 町会・自治会掲示板設置等補助金】</b>																							
町会・自治会が設置し、または管理する掲示板の新設もしくは建替えまたは修繕に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の福祉増進と地域活動の活性化を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (掲示板新設 等経費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	— (随時)	確定	無	文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)

表-9

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法	
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査					現地書類確認
<b>【No. 44 自治活動推進協力費】</b>																							
町会または自治会の自主的な活動に対し協力費を交付することにより、町会等の活動の推進を図り、もって地域の活性化の向上を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	無	有	無	その他(町会等決算確定後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 45 施設利用補助金】</b>																							
旅館、ホテルおよび民宿を区民保養施設として指定し、区民の利用に供することにより、区民の健康増進に資することを目的とする。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要だが見直し要	有	その他(施設利用料)	有	有	有	毎月	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回以上	確定	無	文書配布 区報・PR
<b>【No. 46 指定葬儀場使用料助成金】</b>																							
区が通夜・葬儀の場所として指定した施設を区民が利用した場合に、使用料助成金を補助することにより、区民サービスの向上を図る。	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(会場使用料)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 47 町会・自治会施設建設等補助金】</b>																							
町会または自治会が町会会館など自主的な活動を行うための施設を新築、建替えまたは購入もしくは増築、改修または修繕する場合に、町会等に対して施設の建設等に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の相互交流および自主的な活動の場を確保し、区民生活の向上を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他(建設等経費)	有	有	無	その他(工事終了後)	守られている	総額と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	区報・HP その他 (パンフレット)

5 福祉部（補助金数38件）

<b>【No. 48 保護司会補助金】</b>																							
事業経費の一部を補助することにより、犯罪をした者の改善および更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全および住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	運営費	無	無	無	年1回	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認						交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				
<b>【No. 49 後見人等謝礼補助金】</b>																							
判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため	その他(都100%)	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	無	無	その他(随時)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他(後見人に説明)
<b>【No. 50 権利擁護センター運営補助金】</b>																							
練馬区社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業担当部署に、練馬区長の附属機関である保健福祉サービス苦情調整委員事務局を置き、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の業務を分担することによって。必要とする人が適切なサービスを利用できるように支援するため	その他(都100%)	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	文書配布
<b>【No. 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金】</b>																							
中国残留邦人等に対する支援事業を実施することにより、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における自立の促進および生活の安定を図ることを目的とする。	その他(国100%)	個人 団体	有	上がっている	有	低い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	その他	一部守られていない	総額と内訳	無	無	—	年2回	概算	無	その他(周知無)
<b>【No. 52 相談情報ひろば事業助成金】</b>																							
地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な場所を提供しながら地域交流を深めること	その他(都100%)	団体	有	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	毎月	守られている	総額と内訳	無	無	—	年4回以上	概算	有	文書配布
<b>【No. 53 非営利地域福祉活動補助金】</b>																							
地域で非営利の福祉活動を行っている民間の団体に対し、経費の一部補助等、活動を支援することにより、区民の互助に基づく在宅福祉サービス等の振興を図り、もって地域福祉の総合的な発展に資することを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	概算	無	文書配布 区報・HP

表-11



交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 54 地域福祉普及啓発活動補助金】</b>																							
地域の団体が実施する地域福祉普及啓発活動に対して経費の一部を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金】</b>																							
「練馬区福祉のまちづくり総合計画」の基本方針等に沿った活動および整備に関する提案を公募し、区民自らが主体となって行う企画提案の実施を支援することにより、福祉のまちづくりの推進と福祉の向上に寄与する。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	その他	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	一部 確定 概算	有	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金】</b>																							
区立特別養護老人ホーム、デイサービスセンターおよび経費老人ホームを運営している事業者が、福祉サービス第三者評価を受審する際に要する費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を定着させ、利用者本位の福祉の実現を図る。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	その他 (周知無)
<b>【No. 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金(相談支援事業経費を除く)】</b>																							
練馬区内の介護サービス事業者における、専門性を持った介護者の育成と人材確保の支援を目的として、社会福祉法人社会福祉事業団が設立する練馬介護人材育成・研修センターの運営に対し、補助金を交付することにより、区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 57-2 介護人材育成・研修センター運営費補助金(相談支援事業経費)】</b>																							
練馬区内の介護サービス事業者における、専門性を持った介護者の育成と人材確保の支援を目的として、社会福祉法人社会福祉事業団が設立する練馬介護人材育成・研修センターの運営に対し、補助金を交付することにより、区民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)

表-12

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認					
<b>【No. 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金】</b>																								
社団法人練馬区シルバー人材センターが運営するアクティブシニア支援室の高齢者就業・社会参加支援事業について、経費を補助することにより、地域の高齢者の就業機会の創出および多様な働き方の支援を図ることを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	その他	守られている	総額 と内訳	無	無	—	年1回	概算	有	その他 (対象団体のみ通知)	
<b>【No. 59 家賃等補助金】</b>																								
住宅に困窮している高齢者に、公営住宅への転居が決まるまでに、一定の水準を確保した居室を提供する。	区単独	個人	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (賃貸借 経費)	有	無	—	—	—	—	—	—	—	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP
<b>【No. 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金】</b>																								
社会福祉法人が特別養護老人ホーム等を建設する際の建設費の一部および福祉医療機構から借入れた資金の償還費の一部を助成する。	区単独	団体	有	上がっている	—	—	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	—	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP	
<b>【No. 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金】</b>																								
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、整備費の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	—	無	—	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	—	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP	
<b>【No. 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金】</b>																								
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、整備費の一部を助成することにより、区の高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	—	無	—	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	—	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP	

表-13

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金】</b>																							
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、夜間対応型訪問介護事業の拠点のオペレーションセンターの設備整備の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	上がっている	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られて いる	－	有	無	－	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 64 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の開所初年に係る設備整備費補助金】</b>																							
練馬区夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の事業を行う事業者に対して、拠点の開所初年に係る設備整備費の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	上がっている	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られて いる	－	有	無	－	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 65 施設開設準備経費補助金】</b>																							
地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、開設時から安定した質の高いサービスを提供できるようにするため、拠点の開設準備に要する費用の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	その他	団体	有	上がっている	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られて いる	－	有	無	－	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 66 介護老人保健施設施設整備費補助金】</b>																							
医療法人等が介護老人保健施設を建設する際の建設費の一部を年度ごとの工事出来高に応じて助成する。	区単独	団体	有	－	無	－	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	年1回	守られて いる	－	有	無	－	年4回 以上	確定	有	区報・HP
<b>【No. 67 老人クラブ連合会補助金】</b>																							
練馬区老人クラブ連合会は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行っている。練馬区老人クラブ連合会が行う活動に対し、その事業費の一部を助成することにより、その円滑な執行に寄与することを目的とする。	区・都・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	無	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	無	有	無	年1回	確定	無	文書配布

表-14

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 67-2 寿文化祭運営費補助金】</b>																							
練馬区老人クラブ連合会は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行っている。練馬区老人クラブ連合会が行う活動に対し、その事業費の一部を助成することにより、その円滑な執行に寄与することを目的とする。	区・都・国	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	有	無	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 68 老人クラブ補助金】</b>																							
老人クラブは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的として結成している。老人クラブの活動に対して、その事業費を助成し、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。	区・都・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	無	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布
<b>【No. 69 高齢者サークル助成金】</b>																							
練馬区内の高齢者サークルの活動を社会還元する事業に助成することにより、高齢者が社会とのつながりを深め、いきいきをもっていきいきと過ごすために、社会参加やボランティア活動を促進し高齢者の福祉の向上に寄与すること	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	区報・HP
<b>【No. 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金】</b>																							
練馬区内に存する介護サービス事務所に勤務する介護支援専門員の資格更新に係る経費の一部を助成することにより、介護支援専門員の維持・確保を図る。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (受講費用)	無	無	無	その他	守られている	総額	有	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布
<b>【No. 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（認知症高齢者グループホーム等）】</b>																							
練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及・定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	その他 (都100%)	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	有	文書配布 区報・HP

表-15

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 71-2 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（障害者在宅系サービス等）】</b>																							
練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	区・都	団体	有	上がっていない	無	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	その他	— (実績無のため)	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会
<b>【No. 71-3 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（私立認可保育所）】※所管部は児童青少年部</b>																							
福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 71-4 福祉サービス第三者評価受審費用助成金（認証保育所）】※所管部は児童青少年部</b>																							
福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため	その他 (都単独)	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (受審費用)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 72 生計困難者に対する利用者負担軽減助成費（社会福祉法人等）】</b>																							
低所得で特に生計が困難であると保険者が認定した者に対し、サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担額を軽減した場合に、それによって生じた法人負担分について補助を行う。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業者負担の超過分)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布
<b>【No. 73 生計困難者に対する利用者負担軽減助成費（介護保険サービス提供事業者）】</b>																							
低所得で特に生計が困難であると保険者が認定した者に対し、サービスを提供する法人が利用者負担額を軽減した場合に、それによって生じた法人負担分について補助を行う。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業者負担の超過分)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布

表-16

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 74 福祉団体運営費補助金（練馬区肢体不自由児者父母の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-2 福祉団体運営費補助金（練馬区身体障害者福祉協会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-3 福祉団体運営費補助金（練馬区難聴児者を持つ親の会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-4 福祉団体運営費補助金（練馬区聴覚障害者協会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 74-5 福祉団体運営費補助金（練馬区視覚障害者福祉協会）】</b>																							
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)

表-17

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認					
<b>【No. 74-6 福祉団体運営費補助金（練馬手をつなぐ親の会）】</b>																								
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)	
<b>【No. 74-7 福祉団体運営費補助金（練馬障害者を持つ親の会）】</b>																								
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)	
<b>【No. 74-8 福祉団体運営費補助金（被爆者練馬の会）】</b>																								
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)	
<b>【No. 74-9 福祉団体運営費補助金（NPO法人練馬精神障害者家族会）】</b>																								
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)	
<b>【No. 74-10 福祉団体運営費補助金（練馬区介護人派遣センター）】</b>																								
障害者福祉の向上などを目的とした団体の運営費の一部を助成することにより、福祉団体の発展を図る。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)	

表-18

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認					
<b>【No. 75 精神障害回復途上者通所訓練事業運営費補助金】</b>																								
精神障害回復途上者通所訓練事業を行う団体に対し事業に要する経費の一部を補助することにより安定した事業運営を支援し、障害者の日中活動の場を確保、精神障害回復途上者の社会復帰の促進を図る。	区単独 区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	一部 確定	有	説明会 文書配布	
<b>【No. 76 精神障害回復途上者通所訓練事業に係る通所者交通費助成金】</b>																								
事業所に通所する障害者の負担を軽減し、定期的・継続的に通所できるようにするため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (通所者 交通費)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	説明会 文書配布	
<b>【No. 77 障害者グループホーム整備費補助金】</b>																								
障害者の地域における居住の場の整備対策として、グループホーム等の施設整備に要する経費を補助し、障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布	
<b>【No. 78 障害者グループホーム等防火設備整備費補助金】</b>																								
障害者グループホーム等を運営する法人に対し、スプリンクラー等の防火設備設置に係る経費の補助を行うことで、消防法により義務付けられた防火設備の設置を促進し、グループホーム等利用者の安全な生活を確保することを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (スプリンクラー 設備等経費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	—	総額 と内訳	有	—	—	年1回	確定	有	説明会 文書配布	
<b>【No. 79 新体系移行支援事業運営費補助金】</b>																								
障害者自立支援法に規定する新事業体系へ移行した事業所に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図る。	区単独 その他 (都100%)	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	一部 確定	有	説明会 文書配布	

表-19



交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 80 新体系移行支援事業に係る通所者交通費補助金】</b>																							
事業所に通所する障害者の負担を軽減し、定期的・継続的に通所できるようにするため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (通所者 交通費)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	説明会 文書配布
<b>【No. 81 障害者短期入所（ショートステイ）事業所整備費補助金】</b>																							
障害者の在宅サービスの充実に必要な整備対策の一環として、短期入所（ショートステイ）事業所を設置する場合、その施設整備等に要する経費に対して、補助することで、障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。	区・都	団体	有	上がっていない	無	低い	適切	必要だが 見直し要	無	その他 (施設 整備費)	有	有	無	その他 (事業 完了時)	—	総額 と内訳	有	—	—	—	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 82 グループホーム等運営費助成金】</b>																							
共同生活および共同生活援助を行う事業所の安定的な運営を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を支援するため	区・都	団体	有	上がっていない	無	低い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	その他	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会
<b>【No. 83 自己所有電話基本料金等助成費】</b>																							
在宅の重度身体障害者に対する電話料金等の助成を行うことにより、障害者の福祉の増進を図るため	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (基本 料金等)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年3回	確定	無	区報・HP
<b>【No. 84 障害者施設整備費補助金】</b>																							
社会福祉法人が知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等を整備するにあたり、練馬区が補助を行うことにより障害者福祉の向上を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (用地取得費 等)	有	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	その他 (相談時に 案内)

表-20

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 85 高齢者等世帯家具転倒防止器具等設置費補助金】</b>																							
ひとりぐらし高齢者や心身障害者等の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付費を助成することによって、地震等による家具の転倒を防ぎ、当該高齢者や心身障害者の安全を図る。	区・都 その他	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (工事費)	有	有	有	毎月	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>6 健康部（補助金数5件）</b>																							
<b>【No. 86 マンモグラフィ機器購入費補助金】</b>																							
社団法人練馬区医師会が、マンモグラフィを購入するに際し、その費用を補助することにより、練馬区の乳がん検診の充実を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要だが 見直し要	無	その他 (購入費)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 87 飼い猫の去勢・不妊手術費助成金】</b>																							
飼い猫に去勢・不妊手術を施すことにより、屋外での繁殖行動をなくし、地域において飼い主のいない猫（野良猫）が増えることを防ぎ、もって地域環境の悪化を防ぐことを目的とする。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (手術料金)	有	無	無	毎月	守られている	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP
<b>【No. 88 地域猫去勢・不妊手術費助成金】</b>																							
登録ボランティアが自らの管理下にある飼い主のいない猫（地域猫）の去勢・不妊手術をする際に、その手術費用の一部を助成することにより、登録ボランティアの活動を支援することを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (手術料金)	有	無	無	毎月	守られている	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP
<b>【No. 89 東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会事業助成金】</b>																							
東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会が行う事業に要する経費の一部を助成することにより、区民の覚せい剤に対する正しい理解と薬物乱用禍の根絶を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (直接連絡)

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 90 ねずみ防除工事費用助成金】</b>																							
介護保険法に基づく要介護または要支援認定を受けている区民が、区が指定する事業者によりねずみ防除工事を行う際に、工事費用の軽減を図る。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (工事費用)	有	無	有	その他 (随時)	守られて いる	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	区報・HP

7 地域医療担当部（補助金数5件）

<b>【No. 91 練馬区医師会訪問看護ステーション事業運営費補助金】</b>																							
介護保険法および健康保険法等に基づき、社団法人練馬区医師会が設置する指定訪問看護ステーションの運営に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行および事業の充実を図ることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	その他 (周知無)
<b>【No. 92 地域医療推進事業補助金】</b>																							
社団法人練馬区医師会が実施する地域医療推進のための事業に要する経費の一部を補助することにより、練馬区の地域医療の充実を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	有	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	その他 (周知無)
<b>【No. 93 (財)東京都医療保健協会施設整備資金利子補給金】</b>																							
医療施設の整備を促進し、地域医療基盤の充実を図ること	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (利子 補給金)	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	その他 (周知無)
<b>【No. 94 磁気共鳴画像診断装置設置補助金】</b>																							
地域の医療健診に係る体制の充実を図り区民の健康増進に資する。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (機器導入 経費)	有	有	無	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	その他 (周知無)

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 95 事務所賃借補助金（日本大学医学部付属練馬光が丘病院対策費）】</b>																							
日本大学医学部付属練馬光が丘病院の経営を支援することにより、区民要望の強い救急医療・小児医療・周産期医療などの医療環境を維持すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事務所賃借料)	有	無	無	その他 (請求書、 支払経過)	守られて いる	総額 と内訳	無	無	—	年2回	確定	無	その他 (周知無)
<b>8 児童青少年部（補助金数24件）</b>																							
<b>【No. 96 母子寡婦福祉連合会に対する補助金】</b>																							
練馬区母子寡婦福祉連合会に対して事業経費の一部を補助することにより、母子家庭、寡婦家庭等の福祉向上などを図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	無	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (該当団体 へ通知)
<b>【No. 97 放課後児童等の広場(民間学童保育)事業運営費補助金】</b>																							
社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の団体で、地域社会において子育てを支援する事業を実施する団体が、区内において児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の地域における子育て支援に関する事業を実施するにあたり、一定の要件を満たす場合に、事業が円滑に運営されるように運営費を助成するもの	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	人件費 運営費	有	有	有	毎月	守られて いる	総額 と内訳	無	有	有	年2回	概算	無	文書配布
<b>【No. 98 子育て支援情報提供事業補助金】</b>																							
子育て支援団体が、子育て支援情報を提供する事業を行う場合に、経費の一部を補助することによって、区民の子育てに関する情報取得を容易にし、区における子育て支援に資するため	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	少ない	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 99 民設子育てのひろば事業補助金】</b>																							
未就園児のいる子育て家庭の交流を促進し、区における子育て支援に資することを目的とする。	区・都	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	区報・HP

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ ク リス ト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類 確認
<b>【No. 100 私立保育園協会補助金】</b>																							
練馬区私立保育園協会の行う研修活動等を奨励し、もって、練馬区における保育事業の振興を図るため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会
<b>【No. 101 一時預かり事業補助金】</b>																							
児童および家庭の福祉向上を図るため	区・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	有	文書配布
<b>【No. 102 私立保育所年末保育事業補助金】</b>																							
保育に欠ける児童に対して適切な保護を図り、もって児童福祉の向上を図るため	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 103 私立保育所施設整備資金利子補給金】</b>																							
私立保育所の整備拡充を促進し、もって児童福祉の増進を図るため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (利子)	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 104 私立保育所施設整備費補助金】</b>																							
社会福祉法人が保育所を新設するにあたり、これに要する経費の一部を練馬区が補助し、児童福祉の向上を図る。	区・都・国	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (建設費等)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	その他 (個別案内)

表-24

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ ク リス ト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 105 私立保育所設置促進事業補助金】</b>																							
土地・建物を賃借して私立保育所を設置する事業者に対し、練馬区が整備等に要する経費の一部を補助する。	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (建設費等)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	無	年4回 以上	確定	有	その他 (個別案 内)
<b>【No. 106 施設補助金（保育室）】</b>																							
保育室事業の円滑な執行を図るため	その他 (財調)	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (保険料等)	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年2回	概算	無	文書配布
<b>【No. 107 認証保育所運営費補助金】</b>																							
要保育児童の受け入れ先を確保することにより多様な保育需要への対応を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。	その他 (財調)	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	有	有	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 108 認証保育所開設準備等経費補助金】</b>																							
要保育児童の受け入れ先を確保することにより多様な保育需要への対応を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。	その他 (財調)	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (工事費等)	有	無	無	その他 (申請時)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	— (開設 時に1 度)	確定	有	説明会 文書配布
<b>【No. 109 認証保育所学校110番設置経費補助金】</b>																							
不審者等、非常事態発生時の対策として、保育所への設置を促進するため	その他 (都100%)	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (設置経費)	有	無	無	その他 (申請時)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	無	— (開設 時に1 度)	確定	有	説明会 文書配布

表-25

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 110 認証保育所保育料補助金】</b>																							
認証保育所に在籍する児童の保護者 に対して補助金を交付することにより、 保護者の負担を軽減するため	区単独	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (保育料)	有	無	無	四半期に 1回	守られて いる	総額	無	無	—	年4回 以上	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 111 研修費補助金（家庭福祉員）】</b>																							
家庭福祉員の資質の向上を図るため	その他 (財調)	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (研修費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 111-2 施設補助金（家庭福祉員）】</b>																							
家庭福祉員事業の円滑な執行を図る ため	その他 (財調)	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他 (補助員 雇上費等)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 111-3 共済掛金補助金（家庭福祉員）】</b>																							
家庭福祉員事業の円滑な執行を図る ため	その他 (財調)	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (共済掛金)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No112 研修費補助金（駅型）】</b>																							
家庭福祉員および区が指定した団体の 職員の資質の向上を図るため	区・都	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (研修費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等										履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認					
<b>【No. 112-2 施設補助金（駅型）】</b>																								
グループ保育室事業の円滑な執行を図るため	区・都	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他（補助員雇上費等）	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布	
<b>【No. 112-3 共済掛金補助金（駅型）】</b>																								
グループ保育室事業の円滑な執行を図るため	区・都	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他（共済掛金）	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布	
<b>【No. 113 短期特例保育補助金】</b>																								
保育員および児童の傷害保険、保育員の細菌検査等、事業を運営するうえで必要な措置をとるため	区・都	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	その他（保険料等）	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	説明会 文書配布	
<b>【No. 114 私立幼稚園預かり保育事業費補助金】</b>																								
保育に欠ける児童に対して適切な保護を図り、もって保育所等の入所待機児の解消と幼稚園教育の振興を図るため	区単独	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	概算	有	文書配布	
<b>【No. 115 認定こども園運営費等補助金】</b>																								
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため	区・都	団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回 以上	確定	有	文書配布	

表-27



交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 116 研修費補助金】</b>																							
青少年育成地区委員会会長および委員の資質を向上し、青少年の健全育成活動の振興を図る。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	その他	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 117 民間遊び場運営費等補助金】</b>																							
民間遊び場の運営および設備に関する経費の補助について必要な事項を定め、民間遊び場の設置の促進および有効かつ適切な活用を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	人件費 運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年4回 以上	一部 確定	無	文書配布
<b>【No. 118 民間遊び場管理委員会委員ボランティア保険補助金】</b>																							
民間遊び場管理委員会委員が活動従事中に被った事故について補てんすることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (保険料)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 119 民間遊び場損害賠償責任保険補助金】</b>																							
民間遊び場内で発生した身体傷害事故について法律上の損害賠償責任を補てんする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (保険料)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>9 環境部（補助金数9件）</b>																							
<b>【No. 120 地球温暖化対策小規模事業者用設備設置補助金】</b>																							
練馬区において事業所に高効率給湯器等の省エネルギー設備を設置する事業者に対して、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進および事業者の環境意識の高揚を図ることを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (設備設置 費用)	有	有	有	その他 (設置後 申請)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 121 地球温暖化対策住宅用設備設置補助金】</b>																							
練馬区において住宅に太陽光発電設備等の新エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民に対して、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進および区民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。	区単独 区・都	個人	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (設備設置 費用)	有	有	有	その他 (設置後 申請)	守られ ている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 122 吹付けアスベスト等除去工事助成金】</b>																							
練馬区内に所在する建築物等の吹付けアスベスト等除去工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりに役立てることを目的とする。	その他 (国50%)	個人 団体	有	上が っていない	無	高い	適切	必要	有	その他 (除去・処分 費用)	無	有	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	有	無	年1回	確定	有	説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 123 事業所建築物のアスベスト調査経費の助成金】</b>																							
練馬区内に存する自らの事業所等のアスベスト調査を行う事業者に対して、調査に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって事業者および区民の健康を確保することを目的とする。	その他 (国100%)	個人 団体	有	上が っていない	無	高い	適切	必要	有	その他 (調査費用)	無	無	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 124 建築物アスベスト調査経費の助成金】</b>																							
練馬区内に存するアスベスト調査を行う所有者に対して、調査に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって事業者および区民の健康を確保することを目的とする。	その他 (国100%)	個人 団体	有	上が っていない	無	高い	適切	必要	有	その他 (調査費用)	無	無	有	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 125 保護樹木・樹林補助金】</b>																							
保護樹木・樹林の維持管理を支援するため	区単独	個人 団体	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (経費全般)	無	有	無	その他 (実績 報告書無)	—	—	—	—	—	年1回	確定	無	文書配布

表-29

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 126 みどりの街並みづくり助成金（生け垣）】</b>																							
生け垣の設置に要する経費の一部を助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、もってみどり豊かで潤いのある街並みを形成する。	区単独	個人 団体	有	上が っている	有	高い	適切	必要	有	その他 (材料費、 人件費等)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 126-2 みどりの街並みづくり助成金（屋上緑化）】</b>																							
建築物の屋上緑化に要する経費の一部を助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、もってみどり豊かで潤いのある街並みを形成する。	区単独	個人 団体	有	上が っていない	有	低い	少ない	必要だが 見直し要	有	その他 (材料費、 人件費)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 126-3 みどりの街並みづくり助成金（壁面緑化）】</b>																							
建築物の壁面緑化に要する経費の一部を助成することにより、都市環境の改善および生活環境の向上を図り、もってみどり豊かで潤いのある街並みを形成する。	区単独	個人 団体	有	上が っていない	有	低い	少ない	必要だが 見直し要	有	その他 (材料費、 人件費)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフレット)
<b>【No. 127 在宅医療廃棄物回収事業補助金】</b>																							
在宅医療に伴い排出される廃棄物のうち使用済みの注射針の適正処理を推進し、区民およびごみ収集時の作業員の安全を確保するとともに、事業者による使用済み注射針の安定的な回収システムの構築を支援する。	区単独	団体	有	上が っている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られ ている	総額 と内訳	有	無	-	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 128 家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金】</b>																							
家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の使用を促進し、リサイクルの推進およびごみの減量を図ることを目的とする。	区単独	個人	有	上が っていない	無	低い	適切	必要	有	その他 (購入費)	有	無	無	その他 (実績 報告書無)	-	-	-	無	-	年1回	確定	無	文書配布 区報・HP その他 (ポスター、チ ラ)

表-30

交付目的	補助金構成	交付対象	審査基準	評価等									履行確認							交付回数	支払方法	違約加算	周知方法
				成果	指標	効率性	交付額の多寡	必要性	手引き	対象経費	具体的記載	変更規定	チェックリスト	提出時期	提出期限	確認内容	添付書類	実地調査	現地書類確認				

10 都市整備部（補助金数10件）

【No. 129 土地区画整理事業助成金】																							
土地区画整理を施行する組合等へ助成を行うことにより、公共施設の整備改善を図り、健全な市街地の形成に寄与する。	その他	個人団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他（築造・改築経費）	有	有	有	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	文書配布
【No. 130 都市防災不燃化促進助成金】																							
大規模な地震等に伴い発生する火災から区民の生命・身体等の安全を確保するため、不燃化促進区域内において耐火建築物を建築する者に対して、建築に要する費用の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。	区・都区・都・国	個人団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他（建築費）	有	有	有	年1回	守られている	総額	無	有	無	年1回	確定	無	文書配布 区報・HP
【No. 131 密集住宅市街地整備促進事業助成金】																							
密集住宅市街地において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、あわせて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。	区・都区・都・国 その他	個人団体	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他（事業費、直接経費のみ）	有	有	無	その他（四半期に1回、半年に1回、事業完了時）	守られている	総額と内訳	有	有	無	年2回（四半期ごと）	確定	無	説明会 区報・HP その他（パンフレット）
【No. 132 大江戸線延伸促進期成同盟に対する補助金】																							
大江戸線延伸促進期成同盟（以下「期成同盟」という。）という関係地域住民、区議会議員および区代表者で組織する団体に対し、補助金を交付することにより大江戸線の光が丘から大泉学園町方面への延伸の早期実現を図るとともに、延伸予定地域の市街地整備の促進に寄与する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	その他（運営費、事業費）	無	有	無	その他（補助金の決定に係る会計年度が終了した時）	守られている	総額と内訳	有	有	有	年1回	概算	無	その他（周知不要）
【No. 133 戸建住宅耐震改修工事等助成金】																							
耐震診断および実施設計に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要だが見直し要	無	その他（診断・設計経費）	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 133-2 戸建住宅耐震改修工事等助成金】</b>																							
耐震改修工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国	個人	有	上がっている	有	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(工事費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 134 民間建築物耐震改修工事等助成金】</b>																							
耐震診断および実施設計に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国 その他	個人 団体	有	上がっている	無	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(診断・設計経費)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 134-2 民間建築物耐震改修工事等助成金】</b>																							
耐震改修工事等に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国 その他	個人 団体	有	上がっていない	有	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(工事費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 135 木造戸建住宅簡易補強工事助成金】</b>																							
簡易補強工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。	区・国	個人	有	上がっている	有	低い	少ない	必要だが見直し要	無	その他(工事費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	有	無	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP
<b>【No. 136 耐震シェルター等設置助成金】</b>																							
耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。	区・都	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(設置費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額	有	無	—	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP

表-32

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類確認
<b>【No. 137 道路拡幅整備等助成金】</b>																							
4m未満の狭い道路を拡幅することにより、良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを推進するため	区単独	個人 団体	有	上がっている	有	低い	少ない	必要だが 見直し要	有	その他 (整備費、 事務手続費)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (申請・ 相談時)
<b>【No. 138 福祉のまちづくり整備助成金】</b>																							
建築物の改修等を行う事業主または建築主に対し、バリアフリーを目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性および安全性の向上を図り、もって年齢、性別、および障害の有無等に関わらず様々な人々の自立と社会参加を促進することを目的とする。	区・都	個人 団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (改修費用)	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	区報・HP その他 (パンフ・個 別説明)
<b>11 土木部（補助金数4件）</b>																							
<b>【No. 139 私道整備助成金】</b>																							
練馬区内において私道を舗装する者および私道に排水設備を設置する者に対し、助成金を交付することにより、私道の舗装および排水設備の促進を図り、区民の生活環境向上に資することを目的とする。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (工事費)	有	有	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	有	区報・HP
<b>【No. 140 雨水浸透施設整備助成金】</b>																							
練馬区総合治水計画に基づき、建築物の屋根の雨水を地下に浸透させる施設を設置する者に対し必要な費用を助成することにより、河川への雨水流出を抑制し、練馬区の水害の軽減を図るとともに、地下水の涵養を促し、もって自然環境の保全と回復に資することを目的とする。	区・都	個人	有	上がっている	有	高い	適切	必要	有	その他 (設置 費用等)	有	無	有	年1回	守られている	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	説明会 文書配布 区報・HP その他 (チラシ)
<b>【No. 141 交通安全協会補助金】</b>																							
区内における交通安全の啓蒙啓発を目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知不 要)

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 142 幼児2人同乗用自転車レンタル事業補助金】</b>																							
平成21年7月の東京都道路交通規則改正に伴い利用が可能となった、「幼児2人同乗用自転車」のレンタル事業を行う財団法人練馬区都市整備公社に対して当該事業に関する経費を補助することで、幼児2人同乗用自転車の普及啓発を行うことを目的としている。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要 ない	無	運営費	有	無	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (周知不 要)

12 学校教育部（補助金数10件）

<b>【No. 143 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金】</b>																							
外国人学校(東京朝鮮学校および東京韓国学校)に在籍する児童および生徒の保護者に対して補助金を交付することにより、その負担を軽減する。	区単独	個人	有	上がっている	無	高い	適切	必要	有	その他 (就学経費)	有	無	無	その他	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配布
<b>【No. 144 学校教育関係団体補助金（小学校教育会教育研究会活動に関する事業）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 144-2 学校教育関係団体補助金（中学校教育研究会教育研究活動に関する事業）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	無	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 144-3 学校教育関係団体補助金（小学校教育会水泳記録会）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 144-4 学校教育関係団体補助金（小学校教育会音楽鑑賞教室）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-5 学校教育関係団体補助金（小学校教育会連合音楽会）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-6 学校教育関係団体補助金（小学校教育会連合図工展）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-7 学校教育関係団体補助金（小学校教育会連合書初展）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-8 学校教育関係団体補助金（①小学校教育会都連合学芸会②小学校教育会都連合図工展③小学校教育会都連合書初展）】</b>																							
学校教育に関する研究活動、教職員の研修、福利厚生その他の事業の推進を図り、持って学校教育の振興、発展に寄与すること	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (事業費)	無	有	無	年1回	守られている	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布



交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等										履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類 確認				
<b>【No. 144-9 学校教育関係団体補助金（学校保健会補助金）】</b>																							
学校保健の研究、推進に関する事業に対する補助金	区単独	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 144-10 学校教育関係団体補助金（むし歯予防対策補助金）】</b>																							
小中学校の「むし歯半減運動」の運営に要する補助金が必要なため	その他	団体	無	上がっている	有	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	有	無	年1回	確定	無	その他 (事前協議)
<b>【No. 144-11 学校教育関係団体補助金（区立幼稚園教育会補助金）】</b>																							
練馬区立幼稚園教育会の研究事業にかかる費用を補助することにより、練馬区内の幼稚園教育の振興普及に資するため	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	有	有	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (周知対象外)
<b>【No. 145 私立幼稚園等就園奨励費補助金】</b>																							
所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的としたもので、幼稚園の就園機会の確保を図る。	区・国	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要だが見直し要	無	その他 (入園料、保育料)	無	無	有	その他 (実績報告書無)	—	—	—	—	—	年2回	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 146 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金】</b>																							
幼児の保護者が負担する保育料に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興と充実を図る。	区・都	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要	無	その他 (保育料)	有	無	有	その他 (実績報告書無)	—	—	—	—	—	年2回	確定	無	文書配布 区報・HP

表-36

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 147 私立幼稚園等入園児保護者補助金】</b>																							
入園する園児の保護者が負担する入園料に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減および公立幼稚園との保護者負担の格差是正を図る。	区単独	個人	有	上がっている	無	低い	適切	必要	無	その他 (入園料)	有	無	有	その他 (実績 報告書無)	—	—	—	—	—	年1回	確定	無	文書配布 区報・HP
<b>【No. 148 私立幼稚園施設整備資金利子補給費】</b>																							
私立幼稚園が施設環境等を整備するために金融機関から借り入れた資金に対し、その利子を補給することにより、私立幼稚園の幼児教育の振興と発展を図るため	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (利息のみ)	有	有	有	四半期に 1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年4回	確定	無	その他 (周知無)
<b>【No. 149 私立幼稚園行事費等助成金】</b>																							
私立幼稚園が行う行事及び保健衛生の事業に要する経費について、助成金を交付することにより、幼稚園教育の振興を図るとともに保護者の経費負担の軽減に資することを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	運営費	無	無	有	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	無	無	—	年1回	概算	無	文書配布
<b>【No. 150 私立幼稚園教職員教育研修会補助金】</b>																							
練馬区内の私立幼稚園教職員の資質向上を期し、幼稚園教育の振興を図るため	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	無	無	無	年1回	守られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	概算	無	その他 (周知無)
<b>【No. 151 私立幼稚園教育環境整備費補助金】</b>																							
私立幼稚園の振興と教育環境の維持向上を目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費 運営費	有	無	有	年1回	一部守 られて いない	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他 (周知無)

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認						交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法	
				成果	指標	効率性	交付額の 多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェッ クリ スト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査					現地 書類 確認
<b>【No. 152 私立幼稚園学級補助員配置助成費】</b>																							
特別に配慮を要する幼児が在籍すること等により安定した集団生活が得られない学級のある私立幼稚園が、学級の健全化を図るため学級補助員を配置した場合、その費用の一部を助成することにより、特別に配慮を要する幼児などの就園を推進するとともに、幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。	区単独	団体	有	上がっている	無	高い	適切	必要	無	人件費	—	有	有	年1回	一部守られていない	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配付

13 生涯学習部（補助金数3件）

<b>【No. 153 文化財保護事業に関する奨励金および補助金】</b>																							
奨励金・・・文化財保護の奨励 補助金・・・文化財の保護・保存	区単独	個人 団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (工事費等)	有	有	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	有	有	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 154 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金（都民体育大会練馬区代表選手派遣費・参加費・選抜および強化費）】</b>																							
広く都民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、都民生活を明るく豊かにすることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (派遣費等)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年3回	確定	無	文書配布
<b>【No. 154-2 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金（都民生涯スポーツ大会の練馬区代表選手派遣事業）】</b>																							
都民生涯スポーツ大会は、都民スポーツ愛好者の中で、中・高齢者を対象としたスポーツ大会であり、参加者が互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興を目的としている。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他 (派遣費、 事務経費)	有	無	無	年1回	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 154-3 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金（都民スポレクふれあい大会への練馬区代表選手派遣経費）】</b>																							
都民スポレクふれあい大会に練馬区代表として参加のため、費用の一部を補助する。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	少ない	必要	無	その他 (派遣費、 事務経費)	有	無	無	その他 (事業 終了後)	守られて いる	総額 と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	その他

交付目的	補助金 構成	交付 対象	審査 基準	評価等									履行確認							交付 回数	支払 方法	違約 加算	周知 方法
				成果	指標	効率性	交付額 の多寡	必要性	手引き	対象 経費	具体的 記載	変更 規定	チェック リスト	提出 時期	提出 期限	確認 内容	添付 書類	実地 調査	現地 書類確認				
<b>【No. 154-4 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金(城北地区対抗競技会練馬区代表選手派遣事業)】</b>																							
城北地区の社会体育振興を図るため、城北地区の区又は教育委員会をもって構成し参加区の代表選手による親善又は対抗の試合を開催し、各区の親善と競技交流を図り、同時に関係職員の研究会を開催し、資料・意見の交換を行うことにより、大会等の運営方法及び社会体育全般についての向上に努めることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要だが見直し要	無	その他(交通費)	有	無	無	その他(事業終了後)	守られている	総額と内訳	有	無	—	年1回	確定	無	文書配布
<b>【No. 155 練馬区釣魚連合会に対する交付金】</b>																							
広く都民の間にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、都民生活を明るく豊かにすることを目的とする。	区単独	団体	無	上がっている	無	高い	適切	必要	無	その他(派遣費)	有	無	無	年1回	守られている	総額と内訳	有	無	—	年2回	確定	無	文書配布



平成22年度（2010年度）  
練馬区監査結果報告集

平成23年6月発行

編集・発行 練馬区監査事務局

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話03（5984）4729